の役の時を指す●私闘、自分勝手の戰、後三年の役の時を指す、（前項と共に卷二奥羽戰亂の記事を參照すべし）●私恩、義家の私財を以て將士を賞せし如きをいふ●喚咻、息を吹きかけて煖たむる、いたはること●柄、權●唾手起、手に唾をはきかけて起つ、勇んで著手すること●臣節、臣下たるもの〻守るべき節義●舊志、ふるき記錄●私祝、内々にて祈る●割據一隅、一地方をさき取つて、そこに立て籠る●素附、もとから附いて居る、父祖の時より從屬つて居ること●廷臣、朝廷の臣下、大江廣元、三善康信の如きをいふ●抱才而不逞、才氣を持ちながら思ふ存分にならぬ●極隳、極端まで廢れはてる●碁布、碁石を竝べる如くに配置する、守護地頭を置きしをいふ●制其命、その死命を制するで、生命をも支配して自由にすること●智術、智慮術數●劫持、押へつける、劫は脅、持は制の義で、威力を以て抑へる意味●籠絡、籠は包む、絡は纏ぶ、くるめ込んで自由にすること●自至、自然に及んで來ること。

（通解）去り乍ら、拙者がいつも思ふには、天下の大權が、源氏に歸して居たのは、久しいもので、それをば、源氏は、自から知らなかつたのである。賴義義家が、東北諸國の事を取り扱き治めて、その人民の寇を防ぎ之を保護したことは、前後を通じて十五年であつた。それを、朝廷では、關係もなく知りもせぬ樣な風で、その手柄を立てゝ、將士の爲めに賞典を請ふた際などは、時日を延ばす計りで決定もせず、甚しいのになると、それをば、自分勝手の喧嘩であるといひ、首を送るために請ふた官の割符も止めて與へず、源氏をして、已むを得ず、私の恩惠を以て賞を與へ、將士をいたはらせる樣なことにさせた。さすれば、これ、朝廷が、自から、その征伐したり、刑に處したり、賞を與へたりする大權をすてゝ、之を源氏に與へた譯になるので、遂には、東北の豪傑どもをして、たとひ天子に背くとも、源氏に背いてはならぬ、と、曰はしむる樣になつたのである。この時に當つて、義家をして、一たび手に唾して起たしめたならば、箱根山より東は、朝廷の領分ではなく、義家の手に歸して仕舞つて、大權の掌握は、是非とも賴朝を待たねばならぬ程ではなかつたのである。しかも、義家は、妄に臣下たる節義を失ふ樣なことをせず、以て其身を終つたので。それが、やがて、幸福を子孫に貽すことになつた譯である。古い記錄には、賴朝の伊豆の伊東を逃げた時、心の中に、内々、「何卒關東八箇國に主領となりたひ、それが叶はずば、せめて伊豆を支配して、伊東祐親に怨を報ひたい」といつたと稱して居るが、これによつて見ると、賴朝の最初の思惑は、どこか片隅に割據するに過ぎなかつたのである。然るに、豪傑どもの素から源氏に附いて居る者が、爭つてその御用を務め、兵鋒の向ふ所、勝たぬといふことなく、又、朝廷の臣下で、才氣をかゝへながら、思ふ存分に仕事が出來なんだ手合を得て、その及ばざる所を補ひ助け、その上、丁度、國家の制度が極端に廢れはてた時に出くわしたので、謂はゆる素からの從屬者をば、守護地頭として、七道の間に、碁石の如くに配置し、坐つて居ながら、活殺の權を握つてその生命をも支配することになつた。これ、その智慮と術數とが、上は朝廷を始め、下は人民をも抑へ附け、一世をくるめ込んで仕舞ふものが有つたのではあるが、また、時勢の自然に茲に及んで來たもので、それといふも、その源は、父や祖父の貽せし幸

福より出たことと申す外はないのである。

吾嘗聞之縉紳之家。鎌倉之興。大江三善之徒。有竊抱民部省簿記而往者。亦可以見人心所向矣。夫王家自放失其權。而莫之或收。民安所倚哉。於是。王族之任其器者。代而操之。以宰天下。亦不得已之勢也。源氏以清和之胄。世勤勞王事。以至於賴朝。經營艱苦。剏建大業。以致天下小康。而不敢僭踰。恭順其跡。又再傳乃亡。天未艾源氏之福也。是以足利氏。新田氏。皆以清和之源。更起宰天下。而皆以上將代操國權。以服事天子。莫非襲賴朝之故者。則是賴朝爲天下萬世。創不得已之事。以立不可踰之限。而君臣之際。兩得其宜也。不然。焉知莽。操。懿。卓。不接踵我國哉。雖曰賴朝有功德於天下。勝其父祖可也。

（訓釋）縉紳、公卿をいふ、縉は挿、紳は大帶、笏を大帶に挿むものとの意より、貴人のことをかくいふなり●民部省簿記、土地戸口などの記したる帳面●莫之或收、これを收むるものあるなくばの義で、權力を取りおさめる樣の者がなかつたらばの意●任其器者、天下を支配するだけの器にかなつた者、即ちそれだけの器量を持つて居る者●宰、支配する●胄、後裔、血すぢ●經營、經は度る、營は爲す、種々に工夫して組み立てること●剏建、新に始めること、剏は創なり●小康、少しく無事なること●僭踰、分限を踰へて高上りする●恭順、謙遜で上に順ふこと●跡、行跡●艾、盡す●莽操懿卓、前漢の王莽、孝平帝を弑し、孺子嬰を廢して簒立し、國を新と號せり、後漢の曹操獻帝の丞相となり、魏公に封ぜられ、既にして爵を進め王となり、天子の車服を用ゆるに至りしが、その子丕に至つて簒立し、追尊して大祖武皇帝と諡せり、魏の司馬懿、明帝の遺託を受け、その孤芳を奉ぜしが、自から丞相となつて權を恣にし、漸く簒奪の計を爲し、その孫昭に及び、遂に魏に代つて帝となり、國を晉と號せり、後漢の董卓、少帝辯を廢して陳留王協を立つ、之を獻帝とす、卓後に辯を酖殺し、權を專にし威福を弄せしが、終に呂布の爲めに刺され、吏民皆萬歳と稱し、百姓之を聞いて道路に歌舞し、酒肉を買ふて慶するに至れり●接踵、前者の踵に接して後者出で來る、續々と出て來ること。

（通解）拙者は、以前、公卿の家で承つたことがある。鎌倉幕府の興つた時、大江三善などの輩で、そつと、民部省の帳面をかゝへて往つたものがあると。これを以ても、當時人心の向ふ所を見ることが出來る。夫れ、皇室が、自から其大權を手離しゝて、之を拾ひ取るものがないとすれば、人民は。どこに賴るところがあらうか。かくては、王族の中で、それだけの器量を備へて居る者が、代つて之を執り、以て天下を支配するのは、これまた、已むを得ぬ勢なのである。源氏は、清和天皇の血筋を以て、代々王事に骨折り、以て賴朝に至つたもので、種々組立に工夫し、艱難辛苦して、創めて幕府設立の大業を起し、以てしばらく天下の平安を致したのであるが、しかも、敢て分限を踰えて高上りするではなく、その心術は兎も角も、その行迹は、自から謙つて朝廷に順ふことに致して居る。しかるに、又、僅かに二代傳はつて、そこで亡びたのは、天が、まだ、源氏に與ふべき幸福を、餘らず盡して仕舞はぬので、それ故、足利氏や新田氏が、

執れも、清和の源氏を以て、かはる〳〵起つて、天下を支配した。しかも、執れも、上將軍を以て、天子に代つて國權を執り、以て天子に從い事へて居たのは、賴朝の昔を受け繼いだのでない者はないので、さすれば、これ、賴朝は、天下萬世の爲に、已むを得ざるの事を創めて、それで以て、踰ゆることの出來ぬ分限を立てたもので、そして、君臣の間柄が、雙方ともに其宜を得たのである。さもない時には、どうして、王莽や、曹操や、司馬懿や、董卓の如き亂臣が、我が國にも、踵を接して、續々と出て來ないことが知れやうぞ、賴朝の天下に功德のあることは、その父祖に勝ると申したとても、宜しいのである。

日本外史講義　卷三終

源氏後記

北條氏

賴襄子成原著

月見柳莊講義

外史氏曰。北條氏之事。吾不レ忍レ言レ之也。而諸敍二其事一。晦澁不レ鬯。亦有下疑レ於二文飾一者上。獨源親房之論。頗可レ取レ信云。其論曰。源氏以二武臣一掌二握天下一。朝廷蓋不レ能レ平。況其後嗣既絕。寡妻陪隸。繼當二其家一。欲下乘二此時一而斃レ之。以復舊權上。似也。雖レ然。王綱之衰久矣。賴朝奮二一臂一以平二其亂一。雖下因二朝廷不一レ復二其舊一而民庶息上レ肩。非レ有二德政一足レ以勝レ之。則安克斃レ之。縱使克斃レ之。民之不レ安。天豈與レ之。王者之師。必加二有罪一。賴朝陞二高官一。管二重職一。皆出二法皇之允裁一。非レ私竊レ之一也。北條氏以二其外家一。入司二其權一。未二嘗失一人望一。非レ有二顯然之罪一也。而欲三遽加二之誅一。是朝廷未レ

爲無過。而北條氏又不可比之反賊獲利者也。夫以賴朝之業。而猶不能過二世。北條氏乃以陪臣執國命。奕世累葉。是豈偶然哉。蓋義時非有才德過人也。泰時繼之。修政立法。專操正直。不獨不踰己之分。戒飭親族及諸將士。莫敢規望高爵。至其子孫。能守其法。不敢失墜。雖其政漸衰。卒至於亡。而得傳之七世之久。亦可謂無憾矣。大凡以保平以來之亂。而不有若賴朝。有若泰時。則六十州之民。何所底止。不詳於此。而特稱皇威之衰。武臣之專者。謬矣。

（訓釋）不忍言之、その惡逆不臣なることは、これを言ふに忍びぬとの意、時政義時の父子が、賴家を弑し、實朝公曉を謀殺して、源氏の基業を奪ひ、甚しきは、後鳥羽、土御門、順德の三上皇を遷し、陪臣を以て政權を擅にしたることなどをいふ●叙、敍述●其事、その事蹟、ことがら●晦澀不鬯、文義が、おぼろげにて、さら〳〵とせず、のびやかならざる意、晦は昏、澀は、滑ならざること、不鬯は、不暢と同じく、條理の通暢して居らぬこと●文飾、文章修飾、文字の上であやどりかざること●源親房之論、神皇正統記の說をいふ、親房は、村上天皇の皇子具平親王の後裔、姓は源、北畠氏と稱す、師重の子、薙髮して宗玄といふ、博洽にして吏務に通じ、建武中興に際し、專ら王事に勤勞し、後、三宮に淮じ、輦車宮中に入るを許さる、神皇正統記は、親房が、常陸の小田城中に圍まれたる時に筆を執り、勤王を本として史實を叙述したるものなり●其後嗣、源氏の相續者●寡妻、やもめ、政子をいふ●陪隸、また家來、北條氏をいふ●當其家、源家を引き受ける●似也、尤なことの樣である●王綱、帝王政事の大本●奮一臂、片腕をふるふ、勇を鼓して働くこと●氏庶、しもゝ〳〵のもの、萬民といふが如し、庶は衆多なり●息肩、勞苦をやすめること、兵亂の危難を免れ、夫役や租稅の負擔を輕減するを得て、肩を休めるといふ意●德政、恩惠のある政事●勝、まさる●師いくさ、軍勢をいふ●陞高官管重職、正二位、右近衛大將、征夷大將軍となり、守護地頭を統轄せしをいふ●允裁、允許裁斷、御とりさばき●外家、妻の親元、外戚と同じ●顯然之罪、明白にあらはれたる罪●業、功業●陪臣、陪隸と同じ●執國命、國政を執ること、國政は民命の繫るところ、故に命といふなり、この處論語季氏篇に陪臣執國命三世希不失矣とあるのと對照して味ふべし●奕世累葉、代々續くこと、奕は累、葉は世代なり●偶然、ふとしたこと●修、よく整へること●操、堅く守ること●戒飭、いましめ整へる、氣を附けて愼ましむること●規望、はかりのぞむ●失墜、うしなひ落す●七世、時政より高時に至るまで、執權たりし者は、十四人ありて、高時は、第十四代の執權なれども、その嫡系の世代をいへば九代にして、その中、時賴は、弟にて兄經時の後を承け、又、時氏は夭死し、執權たらざりし故、七世といふなり、卽ち、時政、義時、泰時、（時氏）、經時と時賴、（二人で一代）時宗、貞時、高時、の七代なり●底止、いたりとゞまる、屆きつく。

（通解）外史氏曰く、北條氏の事は、拙者、之を言ふに忍びぬのである。それに、すべて其事蹟を述べてあるものが、まことに朦朧げで、書きしぶつて居て、條理が立つて居らず、また、いろいろと飾り立てゝ居る樣な疑のあるものもある。獨り、源親房の神皇正統記の議論だけは、頗る信用さるべきものであると思はれるから左に示さう、その議論は箇樣である。曰く、「源氏は武臣でありながら、天下を手に握つたから、朝廷では、大體御不滿に堪へさせられなかつたのである。まして、その跡繼も絕えて仕舞つて、後室や、又家來が、之に繼いで其家事を引き受けて居るのであるから、この時に附け込んで之を斃し、そして、もとの政權を恢復せんと思召したのは、

一往御道理な樣である。さりながら、帝王政事の大本が衰へたのは、既に長い間のことであつたのを、賴朝が、腕をふるつてその亂を平げたので、朝廷は、その昔の如くにはならなんだにしても、しも〳〵の者は、肩を休めたのであるから、恩惠のある政事で、之にまさるものゝ無い限りは、いかで、之を斃すことが出來やうぞ。たとひ之を斃すことが出來たにしても、人民が安穩でなくば、上天は、どうして之に加擔することがあらうぞ。全體、帝王たるものゝ軍は、必ず罪ある者の上に施すものである。賴朝は、高い官位にのぼり、重職を統轄したが、みな、後白河法皇の御許によつたもので、自分勝手に、之を盜み取つた譯ではなく、北條氏は、その妻の親元といふので、長い間、その實權を取つて居たが、ついぞ、人望を失つたといふことゝてはなく、明白にあらはれたる罪とてはないのである。然るを、遽に之に誅伐を施さうと思召すのであるから、これは、朝廷にも、御過がないとは申されぬ。それに、北條氏は、また、之を謀叛人の利を得たものに比べることは出來ない。それ、賴朝ほどの功業があつてさへも、なほ、二代にしか過ぐることが出來なんだのに、北條氏では、又家來を以て國の政權を執りながら、世をかさね代をかさねたのは、これ、どうして、譯もないふとした出來事であらうや。全體、義時は、人にすぐれた才德を持つては居らなんだが、その子の泰時が之に繼いでからは、政事を整へ、法度を立て、專ら正直を守つて、自身獨りが自分の分限を踰えぬ計りでなく、親族や將士どもをも戒めて、

妄りに、高い官位にのぼらんと企てたり望んだりせぬ樣にさせ、その子孫になつても、よく、その定法を守り、失ひ落す樣なことはせなんだので、その政治が、だん〳〵と衰へて、とう〳〵滅亡するには至つたけれども、しかも、之を七代も長く子孫に傳ふることを得た譯で、また、殘念に思ふべきことも無いといつてよいのである。凡そ、保元平治よりこのかたの騷亂があつて、それに、賴朝の如きや泰時の如きが居らなんだとすれば、我邦六十箇國の人民は、どこに行きつくか知れぬのであつた。こゝの道理に十分の辨へもなくして、たゞ〳〵、皇威の衰へたのと、武臣どもの我儘勝手なのとを、かれこれと言ふのは、間違つたことである」と。

外史氏曰。吾讀二親房之論一而悲二其意一焉。其亦出レ於不レ得レ已。而告レ君之體。宜レ此、爾。後之君子、因二其言一而詳二其事一可也。蓋源氏之嗣既絕。藤原賴經爲二征夷大將軍一。其子賴嗣襲レ職。既而宗尊親王往代レ之。傳二之一其子守邦一。而兵馬之政。每在レ於二北條氏一。故凡事皆不レ得レ不レ係二之北條氏一。

（訓釋）告君之體、神皇正統記は、もと天皇の御覽に供へる積りで作りしもの故にかくいふ。君子、德ある人の稱、今は歷々の學者方といふが如し。兵馬之政、武器や軍馬の政令、卽ち將軍の職權ないふ。係、北條氏に關係をつけるる。

（通解）　外史氏曰く、拙者は、右の親房の論を讀んで、その意中を悲むのである。この論もまた、已むを得ざるより出たものであるが、しかし、君主に申し上る書き振りが、かくあるべき筈なのである。後の君子達は、親房の言によつて、その事柄を十分に吟味せらるればよろしい。大體、源氏の血統が既に絶えて、藤原頼經が征夷大將軍となり、その子の頼嗣が職をついだが、その中に、皇族たる宗尊親王が、京都より往つて之に代らせられ、之を其御子の惟康に傳へられると、今度は、久明親王が、又、往つて惟康に代らせられて、之を其御子の守邦に傳へられた、といふ樣なことで、そして、實際の兵馬の政權は、いつも北條氏の手に在つたのであるから、それゆへ、すべて、何事も、みな、之を北條氏に關係を附けねばならなかつたからであるのである。

（文典）　副詞に就いて

副詞に關しては、文字の意義などに就いて、巻一に、比較的多く説明を試みたが、その他の注意すべき事柄に就き、なほ三四件述べて置くことにしやう。

疑問副詞は、疑問代名詞と同一文字が使用されれども、その異なるのは、代名詞は、事物に就いて問ふものであるが、副詞は、事物の動作の性質狀態などに附いて問ふものであることを述べて置いた（巻一頁一五一）が、これは、代名詞と副詞との本來の性質に顧れば、分り切つたことではあるが、讀者は之を混雜せざらんことを望むのである。されば。左に例を出して、その區別を明かにして置かう、

（イ）公欲二安適一。（巻二頁三〇六）倡レ亂者、何人。（巻二頁三五一）爭問二佐公一何在。（巻二頁三五八）

（ロ）平賊何無狀乎。（巻二頁三一二）　女何不二速來一。（巻二頁三六〇）

子奚不レ爲レ政。（論語、爲政篇）　彼敗二吾一軍一、餘皆走。安能相救。（史記、黥布傳）

右（イ）は、何れも疑問代名詞で、第一と第三とは、その場所を指して問ふ爲に用ゐられ、第二は人を問ふ爲に用ゐられて居るのであるが、（ロ）に於ては、疑問詞は、動作或は形狀に附いて問ふ爲に用ゐられて居ることは、一見之を知ることが出來るので、すなはち疑問副詞の用を爲して居ることが分るのである。

北條氏出レ於二平貞盛一。七世之裔時政。其父曰二時家一。時家父時方。養レ於二祖父直方一。直方父維時。維時父卽貞盛。次子常陸介維將也。維將後三世。始與二源氏一婚。子孫世居二伊豆一。北條因レ氏焉。北條氏以二豪族一世屬二源氏一。源義朝與二平清盛一戰二京師一敗績。宗黨死亡略盡。義朝子頼朝被レ執。宥レ死流レ于二伊豆一。時政以二清盛一命一與二州人伊東祐親一並監護之。頼朝四世祖義家。樹二恩威一於二東國一。卽直方女

所レ生。以レ故時政頗屬二意於一頼朝一。

（訓釋）豪族、一門繁盛にして強い家柄●敗績、大敗なすること。

（通解）北條氏は、平貞盛から出たものである。貞盛の七世の末孫は時政で、その父を時家といひ、時家の父は、祖父の直方に養はれたが、直方の父は維時で、維時の父は、卽ち貞盛の次男の常陸介維將なのである。維將の後三代目に、始めて源氏と緣組し、その子孫は、代々伊豆の北條に居り、よつて北條を氏とした。北條氏は、强大の一族であつて、代々源氏に就いて居り、源義朝が、平清盛と戰ひ、大敗をして、一族徒黨は死に亡び、大がい絶えて仕舞つたが、義朝の子の頼朝が、生捕にせられて、死を赦され、伊豆に流された節、時政は、清盛の命令で、國人の伊東祐親と共々に、之を監督し守護して居た。頼朝の四代前の先祖の義家は、恩惠と威光とを關東諸國に植ゑ附けて置いたが、彼は卽ち、時政の先祖の直方の娘の生んだものなので、それであるからして、時政は、餘程、望を頼朝に掛けて居たものである。

頼朝初寄二伊東氏一。通二其女一生レ男。女之繼母。告二之祐親一。祐親懼平氏、疑レ己。投二其男於水一。嫁二女於江馬某一。遂闘二頼朝一。頼朝逃依二北條氏一。久之問レ人曰。聞時政多レ女。孰尤美。曰。長。美。次。否。否者後妻出也。頼朝懲二伊東氏一。欲レ通二次女一。作レ書。託二僕安達盛長一致焉。盛長竊慮。次女無レ貌。頼朝情好不レ終。徒足レ階レ禍也。更作レ書。致於二長女一。前一夕。次女夢下鳩銜二金函一至上。覺語二之其姉一。姉心動曰。吾當レ買二妹夢一。乃與レ妹以二其粧鏡一。曰。薄以償レ直。旦日得レ書遂通レ之。情好日密。女名政子。時年二十一。是時。時政役レ於二京師一。役滿而歸。路過二平兼隆一。兼隆清盛族人爲二伊豆目代一者。時政與レ僧歸。許以二政子一妻レ之。已聞下其與二頼朝一私上。且驚且喜。而難レ違二兼隆一。約一則爲レ不レ知。嫁レ於二兼隆一。其夜雨甚。政子出奔。匿二伊豆山一。與二頼朝一俱居焉。兼隆索レ之不レ得。時政素器二頼朝一。且思二其高祖事一。至レ是。陽怒而陰益厚レ之。頼朝亦謂二時政一、謀慮可レ倚。深相結託。

（訓釋）寄、たよる●懲伊東氏、伊東氏方にて、繼母の嫉に非ざる者に通ぜしため、繼母に告げ口されしにこりるといふ意●無貌、美貌のないこと、不標致●情好不終、夫婦の親が末遂げぬ●階禍、禍に至る階梯をかける、又、階は基なり、わざわいもと●禍の本を作る、何れにても通ず●銜、くはへる●心動、羨む情の崩すこと●粧鏡、化粧鏡●潤、いさゝか●償直、夢を買ふ代價を拂ふ●日密、日に增し深くなる●役、往つて動番をすること●延、はいかる●器、器量あるものと思ふこと●高祖事、上に擧げたる先祖義家に關する事をいふ●陽怒、表面には怒る●厚、手あつくもてなす●謀慮可倚、工夫も上手で分別もあつで、たよりになる。

（通解）頼朝は、初め、伊東氏に寄客となつて居り、その娘に密通して、男兒を生んだが、娘の繼母が、之を祐親に知らせると、祐親は、平氏が自分を疑はんことを恐れて、その男兒を、水中

に投り込んで仕舞ひ、娘をば、江馬某に嫁入りさせ、遂には、頼朝をも驚さんと巧んだので、頼朝は、にげて北條氏にたよつた。かくて、やゝ月日もたつ頃、頼朝は、人に問うて、「聞けば、時政には、娘が多い、といふことぢやが、どれが、すぐれて美しいのか」といふと、「姉娘は美しう御座るが、次のは左様では御座らぬ。左様でない方は、後妻の腹で御座ります」といつた。頼朝は、伊東氏の方で、繼母の告口に懲りて居るので、次女の方に通せんと思ひ、艷書を認めて、下部の安達盛長に預け、之を先方へ渡させることにしたが、盛長は、心の中で、次女は標致が悪くて、頼朝との親は、末長く添ひ遂げることがなからう、さすれば、だゞ、禍に懸け橋するのであると考へたから、別に艷書をこしらへて、之を長女に届けた。その前の晩に、次女は、鳩が黄金の箱をくはへて來た夢を見て、覺めてから、この事を姉に物語ると、姉は、それを羨む情が萌して、「妾が御前の夢を買ひませう」といひ、そこで、妹に與ふるに、自分の化粧鏡を以てし、いさゝか夢の代を渡すぞへ」といつたことがあるが、あくる日、艷書を受取つて、遂に頼朝に通じ、その仲か、日に〳〵親密となつた。この娘の名は政子で、その時、年が二十一であつた。この時分、時政は、京都に往つて勤番をして居たが、その役務が濟んで歸るとき、途中で平兼隆に出合つた。兼隆は、清盛の一族の人で、伊豆の目代となつて居る者である。時政は、路連れとなつて、共々に伊豆に歸り、政子をば之に妻すことを承知して置くと、その内、政子が頼朝と私通して居ること

を聞いたから、驚きもし、喜もしたが、しかし、兼隆との約束を違へることを憚つたので、人にも知らぬ風をして兼隆へ嫁にやつた。すると、その晩は雨がひどく降つたが、政子は、逃げて、伊豆山に匿れ、頼朝と一處にそこに居り、兼隆が之を捜したれど、見附からなかつた。時政は、元來、頼朝をば器量ある人物と見込み、その上、その先祖の事どもを思つたから、この度も、表面だけは怒た風をしたが、陰では、益々之を手厚くもてなした。頼朝もまた、時政の、謀略もあり智慮もあつて、恃になると思つたものだから、互に深く結託し合つた。

（文典）

二個の名詞が句の初に在つて、恰も二個の異なる主格を竝べたるが如く見ゆる場合には、その一は副詞たることが少くない。

臣心惡レ之。（卷二頁二六八）　臣一矢斃レ之。（卷二頁二六九）

右の「心」と「一矢」とは、何れも副詞の作用を爲すものたることは、少しく注意すれば、直ぐ分るが、中には、かく容易には判斷し難いものもある、併し、大てい右の例を以て類推することが出來る。

邊要之國、諸郡皆有二軍團一。（卷一頁四）　善惡之應、殃慶立至。（卷一頁八〇）

源氏名爲治暴而其實攘竊王權（卷一頁二〇六）餘子獨爲朝可用（卷二頁二六八）伯夷目不視惡色耳不聞惡聲（孟子、萬章下）先王之制大都不過參國之一（左傳、隱公元年）

これ等の中、第三の「源氏云々」第四の「餘子云々」、「第六の「先王之制云々」などは、ちよつと、氣をつけぬと間違ひ易いが、その黑點を施したる字句は、副詞として取扱ふべきで、「於名」「於其實」「於餘子之中」「於先王之制」などいふのと同樣である。總體を表はす名詞を擧げ、更にその部分を示す名詞を出したるときは、その何れかゝ、副詞の作用を爲すことが多いのである。

治承四年。以仁王討平氏令至。賴朝先示之時政。遂發東國家人。家人至者頗多。賴朝輒延之別室曰。爲我努力。人人各自以爲。賴朝特厚己也。而至其陰謀。獨時政得知之。八月。時政率佐佐木經高等八十五騎。夜襲平兼隆。斬之。遂糾伊豆相模豪傑。以擁賴朝。據石橋山。令政子居守。賴朝與大庭景親戰而敗走。時政疲而後。加藤景廉。狩野祐茂。堀親家。小山實政等。請從焉。時政揮之。令從賴朝。而自之甲斐。欲發其諸源。長子宗時至平井鄕。爲伊東氏兵所圍。中箭死。逮夜。時政遇賴朝于杉山。箱根別當行實。素善賴朝。聞其敗。使弟永實來餽餉。先見時政。時政紿曰。大將既死矣。永實曰。子疑吾歟。大將而死。子豈生存者。時政哂。使見賴朝。賴朝乃匿箱根。令時政及其次子義時如甲斐。而自走土肥。使土肥遠平存問政子。航抵獵島。時政與三浦義澄等。出迎賴朝。賴朝曰。卿何以在此。時政曰。吾啣命北行。而中道自度。不觀君所底。安所取信。故踪君至此。請自此行矣。於是。終抵武田一條諸族。得二萬人。助賴朝。擊平氏于駿河。走之。賴朝還。至相模國府。論功行賞。以時政爲首。武田信義以下次之。賴朝剏鎌倉府。政子助之於內。而時政義時輔之於外。諸將士目以北條公。莫敢抗禮。

（訓釋）以仁王、卷一（頁一〇九）を見よ●發、徵發する●延、ひきいれる●厚己、自分のみを手厚くもてなさる、●陰謀、ひそかに巧んだ計略●糾、呼び集める、糾は結合なり●擁、もりたてる●揮、ふりはらふ●餽餉、食物を贈る●紿、欺く●存問、見舞ひおとずれること、存は慰なり●啣、ふくむ、言ひ含められたる命令を帶ぶる意味●底、いたる、行きつく●踪、跡をつけてさがす●剏、はじむ、創と通ず●抗禮、對等の禮をする。

（通解）治承四年に、以仁王より、平氏を征伐すべしとの令旨が來た時には、賴朝は、まづ之を時政に見せ、遂に東國の家人どもを徵發し、家人どもの出て來たものも多かつたが、賴朝は、その度毎に、之を別室に引き入れて、「此方の爲に骨折り呉れよ」といつたので、人々が、銘々、賴朝が、格別自分だけに叮嚀であると思つて居た。して、それらの秘密の計略に至つては、たゝ時

政だけが、之を知ることが出來たのであつた。八月に、時政は、佐々木經高など八十五騎を率ゐ、夜、平兼隆を不意打して之を斬り、遂に、伊豆相模の豪傑どもを呼び集め、以て頼朝を守り立て、石橋山に立て籠り、政子をして北條に留守せしめた。頼朝が、大庭景親と戰ひ、負けて逃げだとき、時政は、疲れて後れたが、加藤景廉、狩野祐茂、堀親家、小山實政などが、時政に從はんことを請ふと、時政は之を振りはらつて、自分よりも、頼朝に從はしむることにし、そして、自分は、甲斐に往つて、同國のあらゆる源氏を徵發せんと企てた。この時、長子の宗時が、平井郷まで行くと、伊東氏の兵に圍まれ、矢に中つて死んだ。夜になつてから、時政は、頼朝に杉山で出合つた。箱根の別當の行實は、もとから頼朝とは仲の善い間柄であつたが、頼朝が負けたのを聞いて、弟の永實を使として、食糧を贈つて來た。永實が先づ時政に面會すると、時政は欺いて「大將は、最早打死致されて御座る」といつたが、永實が「貴殿は身共を疑ひ召さるか、大將にして打死なされた位ならば、貴殿は、いかで、生きながらへて居る方て御座らうぞ」といつたので、時政は、哂つて、頼朝に目通りさせることにした。頼朝は、そこで、箱根に匿れ、時政及びその次男の義時をして、甲斐に往かしめ。それから、自分は土肥に走り、土肥遠平をして、政子を音づれ見舞はしめ、海上を舟で渡つて、獵島に行きついた。すると、時政が、三浦義澄などと、出て頼朝を迎へたので、頼朝は「其許は、何故あつて此に居らるゝか」といふと、時政は「拙者は、仰を蒙つて北へは參つたが、しかし、途中で自分に思案致して見ると、我君の御行先を見屆けて置かすば、何として、信用致され申すべきと、かく存じたれば、我君の御跡を尋ねて、こゝへ參つた次第で御座る、いざさらば、これから出かけませう」といひ、是に於て、終に、甲斐の武田一條などの諸族に行き、二萬人の軍勢を得て頼朝を助け、平氏を駿河の富士河に擊つて之を走らせた。頼朝は、還つて相模の國府に至ると、將士の手柄を評定し、賞典を與へたが、時政を以て第一とし、武田信義以下の者が之に次ぐことにした。頼朝が鎌倉の幕府を創立してからは、妻の政子が之を內に助け、して、時政義時が之を外に輔けて、將士どもも、揃して北條殿といひ、誰も、押して、對等の禮を以て附き合はんとはせなかつた。

（文典）

指定格の名詞（又は代名詞）が、恰も副詞の如き作用を爲すことは、嘗て之を述べ、又、その例をも出して置いたが。これまた、漢文に於ける一の注意すべき點なので、既に副詞の如き作用を爲せば、それが單に動詞に對して密接の關係を有するのみならず、また、形容詞に對して、その意味を修飾する働があるのである。これが資格に於ける名詞（又は代名詞）とは異なる所以で、資格の名詞（又は代名詞）は、動詞に對しては、直接の關係を有すれども、形容詞とは關係せぬのであ

る。上の指定格を説明せし下では（卷一頁三二）、動詞との關係を示す例のみを擧げたが、

然後快於心與。（孟子、梁惠王上）蓋高帝之智。明於大。而暗於小。（蘇洵、高祖論）

などに於ける「快」「明」「暗」の如きは、形容詞で、「心」「大」「小」は、何れも「於」の前置詞を伴へる指定格の名詞である、則ち右等の場合に於ては、指定格の名詞は、形容詞の意味を修飾して、全く副詞と同樣の作用を爲して居るのである。これは、もと、名詞に關することではあるが、その作用の副詞と同一であるゆへ、こゝに述べた次第である。して、これ等指定格の名詞は、右の如く、いつも必ず形容詞の下に在る譯ではなく、その上に置かるゝことも少くないのである。

明年七月。政子生男。是爲頼家。立爲世子。北條氏以外祖益貴重。陰收人心。以自固。頼朝有嬖姫。託之伏見廣綱家。時政妻牧氏知之告政子。政子性妬悍。即使牧宗親毀廣綱宅。驅逐其姫。姫走依大多和義久者。頼朝聞之。託事往義久宅。召宗親罵之。親截其髻。時政聞而恥之。不告而歸其邑。頼朝謂梶原景季曰。江馬必不從。汝往視之。江馬者義時也。還報曰。在。頼朝召義時曰。汝可託吾子孫者。已而事釋。時政還鎌倉。被親信如初。

（訓釋）世子、跡とり、支那にて諸侯の嫡子を世子といふなり●收、引き寄せると●自固、自分の基礎をかためる●託、あづける●妬悍、嫉妬心が深く性急なること●託事、事にかこつける●其邑、伊豆の北條●江馬、義時の通稱を江馬小四郎といひたるなり。

（通解）あくる年七月、政子か男兒を生んだ。これが頼家で、立てゝ跡つぎとした。北條氏は、母方の祖父といふので、ます〳〵貴ばれ重んぜられたが、内々、人心を引き寄せ、以て自分の基礎をかためて居た。頼朝に、氣に入りの女があつて、之を伏見廣綱の家に預けて置いたが、時政の後妻の牧氏が之を知つて、政子に告げると、政子は、性質が、嫉妬深く氣ばやであるので、すぐ、牧宗親をして、廣綱の宅を毀ち、その女を逐ひ出さしめ、女は走つて、大多和義久といふ者にたよつたが、頼朝は之を聞き、事にかこつけて義久の宅へ往き、宗親を呼びつけて之を罵り、自分で其髻を切つて仕舞つた。時政はこの事を聞き傳へ、妻の親父が箇樣な目にあはされたのを恥ぢ、何とも沙汰せずして、その領地の北條に歸つて仕舞つた。頼朝は、梶原景季に對して「江馬は、必定時政に附いて行つては居るまい。其方往つて之を見てこい」といつたが、江馬といふのは、義時のことで、景季が還り知らせて「在宅致し居りまする」といふと、頼朝は、義時を召して「其方は、己の子孫を預けてよい者ぢや」といつた。とかくする内に、この事件も捌がついて、時政は、鎌倉に還り、頼朝に親まれ信任されたことは、初の通りであつた。

頼朝忌弟義經勇智。謀除之。文治元年冬。親將擊之京師。義經奔竄。頼朝途還。遣時政。以千餘騎護京師。四索不獲。於是。以頼朝意奏請。諸國司置守護。莊園置地頭。所在追捕。弗被允。時政抗辯再三。終被允。自爲七國地頭。已而辭之。當是時。大亂初平。京畿多事、時政身當其衝。事無不立辨。歲餘東歸。以詔擧從弟時定自代。亦頼朝意也。頼朝嘗獵富士野。頼家甫十二。射中走鹿。頼朝大喜。使人報之政子。政子曰。彼將家胄子。獲一禽。何煩專使。頼朝愧之。

（訓釋）途還、駿州の黄瀬河より還りしをいふ●四索、諸方を此處彼處とさがす●國司、莊園、守護、地頭、は上の卷に出でたり見るべし●抗辨、押して辯解する●當其衝、重な職務を引き受ける、衝は要路なり●胄子、嫡子●專使、わざの使。

（通解）頼朝は、弟の義經の勇氣あり智慮あるのを忌み、之を無きものにせんと企て、文治元年の冬、自から大將となつて、之を京都に擊たんとしたが、義經が逃げ匿れたので、頼朝は途中から引き返し、時政を遣はし、千餘騎を引き連れて、京都を守護せしめ、諸方をあちこちと搜させたが、見附からなんだ。そこで、時政は、頼朝の內意を受け、奏聞して、あらゆる國司府には守護職を置き、莊園には地頭職を置いて、その所々で追捕せしめんことを願ひ出たが、勅許がなかつたので、時政は、押して申し立てることが再三に及び、とう〳〵許さるゝことになつて、自分は、七箇國の地頭となつたが、その內に、之を辭した。この時に當つては、大騷動が初めて平いだ計りで、京都畿內は、殊の外事が多かつたが、時政は、吾身が、その重い役目を引き受けて、すべての事が、立どころに埒の明かぬことはなかつたが、一年餘りで東へ歸り、詔を以て、從弟の時定を推擧して、自分の代りにした。これもまた、頼朝の內意によつたのである。頼朝は、ある時、富士野に獵をしたが、頼家は、やつと十二歲であつたに、走つて居る鹿を射止めたので、頼朝は大に喜び、人をやつて之を政子に知らせると、政子は、「あれは大將の家に生れた惣領、一匹の獲物ぐらゐを致したとて、何のわざ飛脚を御立てなさることが入りませうや」といつたから、頼朝は之を愧ぢた。

正治元年正月。頼朝薨。頼家立。政子削髮爲尼。而與聞政事。時政敍從五位下。任遠江守。爲政所別當。與大江廣元。三善康信。中原親能。三浦義澄。八田知家。和田義盛。比企能員。安達盛長。足立遠光。梶原景時。藤原行政。參決諸政。餘毋得傳宣。頼家有狎臣五人。下敎曰。五人親黨。有罪勿論。七月。參河盜起。遣安達景盛討之。景盛新買妾於京師。殊弗欲行。不得已而行。歸則頼家已奪其妾。絕愛幸之。有告景盛怨望者。頼家令五人討之。府下大擾。時頼朝

薨纔六閱月。政子急如安達氏使使誚讓頼家。且曰。汝不聽我言。吾以身當汝箭。頼家乃止。政子徵景盛誓書。使佐々木盛綱齎送頼家。以和解之。因諭頼家曰。視汝近狀倦政忘民。遠賢近佞。只聲色是溺。無禮於親戚。顧少留意。勿及於悔。頼家般樂如故。已而聽梶原景時讒。欲誅結城朝光。朝光與諸將連署抗訴。景時出奔。旋還鎌倉。時政逐之。景時終奔京師。合八人追誅之。二年五月。有爭疆而訟者。頼家視其地圖。援筆抹畫中央曰。廣狹命也。不能費案檢。凡疆場之訟。以此爲準。卽不厭心。不如毋爭。

（訓釋）參決、參與裁決、ともゝ〳〵その事に關係して決斷すること。俠宣、取次をしたり命令を申渡したりすること。卿臣五人、卷三に見ゆ。敎、命令。絕、はなはだ、至極。愛幸、寵愛する。六閱月、六箇月たつこと。近狀、近頃のありさま。俠、こび諂ふ者。聲色、淫聲女色。般樂、大に遊び樂むこと、般も樂なり。連署、連判する、署は名を書き、或は花押するなり。旋、またもどつて。爭疆、土地の境界を爭ふこと。援、とる。抹、墨をひくこと。廣狹命也、廣い狹いとは運命、この墨引の通り、といふ意。案檢、吟味する。疆場、境界。準、標準、きまり。不厭心、心に十分と思はぬ、滿足せぬ。

（通解）正治元年正月、頼朝が死んで、頼家が立つて將軍となつた。政子は、髮を剃つて尼となり、それで政事を與り聞いて居つた。時政は、從五位下に叙せられ、遠江守に任せられ、政所の別當となり、大江廣元、三善康信、中原親能、三浦義澄、八田知家、和田義盛、比企能員、安達盛長、足立遠光、梶原景時、藤原行政と共に、すべての政務に關係し取捌をして、その他の者には、取次を爲し命令を申渡すなどすることを得せしめぬ樣にした。頼家は、狎れ近いて氣に入つて居る家來が五人あつたが、命令を下して、「この五人の親き輩には、たとひ罪があつても、かれこれ申すことは相成らぬ」といつた。七月に、三河に盜賊が起つて、安達景盛を遣はし、之を征伐せしめることにした、景盛は、新に妾を京都から買い込んだので、ことの外、行くことを嫌つたが、已むを得ずして出かけて行つた。然るに、歸つて見ると、頼家が、其妾を奪ひ取つて仕舞つて、ひどく之を寵愛して居た。すると、景盛がそれを怨んで居ると告げた者があつたので、頼家は、例の五人をして之を討たしめたから、鎌倉は大騷をしたが、その時は、頼朝が薨去してから、たつた六箇月經つた計りであつたのである。政子は、急ぎ安達氏の處へ出掛けて行き、使をやつて頼家を詰責せしめ、且つ、其許が、もし妾の申す事を聽かぬならば、妾は、身を以て其許の矢に當りませう」といつてやつたので、頼家は、やつと、景盛を討つことを止めにした。政子は、景盛から、異心なき旨の誓書を差し出さしめ、佐々木盛綱をして、それを持參して頼家に送らしめ、以て仲直りをさせることにした。そこで、頼家を諭して、「其許の近頃の樣子を見るに、政事を嫌ひ、人民を忘れ、勝れた者をば遠ざけて諂ふ者を近づけ、たゞ、淫聲や女色にばかり溺れて居て、親戚に對しても禮儀がない、どうか、少しく氣を附けて、後悔する

様なことにならぬやう致されたい」といつたが、頼家は、遊び樂んで居ることが、もとの通りであつた。その内に、梶原景時の讒言を聞き入れ、結城朝光を誅伐せんと思つたが、朝光が、諸將と連判して、罪なき旨を強いて訴へ出たので、景時は、たまらずして出奔し、また戻つて鎌倉へ還つたが、時政が之を逐ひ拂ひ、景時は、とう〳〵京都へ走つたので、人をして追つかけて行つて之を殺さしめた。正治二年五月に、土地の境界を爭つて、訴へ出た者があつたが、頼家は、その地圖を見つめて居ると、やがて筆を執つて圖の中程に墨を引き、「廣いと狹いは、その者の運次第ぢや。かれこれと吟味を致す樣な面倒なことは出來ぬ。すべて、地境の訴訟には、かく致すのを定例とすれば、もし心に不滿足ならば、爭はぬ方がよい」といつた。

（文典）

副詞と助動詞との位置に關し、特に注意を要すべきことは、既に一再之を陳べたれば、この二品詞の講述の下を彼此參觀せらるれば、大體のことは了解が出來るであらうと思はるゝが、唯こゝに一特別の例のあることを附加して置かねばならぬ。

それは、拒否的助動詞の「不」の字を伴へる副詞「敢」の字の用法で、例へば

(イ) 不二敢奉一レ詔。

(ロ) 敢不レ奉レ詔。

の二句に就いて、常則を以て云へば(イ)に於ては「詔」を奉ずることを敢てせず」とも讀み得る如く、その意味をいへば「詔ヲ奉ジ兼ヌル」といふことゝなるが(ロ)に於ては「詔ヲ奉ゼザルコトヲ敢テスル」とも讀み得て、「詔ヲ奉ゼザルコトヲ憚ラヌ、又は、斷ジテ詔ヲ奉ゼズ」の義となり、前者は、その意義稍々緩なるも、後者は頗る急である。これが、他の副詞と拒否的助動詞と連合せる場合の當りまへの法則である。然るに、この「敢」の字に限つて、右(ロ)の如き場合には、通常此の此き意義とはならぬので、恰も「豈」とか「何」とかいへる疑問副詞か、又は、「不」の拒否的助動詞を其上に冠したるが如く、卽ち、

不二敢不一レ奉レ詔。

といへる如き、反語的の意義を表はす句となつて、却て全く正反對のことを意味することになるのである。

公有二此擧一敢不レ效レ力。（卷二頁二八九）

はその例で、この文は「斷ジテ力ヲ盡サヌニ居リマセウヤ」の意を表はして居るのである。これは頗る奇ではあるが、多くの場合ヲ盡サズニ居リマセウヤ」ではなく、「公ニ左樣ナ御計ノアル以上ハ、イカデ力が此の如くにして用ゐられて居るのである。尤も、前にいつた、反語的に非ざる意味に用ひられて居る例も、全くないではない。その判別は、その文章の前後の模樣などによつてするより外は

ないのである。

建仁元年秋。大風雨。關東禾稼不レ登。下總、海溢。民死者千人。九月。蹴鞠工紀行景至レ自二京師一。大江廣元携謁二頼家一。頼家素好二蹴鞠一。請二上皇一得二行景一也。自レ是日學二其技一。不二復視レ朝。義時有レ子。曰二泰時一。少有二器局一。密召二頼家狎臣中野能成一。謂曰。蹴鞠無レ害レ於レ事。獨不レ畏二災異一乎。故將軍毎レ逢二天變一。輒止二出遊一。是後世所レ當レ法耳。子親臣也。蓋二嘗一試諷レ之。時北條告レ飢。泰時且レ住視レ之。會二僧觀清至一。曰。將軍聞二能成語一。怒曰。言非レ無レ理。蹤二父祖一而言何也。公且稱レ疾歸レ邑。俟二其怒衰一可也。泰時曰。吾聊語二鄙意一於二侍臣一耳。豈敢諫乎。即被二譴怒一。非レ所レ避也。吾有レ事如レ邑。旦日將レ發。子莫二以爲一レ避焉。乃出二簑笠一視レ之。遂至レ邑。邑人去歲貸二籽種一。約二明稔償一之。面不レ稔也。相與謀逃亡。於レ是。泰時召二諸負債者一。悉燒二其券一。曰。父老安レ之。饒使年豐。吾不二復責一也。乃賜二酒食一。人給二斗米一。皆泣拜祝曰。願使二君多二子孫一。二年七月。泰時娶二三浦義村女一。義村、義澄子也。

（訓釋）禾稼、穀類の熟不登、實らぬ海溢、つなみのありしこと蹴鞠師、けまりの師匠携、引き連れる視朝、廳に出て政事を聽くこと器局、才略度量あるをいふ、器量技能災異、天災異變大風雨海溢をいふ譴、譴責する、それとなく諫める父祖、義時時政を指す怒衰、腹立のやはらぐこと鄙意、自分の意見を謙遜、おとがめ、お叱り籽種、もみだね明稔、明年と同じ、稔は穀類の熟すること、一年一回熟する故にかくいふ、年ももと同意味の字なり券、證文父老、老人達といふ意饒使、たとひ貴、催促する斗米、一斗の米拜祝、禮をして祈ること祝、福多からんことを祈るなり。

（通解）建仁元年の秋、大風雨があつて、關東は、穀類が實らず、下總では、津浪があつて、人民の死んだ者が、千人もあつた。九月、蹴まりの師匠の紀行景が、京都から來て、大江廣元が、引き連れて、頼家に目通りした。頼家は、元來、蹴鞠がすきで、上皇に御願いして、この行景を得たのであつたが、これからといふものは、日々その技術を學んで居て、またと政廳に出で政事を聽ぬことになつた。義時に子があつて、泰時といひ、若い時から才氣もあり度量もあつたが、内々、頼家の氣に入りの家來中野能成を呼び寄せ、之に對して、「蹴鞠は、これを致したとて、害のあるものでは御座らぬが、たゞ、天災異變のあつたのを、畏きことゝ思召さぬのであらうか、故將軍には、天變に逢ふ毎に、いつも御出遊を止めさせられた位で、これは、後の世までも、必ず手本と致すべきことで御座る、貴公は、御氣に入りの御家來で御座るが、なせ、それとなく御諫申して見られぬのか」といつた。この時分、伊豆の北條から、飢饉である旨を知らせて來たので、泰時は、往つて之を視察しやうとして居ると、たま〳〵、僧の觀清が來て、「將軍には、能成

の物語を御聞になつて、腹を立てさせられ。泰時の申條は、尤で無いではないが、父や祖父を差し置いて申すとは、何たることぞ、と仰せられたとの事で御座れば。貴殿には、しばらく、病氣と申し立てゝ領地に歸り、將軍の御怒の薄らぐのを御待ちなさるが宜しからうと存ずる」といつたが、泰時は、「拙者は、いさゝか、愚存を近侍の御家來まで話したまでのことで、何しに、強いて御諫め申したので御座らうぞ。されば、もし御咎め御叱りを蒙つたとて、それを恐れて、逃げ避けは致さぬ。しかし、拙者には、事情が御座つて、領地へ參る筈で、明日は出發致さうと存ずるが、貴公は、それを、拙者が逃け避けたものと思うては呉れられるな」といひ、そこで、旅の用意の簑笠を出して之に見せた。かくて、遂に領地に行つたが、領地の人民は、去年、もみ種を借り、明年は之を返濟すると約束して置いた處が、穀物が實らなかつたのであるから、ともく〳〵に、逃げ出さうといふ相談して居つた。そこで、泰時は、すべて其もみ種を借りて居る者を呼び出し、殘らず其證文を燒いて仕舞ひ、「老人ども、安心を致せ。たとひ豐年が來ても、此方は、もはや催促は致さぬぞ」といひ、そこで、酒食を與へ、一人ごとに一斗づゝの米を呉れてやつたので、皆の者が感泣し、泰時を伏し拜みつゝ祈り言して「何卒、我殿樣の御子孫多く、御家御繁盛にあらせらるゝ樣に」といつた。二年七月に、泰時は、三浦義村の娘を娶つた。義村といふは義澄の子である。

（文典）

副詞の用法の廣くして、その用字及び位置等に關する注意の必要なることは、既に屢々之を述べ置きたるが、讀者は、それ等及助動詞接續詞等の講述を參照して、試に左記の敍述を漢文に復譯せらるべし。

(一)大王、誠ニヨク義ニ仗リ罪ヲ聲サバ、コノ輩ハ、ミナ檄ヲ傳ヘ而シテ致スベキ也、王、ナンゾ、速ニ大事ヲアグ、上ハ法皇ノ幽厄ヲ拔キ、下ハ萬姓ノ塗炭ヲ援ハザル邪。（卷二頁三三一）

(二)コヽニオイテ、池月ヲエテ以テ先登セント請フ、賴朝曰ク、焉ヲ乞フモノハ多キモ、ワレハ與ヘサルナリ、願フニ、範賴等戰ッテ克ッアタハスバ、ワレハ且ニ親ラ往カントス、此レワガ乘ナリト、スナハチ磨墨ヲタマフ、諸將士ミナ發ス、明日、佐佐木高綱近江ヨリ來リ謁ス、賴朝問フテ曰ク、聞ク汝ハ近江ニアリト、ナンゾ直ニ軍ニ從ヒ京ニ入ラザル乎ト、高綱コタヘテ曰ク、臣モシ(如)軍ニ從ハヾ、アヘテ生ヲ期セズ、一タビ君ニ見エテ訣別シ、カツ、指揮ヲ奉セントスルヤ、馳スルコト三日ニシテスナハチ達セリ、臣タヾ一馬、罷レテ用ウベカラズ、ユヘニ、期ニ後レテ此ニアリト。（卷三頁四〇〇）

(三)然(ヨク)討ニ滅之ニ者。(マタ)出レ(ヨリ)ニ平氏一焉。(スナハチ)是ニ以相償ニ矣。且(ヨリ)ニ將門源氏後記　北條氏

一伏誅而後。世無(マタ)覬覦神器者。可謂彼以其身標天下大戒也。抑使將門得一檢非違使。(スナハチ)未必(アマンジテ)爲反賊。故。天慶之亂。皆相門驕傲。壅塞上下之所致也。

三年七月。賴家有疾。政子議。使其遜職。分其所管。傳之同母弟千幡與子一幡。一幡母。比企能員之女也。能員陰懷異議。使其女說賴家。賴家遽召能員。欲圖北條氏。政子微聞之。急作書。使侍女齎致時政。時政將赴名越第。途得其書。按轡思念。直詣大江廣元。曰。能員憑恃外戚之親。凌蔑衆士。今又乘將軍不省事。矯命圖逆。宜先發誅之。否乎。廣元曰。僕自先將軍在日。獨執文墨議論。至於兵事。不敢與知。今日之事。在公之心耳。時政卽起。天野遠景。仁田忠常。在從騎中。至荏柄祠前。時政顧謂二人曰。能員反矣。子等將兵伐之。遠景曰。殺一老翁。何必發兵。宜召而誅之耳。時政至第。又召廣元。廣元有戒心。而屏從士。獨從一人。曰。有急刺我。遂往。時政與之坐。良久乃罷。於是。時政衷甲。令遠景忠常伏中門。而遣人謂能員曰。吾修佛事。公盍一臨。因與計事。能員輒往。入門。二人突出。捉其左右手。伏而斬之。其僕走歸。比企氏族擁一幡據其第。遣義時泰時。將兵攻之。比企氏縱火自殺。一幡燒死。賴家病間聞之大怒。使堀親家密命和田義盛。仁田忠常。誅時政。義盛告之時政。時政召忠常。久之不出。其馬卒怪而歸告。忠常二弟危疑。遂攻義時第。義時不在。其家人防戰斬之。忠常歸途聞之。遂赴幕府。爲加藤景廉所殺。政子終令賴家削髮。徙于伊豆。無幾何薨。

(訓釋)遜職、職を退き他に讓ること●名越第、義時の二男朝時の居第●按轡、轡を控え馬を止めること●憑恃、たよりとし、たのみとする●凌蔑、ふみつけ侮る●不省事、政事をかまはぬ●矯命、勝手に君命にかこつけ詐ること●逆、叛逆●文墨、文書といふが如し、讀み書きの仕事●戒心、用心する●屏、他へ遠ざけること●衷、衣の下に著こむ●一臨、一度來臨●計事、事を相談する●捉、とらへる●病間、病氣のひま●危疑、自分の身をあぶながり疑ふこと。

(通解)建仁三年七月。賴家が病氣に罹つた。すると、政子は、賴家をして職を退かしめ、その管轄して居た領地を分けて、之を同腹の弟の千幡と、子の一幡とに傳へ樣とした。一幡の母は、比企能員の娘であるが、能員は、心の中に內々反對の意見を持つて居つたので、その娘をして、賴家に說き附けさすと、賴家は、俄に能員を召し、北條氏を斃す企をした。政子は、ちらりと之を聞き、急に書面を認め、腰元をして持參せしめ、時政に屆けさせた。時政は、名越の屋敷へ往かうとして、途中で其書面を受取り、轡を控え馬を止めて思案したが、直ぐに大江廣元の處へ行

き、「能員は、外戚の親あるのを恃にして、多くの侍どもを蹈みつけ侮り、今また、將軍が御病氣で、政事を餘所にして居らるゝのに附け込み、君命ぢやとため詐つて、叛逆を企て居るが、此方より先手に出かけて、之を誅殺致したもので御座らうか、如何で御座らう」といふと、廣元は、「下拙は、先將軍御存生の時より、たゞ、讀み書きの業にたづさはつて、議論致して居る計りで、兵事に就いては、一向關係もせず、承知も致さぬ事で御座れば、今日の事は、貴殿の思召次第で御座る」といつたので、時政は、直ぐ起つて出かけて來た。天野遠景と仁田忠常とが、從騎の中に居つたが、荏柄神社の前まで來ると、時政は、振り向いて、二人に對し、「能員が謀叛を致した。貴公だち、兵を引き連れて之を伐たれよ」といふと、遠景が「一人の老翁を殺すのに、なんの軍勢を出すことが入りませうぞ、呼び寄せて之を殺すまでのことで御座ります」といつたので、時政は、そのまゝ名越の屋敷へ往き、又、廣元を呼んだ。廣元は、用愼する心があつたので、隨從の兵士を止めにして、たゞ一人だけを從へ、「萬一、危急なことがあらば、此方を刺し殺せ」と言ひ附け置き、遂に出かけて行つたが、時政は、之と對坐して、何だか餘程長い間たつてから話が濟んだ。是に於て、時政は、鎧を著ごみにし、兼遠忠常をして、中門に待伏させ、そして、人を遣はし、能員に向つて、「拙者、佛事を營み申すが、貴殿には、なんと、一度御來臨下さるまいか、それに附いては、共々御相談致度き儀も御座れば」といつてやつた。能員は、すぐ出かけて行つたが、門に入ると、二人が、つッと出て、その左右の手をひつとらへ、ねぢ伏せて置いて之を斬り殺して仕舞つた。その下部が、走せ歸つて之を知らせたので、比企氏の一族は、一幡を守り立てゝ其屋敷に立て籠つた。時政は、義時泰時を遣はし、兵を將ゐて之を攻めしめると、比企氏は、屋敷に火をつけて自殺し、一幡も燒けて死んで仕舞つた。賴家は、病氣のひまな時に之を聞き、大に怒り、堀親家をして、內々、和田義盛と仁田忠常とに命じ、時政を誅殺せしめんとしたが、義盛は、之を時政に告げた。時政は、そこで、忠常を呼び寄せた。忠常は時政の處へ行つたが久しく經つても出て來んので、その別當が、變に思ひ、歸つて其旨を知らせると、忠常の二人の弟が、自分の身を危ぶみ疑ひ出して、遂には、義時の屋敷を攻めに行つた。義時は、その節、屋敷には居らなんだが、家人どもが防ぎ戰つて、二人を斬り殺した。さて忠常は、時政の處から歸る途すがら此事を聞いたので、遂に幕府に赴くと、加藤景廉の爲に殺されて仕舞つた。政子は、とう〳〵、賴家をして、髮を剃らしめ、伊豆の修禪寺に徙したが、幾程もなくして賴家は死んだ。

（この邊前後の記事に就いては、卷三末源氏の下と對照さるべし）

於レ是。以二千幡一爲レ嗣。奉三之於二時政第一。更二名實朝一。時政與二妻牧氏一保二護之一。侍姬阿波局。密語二政子一曰。牧氏笑謔中。挾二忮心一。不レ可レ託二保姆之任一。政子以爲レ然。乃迎二

實朝。置府中。以義時弟時房。掌營中事。是歲。時政令女婿源朝雅。率關西守護。往鎭京師。元久元年。義時爲相模守。二年。有告畠山重忠反。義時時房將兵擊之。初重忠與朝雅。皆時政婿。而朝雅所娶。牧氏出也。以故最被親愛。是歲實朝娶於京師。命重忠子重保等迎之。候朝雅於六波羅與飮。爭禮相鬩。朝雅終惡之於牧氏。牧氏終與時政。謀殺重忠父子。誣以謀反。召義時時房。議擊之。二子諫止。時政怒而入。牧氏使人謂義時曰。以繼母故。目吾爲讒乎。義時不得已從之。擊殺重保。遂與重忠戰于鶴峰。斬之。七月。時政遂欲立朝雅代實朝。實朝時在時政第。政子遣諸將。徙之於義時第。時政兵率歸義時。時政遽削髮。老於北條。年六十八。後十一年卒。是月。義時遣兵誅朝雅。以時房代爲武藏守。

（訓釋）笑謔、笑つて戯言をいふ●忮心、害心●保姆、もり、姆は女師●府中、幕府の中●營中、上に同し●候、伺ふ、見舞ふこと●鬩、互に惡口して爭ふ●惡、あしざまにいふ。

（通解）是に於て、千幡を以て後嗣となし、之を時政の屋敷に置き、名を實朝と改め、時政が、妻の牧氏と共に、之を保護して居た。すると、かしづいて居る女の阿波局といふが、ひそかに政子に語つて「牧の方は、御笑や御戯言の中にも、よからぬ御心を持つて居らせられますれば、御もりの御役を預けては置けませぬ」といつたので、政子は、それを尤と思ひ、そこで、實朝を迎へて、幕府の中に置き、義時の弟の時房を以て、幕府中の事を掌らしめた。この歲、時政は、娘の婿の源朝雅をして、關西の守護職を引き連れ、往つて京都を鎭撫せしめた。元久元年に、義時が、相模守となつた。同二年に、畠山重忠が謀叛したと告げた者があつて、義時時房が、兵を率ゐて之を擊つた。はじめ、重忠は、朝雅と共に、何れも時政の婿であつたが、朝雅が娶つたのは、牧の方の腹であつたので、それ故、朝雅は、最も親まれ愛せられて居た。この歲、實朝が、京都より夫人を娶り、重忠の子の重保等に命じ、之を迎はしめたが、重保が、朝雅を京都の六波羅に見舞つた節、共々に酒を飮み、禮を爭つて互に惡口をし合つたことがあるので、朝雅は、終に之を惡しざまに牧氏に申し送り、牧氏は、とう〴〵、時政と共に重忠父子を殺さんと巧んで、無實の言を構へて、謀叛といひ立て、義時時房を呼んで、之を擊つことを相談すると、二子は、之を諫め止めたが、時政は、怒つて內に這入つて仕舞ひ、牧氏は、人をして、義時に言はしめ、「繼母であるといふので、妾をば、重忠を讒言したものとでも思ふのか」といつたから、義時は、仕方なしに之に從ひ、重保を擊ち殺し、遂に、重忠と鶴峰に戰ひ、之を斬つて仕舞ふことになつた次第である。七月、時政は、とう〴〵、朝雅を立てゝ、實朝に代らしめんと企てた。實朝は、この時、時政の屋敷に居たが、政子は、諸將を遣はして、之を義時の屋敷に徙した、すると、時

政の兵が、大概義時の方に附いて仕舞つたので、時政は、俄かに髮を剃つて、北條に隱居した。年は六十八であつたが、この後十一年たつて死んだ。この月、義時は、兵を遣はして、朝雅を誅し、時房を以て、代つて武藏守たらしめた。

（文典）

副詞の中「啻」「唯」「亶」「獨」「但」「徒」「直」などの字が、その上に拒否的助動詞の「非」「不」を伴ふ場合には、恰も「必」の字が、此等の助動詞を其上に伴ひたる場合と似て、邦語に譯するときは、いつも「何々ノミナラズ」といへる意味となるので、「豈」「何」などの疑問詞を伴へるときも、亦同樣である。本書に於て、前掲の一々の副詞に關する例を見出すことは困難であるが、たゞ見當つただけを左に擧示して置かう、他もみな異るところはないのである。

不啻如轍於魏公。（上樂翁公書、卷一頁一）

非亶始於此也。（卷一論文頁二）

不獨始於帝也。（卷一頁二〇六）

豈獨淨海。（卷一頁八四）

何獨我。（卷一頁一二七）

右等の例を以て、左記の如き、助動詞を副詞の下に伴へるものと對比すれば、その意味に於て、異る所あることを知ることが出來る。

獨不憫老夫乎。（卷一頁一〇二）

女獨不記乃祖之從八幡公於陸奥乎。（卷二頁三五一）

すなはち、後者に在つては、「タヾ何々セザルカ」といへるのみの意味なれども、前者に在つては、上にもいへる如く、「タヾ何々スルノミナランヤ」の意味となるのである。

先是。和田義盛求爲上總國司。賴朝制。諸士不得爲國司。以故不許。義盛獻書因大江廣元苦請。三歲不獲命。乃請還前書。亦不省。建保元年。義盛子姪黨於泉親衡者。謀擁故賴家子作亂。事覺。義盛請宥其子。得釋。遂擧族抵幕府。又請宥其姪。姪爲首謀。不可釋。義時縛之屬吏。五月二日。義盛輒擧兵反。三浦義村以族人故黨之。既而與其弟胤義議。自白於北條氏。北條氏有宴。義時方與客棋。報至。終局而起。更被烏帽子。穿水干衣。以赴幕府。與大江廣元。奉實朝。徙於賴朝影堂。令長子泰時將兵防之。次子朝時。與義盛子義秀鬪被創。義盛兵乘勝而進。呼聲震天。申而戰。見星未已。泰時督戰。身先士卒。

黎明擊卻義盛兵。自阨衢路。遣足利義氏追擊之。敵兵復振。義時與廣元連署。令武藏相模諸國來援。敵驍將土屋義清中流矢死。敵兵大沮。義盛以下敗死。泰時獻首虜。置酒勞諸將士。謂之曰。吾不復飲酒。疇昔與宴。其明亂作。吾擐甲上馬。而宿醉未醒。吾意自今禁飲。已而戰數十合。渴而索水。葛西六郎執榼進酒。我輒飲之。甚矣吾無常操也。吾不復飲也。已而論功行賞。泰時辭賞曰。義盛無反心。獨恨臣父爾。而諸將士多爲之致死。臣爲父擊仇。焉可受賞。宜以賞臣者恤死事之家。弗聽。義時代義盛。爲士所別當。卽日移書京師。鎭安將士。

（釋訓）苦請、ねんごろに賴む●不獲命、許可の沙汰を得ぬこと●不省、棄て置いて相手にせぬ●子姪、子の義直と義重、姪の胤長、卷三末を見よ●首謀、發頭人●棋、碁を打つ●終局、碁を打つて仕舞ふ●穿、著る●水干衣、狩衣の小變せるものにて、下に袴を着く、地は紗、精好、練平絹など多く用ゐられ、官服に非れば、當時、公武上下に廣く行はれたるものなり●影堂、影像を安置せる堂●申、さるの刻、今の午後四時●督戰、戰を監督する●阨衢路、四辻の處を喰ひ止める●疇昔、前日●擐、著る●宿醉、二日醉●榼、さかだる●常操、いつも變らぬみさを、操は堅く守つて動かぬ所ある志と行ないふなり。

（通解）是よりさき、和田義盛が、上總の國司とならんことを求めたが、賴朝の定めた制度では、諸士たるものは、國司となることを得ぬことになつて居るので、それ故、許されなんだ。義盛は、書面を差し出し、大江廣元に縋つて、懇々と願つたれど、三年たつても、聞屆の沙汰を得ず、そこで、前に出した書面を返還されんことを請ふたが、これまた、相手にされなんだ。建保元年に、義盛の子と甥とが、泉親衡といふ者に一味し、亡くなつた賴家の子を守り立てゝ、謀叛を爲さんことを企て、その事が露顯した。義盛は、その子の罪を宥されんことを請ひ、これは放免さるることを得たので、今度は、一族餘らずを連れ、幕府に至り、又、その甥をも赦されんことを請うたが、甥の方は、謀叛の張本人であるので、放免する譯にはゆかず、義時は、之を縛つて、掛りの役人に引き渡さしめた。すると、五月二日、義盛は、いよ〳〵、兵を擧げて謀叛した。三浦義村は、その一族であるといふので、之に一味したが、その內に、其弟の胤義と相談して、自から北條氏へ事の次第を白狀に及んだ。北條氏では、宴會があつて、義時が、眞最中、客と碁を打つて居る處へ、その知らせが來ると、義時は、碁を打つて仕舞つてから起ち上り、改めて烏帽子を被り、水干衣を著、かくして、幕府に赴き、大江廣元と共に、實朝を奉じて、賴朝の影像安置堂に徙り、長子の泰時をして、兵を率ゐて之を防がしめた。次男の朝時は、義盛の子の義秀と鬪つたが、創を受け、義盛の兵は、勝に附け込んで進んでまゐり、その呼ぶ聲は天に震つて、申の刻から戰ひ始め、星を見てもまだ已まなんだ。泰時は、戰を監督し、自から士卒に先き立つて進み、夜明け方、擊つて義盛の兵を卻け、自分に、四辻の要路を喰ゐ止め、足利義氏を遣はして、

追うて之を擊たしめた。その內、敵勢がまた振つたので、義時は、廣元と連判して、觸れ文を出し、武藏相模の諸國をして、來り援けしむる樣にした。しかるに、敵の勇將の土屋義淸が、それ矢にあつて死んだので、敵兵は、大に氣を喪ひ、義盛以下のものも、負けて死んで仕舞つた。泰時は、首級と捕虜とを獻じ、酒盛をして、將士どもを慰勞し、之に語つて、「此方は最早や酒を飮むまい。前日、酒宴にあづかると、その明くる日に騷動が起り、此方は、鎧を著け、馬に騎つたが、二日酔がまだ醒めなんだので、その時、此方は、今から酒を飮むことを廢めに致さうと思うた。その內、戰つたことが數十度で、喉が乾いて水を捜して居ると、葛西六郎が、酒樽を執り出して酒を進めたので、此方は、ついそれを飮んだ。甚しいことではあるわい、此方の心懸と行が、不斷にちやんと定まつて居らぬのは。此方は、またと酒をば飮むまい」といつた。兎角する內に、功績を評定し、賞典を行はれたが、泰時は、賞典を辭退して、「義盛には、謀叛の心とてはなく、たゞ、私の父を恨みました計りで、それに、將士どもは、多く之が爲に命を捨てまして御座りまする。私は、父の爲に仇を擊つたので御座りますれば、いかで、御褒美を戴きませう。それよりも、私に賜はりまするものを以て、この事件に討死いたしました者どもの家へ、御惠み下されまする方が、宜しう御座りまする」といつたが、朝廷では、許されなんだ。義時は、義盛に代つて、侍所の別當となつたが、その日すぐ、書面を京都に遣つて、此度の事變に關し、將士を鎭め、安堵せしむる樣にした。

九月。故畠山重忠、季子僧重慶。在二日光山一謀レ反。遣二小山宗政一捕レ之。宗政斬レ之還報。實朝使二人言一曰。重忠冤死。其胤レ目曰。彼、髡反跡已明。臣所以不二生致一者。恐下將軍聽二內謁一宥上之也。將軍詠歌蹴鞠。廢二棄武備一。重婦女一輕二戰士一。諸沒官之邑。擧與二嬖妾一。故將軍之業墜矣。實朝怒。禁二其朝從一。無二幾何一得レ解。實朝爲レ人優柔。耽二溺歌詠一。雖二有レ罪者一獻レ歌則免。而軍國事、一決レ於二義時一。二年冬。和田氏餘黨作二亂京師一。戊卒擊夷レ之。七月。定二鎌倉、賈人之員一。

（釋訓）冤死、無實の罪で殺される。不可必、きつと左樣とは定められぬ。髡、髮を剃りたるをいふ、坊主奴といふが如し。反跡、謀叛の形跡、證據。生致、生け捕つて送る。內謁、奥向に取り入つて賴むこと、謁は請なり、內々に妻女などの取持によつて願ふといふ意味。諸沒官之邑、すべて官に取り上げた領地。朝從、朝見と從行、政廳に出でゝ謁見したり或は臨行したりすること。優柔、しとやかでやさしい。軍國事、軍務と國事。戍卒、守兵。

（通解）九月、もとの畠山重忠の末子の僧重慶が、日光山に居て謀叛をしたので、小山宗政を遣はし、之を捕へしむることにしたが、宗政は、之を斬り殺し、還つて其旨を報告した。實朝は、

人を遣はし、言はしめて、「重忠は、無實の罪で殺されたが、その血筋の者が變亂を作したといふのであれば、虚とも實とも、まだ定めることは出來ぬ。さるを、其方、たやすく之を殺して仕舞ふたとは、何たることぞ」といふと、宗政は、目玉をむいて、「あの坊主奴が謀叛の趣は、はや明なことで御座る、私が生け捕つて參らぬのは、將軍が、奥向の賴を御聽になつて、之を御赦しあるのを危んだからで御座る、將軍には、歌を詠むことや、鞠を蹴ることばかりなされて、武備を ば捨て置かせられ、女子どもを重んじ、戰士を輕んじて、すべて官へ御取り上げになつた知行も、殘らず御氣に入りの女どもに御與へになつて仕舞うといふ有樣で、前將軍の御遺業も廢りまして御座りまするわい」といつたので、實朝は怒り、宗政の謁見も隨行も禁じたが、幾程もなく、その禁を解かるゝことを得た。實朝は、人柄が、やさしくおとなしくて、歌よむことに耽り溺れ、罪がある者でも、歌を獻上するときは、之を免した位であつた。して、軍務や國事は、一切義時に決せられた。二年の冬、和田氏の殘黨が、亂を京都に起したが、守備兵が擊つて之を平げた。七月に、鎌倉の商人の員數を定めた。

當二是時一鎌倉權勢日盛。後鳥羽上皇。居常憤憤。謀レ滅二源氏一。初讓二位於太子一。是爲二土御門帝一。尋又使レ禪二之少子一。是爲二順德帝一。而政常在二上皇一。自二後白河時一置二

北面武士一。上皇益開二西面一。廣徵二材勇一。親鑄二刀劍一。欲下驕二實朝一以斃上之。連進二其官爵一。實朝不レ覺。遂求二左近衞大將一。義時謂二廣元一曰。故將軍每二宣下一輒辭レ之。以爲二後胤之地一而今將軍年未レ壯。昇進太速。又令二家臣不レ朝而取二官爵一。僕恐昧竊危レ之。欲レ爲二入言一。而恐レ遭二譴怒一。公盍レ言焉。廣元曰。僕亦思レ之。故將軍每レ事下問。今也則否。故默以至レ今耳。將軍座享成業一。而不次榮進。積レ殃嬰レ害。其能免乎。公有レ言焉。僕敢不レ言。遂入言。實朝不レ聽。六年。遂爲二大將一。累進右大臣一。承久元年正月。拜賀於二鶴岡祠一。卒爲二故賴家子公曉所一レ狙擊一斃。公曉因欲二自立爲一レ將軍一。義時以二政子命一誅レ之。

（釋訓）居常、つねん〳〵●憤々、いきどほる貌、甚しく腹を立つる心の胸中に滿つるさまをいふ●北面武士、卷一（貢六三）を見よ●益開、新に增して設くること●材勇、はたらきがあつて勇氣のある者●驕、おごり高ぶらす、增長さす●宣下勅宣を下さるゝこと●爲後胤之地、子孫のための下地を作る、餘慶を子孫に貽すこと●未壯、まだ三十歳にならぬ●愚昧おろかにして事理にくらい●成業、出來上つた業●不次、順序を逐はす●嬰、かゝる●狙擊、ねらい打ち。

（通解）この時に當り、鎌倉の權威勢力は、日に盛んなので、後鳥羽上皇には、つねん〳〵、心中に御憤りが滿ちて居らせられ、源氏を滅さんと企てさせられた。はじめ、位を太子に御讓りになり、それが土御門天皇で、間もなく、又、之を幼少の皇子に禪らしめられた。それが順德天皇

であるが、政治は、いつも上皇の御手にあつた。後白河院の時から、院の北面の武士といふものを置かせられたが、上皇は、新に西面を增し設け、廣く技倆あり勇氣ある者を召し出し、御自身に刀劍を鑄させられ。一方には、實朝を驕らしめて、之を斃さんとの思召で、しきりに其官爵を進められたが、實朝はそれを、悟らず、遂に、左近衞大將たらんことを願つた。義時は、廣元に語つて「故將軍には、官位の宣下があるごとに、いつも之を辭退して、子孫の幸福を得る下地となされたことて御座る。しかるに、今、將軍は、御年はまだ三十にもならせられぬに、官位の昇進が甚た速で、又、家來どもにも、入朝も致さずして官爵を取らしめらるゝといふ有樣。拙者は、おろかで道理に暗い者ではあるが、蔭ながら之を氣遣ふことで御座る。その爲め、御座所へ參つて、御諫言申さうかとは存ずれども、御尤め御叱りに遭ふのを憚かつて居るので御座るが。貴殿には、なんと、御諫言は召さらぬか」といふと、廣元は、「拙者も、また、そのことを思うては居れど。故將軍には、何事によらず、事ごとに御下問があつたが、唯今は左樣では御座らぬ故、默つて今日に及んだ次第で御座る。將軍には、座ながらにして、出來上つた大業を受け繼ぎながら、順序をも逐ずに榮進なさるれば、禍を積み重ねて、災難に御かゝりになることは、いかで免かるゝことが出來申さうぞ。貴殿に、左樣の御話がある上は、拙者、何とて申し上げずに置くべきや」といひ、遂に入つて諫言したが、實朝は聞き入れず。六年には、とう〳〵大將となり、さらに右大臣に進んだ。承久元年正月、鶴岡神社に、その叙任の拜賀式を行うたが、とうどう、もとの賴家の子の公曉の爲に、ねらひ打ちされて死んだ。公曉は、それで、自分に立つて將軍とならんと思つたが、義時は、政子の命令を以て、之を誅殺して仕舞つた。

（文典）

副詞は、動詞、形容詞、又は他の副詞に伴ふて、其意味を變化し修飾するもので、名詞や代名詞には關係を有たぬ筈であるが、たゞ二三の例外なる文字がある、「皆」「盡」「悉」「唯」「惟」「獨」などがそれで、此等の文字は、動詞形容詞などよりも、寧ろ名詞代名詞の意味を變化し修飾する場合があるので、前回に出したる、「豈獨淨海」其他「獨」の字に關する例を見れば、そのことが分るのであるが、左に數例を出して置かう。

我兵皆京畿新募。（卷一頁一一七）　頭髮皆白。（卷一頁一四〇）

后皆其女天子皆其女所生。（卷一頁二〇四）　三兒皆婢常盤出也（卷二頁三一八）

熊野湛增。河野通信等。盡屬源氏。（卷一頁一八三）

平氏所侵諸邑宜盡復其故主。（卷三頁三九一）　我軍悉渡。（卷一頁一〇八）

源氏兵悉濟。（卷一頁一四〇）　唯仁人放流之。迸諸四夷。不與同中國。（大學）

惟仁者能好人能惡人（論語、里仁篇）用之則行舍之則藏惟我與爾有是哉（述而篇）

我思故院遺詔獨屬官軍（卷一頁八四）　士氣奮矣獨成能可疑（卷一頁一八七）

右等に例を見て、その黒點を施したる副詞と、白圈を加へたる名詞代名詞とを、各對照すれば、如何にこれ等の副詞が、名詞代名詞と密接の關係を有して居るか分る、これ副詞に於ける一の特例で、讀者は、副詞にも、また、此の如きものあることを記憶し置かるゝのが肝要である。

初政子與義時俱詣熊野過京師上皇召見政子辭曰東鄙老尼不閑禮節則令前相國賴寶妻勞之政子與語曰寶朝卽無子敢請得一皇子爲鎌倉主至是令諸將連署奏請曰願擇於上皇二皇子得戴一人上皇不許曰是樹二主也及寶朝薨請藤原賴經初賴朝妹婿藤原能保以女妻攝政良經良經關白兼實子也良經生道家道家生賴經以故義時定議遣時房請七月至鎌倉市二歲政子聽政簾內政子爲人明決佐賴朝定天下爲諸將士所畏服目曰尼將軍以其拜從二位尼義時爲右京權大夫兼陸奥守與廣元等令諸將修賴朝舊規義時妻弟伊賀光季與廣元子親廣竝護衞京師寶朝遭害之翌月故阿野全成子時元起兵駿河謀自立爲將軍大內守護源賴茂與子賴氏入仁壽殿縱火自殺蓋賴茂源賴政孫自以爲源氏嫡宗因圖自立事覺被誅

（訓釋）東鄙●東國の田舍●閑、ならふ、熟達すること、嫻又は嫺と同じ●明決、事理に明にして決斷のよきこと●舊規●ふるき制度●阿野全成、賴朝の弟、幼名今若、卷二にあり。

（通解）初め、政子は、義時と共に、熊野に參詣し、京都を通つた時、後鳥羽上皇が、召して面會しやうと思召したが、政子は、辭退して、「東國の田舍の年よつた尼で、朝廷の禮儀作法を能く心得て居りませねば」といつたので、前の太政大臣賴實の妻をして、之を慰勞せしめられると、政子は、ともく話し合つた中に「實朝に、もし子がない時には、是非とも、御一人の皇子を請ひ受けて、鎌倉の主と致したう御座りまする」と申したことがあるが、その內に、諸將に連判させ、奏問し願はしめて、「何卒、上皇の御二人の皇子の中を擇んで、御一人を將軍に奉戴致したう御座りまする」と申し出したれど、上皇には御許がなく、「それは、二人の君主を立てることになる」と仰せられた。それで、實朝が、いよく死んだに及んで、藤原賴經を請ふことにした。はじめ、賴朝の妹婿の藤原能保が、娘を以て、攝政の良經に妻はしたが、良經は、關白兼實の子であり、その良經が道家を生み、道家が賴經を生んだので、それ故、義時は、評議をして、時房を遣はし、之を請はしむることにしたのである。七月に、賴經が鎌倉に來た。年はやつと二歲であ

るから、政子が、政事を簾の内に居つて聽くことにした。政子は、人と爲りが、事理に明るく、決斷があつて、賴朝を助けて天下を定めた位であるから、將士どものために、畏れられ、且歸服されて居り、將士どもは、稱して尼將軍といひ、その從二位を拜して居るところからして、又、二位の尼ともいつた。義時は、右京權大夫となり、陸奥守を兼ね、廣元等と共に、諸將をして、賴朝の立てた舊い制度を整へしむることにした。義時の妻の弟の伊賀光季が、廣元の子の親廣と、相共に京都を護衞した。實朝が殺害に遭つた翌月に、もとの阿野全成の子の時元が、兵を駿河に起し、自から立つて將軍たらんと企てたが、義時は、兵を遣はし、擊つて之を殺した。賴經が鎌倉に來た月に、御所の守護職の源賴茂が、子の賴氏と共に、仁壽殿に入り込んで、火を放けて自殺した。大體、賴茂は、源賴政の孫であるので、自から、源氏の本家筋だと思ひ、それで、自分に立つて將軍にならうと企て、その事が露顯して、誅伐せられたのである。

（文典）　前置詞に就いて

前置詞は、その名の如く、名詞代名詞の上に位し、動詞形容詞等との關係を示す詞であるが、倒裝法の場合に於ては、名詞代名詞の下に位する、この事は、卷一（頁一八一及び二〇一）に於て、既に之を述べ、又その例をも出して置いたが、併し、彼處には唯二例のみを擧げ置きしに過ぎざれば、茲に數例を揭げて、補足しやう。

仁以爲己任不亦重乎。（論語、泰伯篇）

君子義以爲質。禮以行之。孫以出之。信以成之。（論語、衞靈公篇）

楚書曰。梵國無以爲寶。惟善以爲寶。（大學）

曾子曰。江漢以濯之。秋陽以暴之。（孟子、滕文公上）

仰而思之。夜以繼日。（孟子、離婁下）

貧賤也。衣食於奔走。（韓愈、與陳給事書）

右等の黑點を附せる前置詞は、何れも、各、白圈を施したる名詞の上に在るべき筈なるを、今は、その下に置かれてあるので、これ等も、他の場合と同じく、上に移したる名詞に對し、特に注意を惹くために、倒裝法を用ゐたものである。して、その倒裝法により、前置詞の下に移さるゝのは、「以」の字を用うる場合が最も多い樣である。

上皇謂。源氏衰滅。王政可レ復。而關東權勢自如。會、關東、家人仁科盛遠者。挈二子一詣二熊野一。遇二上皇幸一焉。錄二其子一爲二西面一。盛遠大喜。留不レ東。歸。義時怒。收二其邑一。上皇令レ復レ之。不レ奉レ詔。上皇嬖妓龜菊。食二長江倉橋二莊一。其地頭侮二慢之一。上

皇怒。令レ褫二其職一。義時對曰。先右大將。以二王命一誅二平氏一。乃請置二地頭一。以賞二有功一。義時不二敢無一レ故褫レ之。上皇積怒。遂決レ意討二義時一。義時素善二右大將藤原公經一。上皇欲レ殺二公經一。右大臣藤原公繼止レ之。且諫曰。臣聞。本邦稱曰二葦原一。原之大處。是爲二關東一。漸西漸小。以レ小敵レ大。以レ弱抗レ強。不レ待レ時而行。行以二無謀一。臣未レ知二其可一也。義仲之難。可二以鑒一焉。權中納言藤原光親亦切諫。上皇皆弗レ聽。使二西面藤原秀康誘二三浦胤義一。胤義妻初爲二賴家ノ婢一。生二一男一。義時殺レ之。妻悲痛。胤義戍二京師一。不レ復欲レ東。秀康於二酒間一微說レ之。胤義奮躍應レ命。曰。臣兄義村。力能擒二義時一。上皇大レ悅。

（訓釋）●自如、もとの通り變らぬこと、●錄、采錄、官職に採用すること、●嬖妓、寵愛せる白拍子、●食、扶持として貰うて居ること、●侮慢、あなどる、●褫、取り上げてしまうこと、●右大將、賴朝を指す、●怒積、重ね〳〵怒る、●葦原、太古四邊の海岸には葦生じたりし故、吾邦をば、葦原中國と稱せりといふ、葦原はその略なり、●漸西、たん〳〵西へ行けばだん〳〵小さい、●無謀、思慮のないこと、●墜、手本とする、●誘、誘引、●微說、ちよつと●奮躍、勇み立つて踴り上がる、

（通解）上皇は、實朝が死んだので、源氏が衰へ滅びて、王政を恢復することが出來ると思召したが、しかし、關東の權威勢力は、もとの通りで變りはなかつた。折から、關東の家人、仁科盛遠といふ者が、二人の子を連れて、熊野に參詣し、同地で上皇の御幸に遇ふと、上皇は、その子を取り立てゝ、西面の武士となされたので、盛遠は大に喜び、京都に留つて居て、東へ歸らなかつたから、義時は怒つて、その領地を沒收して仕舞ひ、上皇が、之を本の通りにしてやれと仰せられても、その詔を奉せなかつた。上皇の御寵愛の白拍子鰕菊といふ者が、長江倉橋の二邑を扶持として貰つて居たが、その地頭が、之を馬鹿にしたので、上皇が御怒になり、その職を取り上げしめらるゝと、義時は對へて、「先の右大將は、天子の勅命を以て平氏を誅伐致し、そこで、御願申し上げて、地頭を置き、それで手柄あるものを賞しました次第で御座りますれば、義時は、譯もなく之を取り上げることは致し兼ねまする」と申したので、上皇は、重ね〳〵御怒になり、とう〳〵御心を決して、義時を討つことになされた。義時は、平生から、右大將藤原公經と仲が善かつたから、上皇には、公經を殺さうと思召すと、右大臣藤原公繼が、之を御止め申し、且、諫めて、「私が承つて居りまするには、我が邦をば稱して、葦原と申しまするとの事。然るに、原の大なる處、それが關東で、西へ參る程、だん〳〵小さう御座ります。その小さいのを以て大きいのに敵し、此處の弱いのを以て、彼處の强いのに手向ひ、時節をも待たずして致し、それを致すにも、何の思慮もなく爲ると申すことは、私は、いまだ、その宜い譯が分りませぬ、義仲の時の騷動が、手本と致すべきことで御座りまする」といひ、權中納言の藤原光親も、また、たつて御諫め申したが、上皇は、何れも御聽き入れがなく。西面の武士藤原秀康をして、三浦胤義を誘

引せしめられた。胤義の妻は、初め賴家の召使となり、一人の男兒を生んだのを、義時か之を殺したので、妻は、大に悲んだが、胤義は京都を守護して居て、また東へ歸ることを好まず、秀康が酒を酌みかはして居る間に、ちよい〳〵と話すと、胤義は、勇み立つて躍り上り、仰に從つて「私の兄の義村が、義時を生捕にすることの出來る働が御座りまする」といつたので、上皇は、大に御喜になつた。

五月。使順德帝讓位於太子。以便計議。太子立。是爲九條廢帝。上皇乃託城南寺流鏑馬。徵畿兵千七百人。囚公經。召親廣光季。親廣脅從。光季不至。令胤義秀康討之。光季及子光綱。奮鬪而死。卽日。上皇詔五畿七道討義時。召將士問曰。東人黨義時者有幾。胤義對曰。不過千許人。莊家定者。進曰。不然。彼收人心有年於此。願爲之死者。不可勝計。使臣等在東國。亦被籠牢耳。上皇不懌。彌益聚兵。遣善走者押松。齎詔歷說東國諸豪。特使胤義作書。以重賞。啗義村。義村以示義時。義時曰。唯子意所嚮。義村誓無貳心。義時晒曰。吾預知有此事。久矣。因大索鎌倉。獲押松。奪詔燒之。啓狀於政子。政子乃大會諸將于簾下。使安達盛景傳命曰。吾今日將訣於諸君也。先將軍被堅執銳。闘草萊。以創大業。諸君所知也。今讒諛之徒。詿誤人主。欲傾危關東之業。諸君苟不忘先將軍之恩。則協心戮力。誅除讒人。以全舊圖。卽欲應詔西上者。今決之。諸將皆感激。願效力。莫敢異辭。

（訓釋）便計議、相談をするに都合のよい樣にする、●九條廢帝、御名は懷成、順德帝第四の皇子、受禪の時は、御年四歲、九條院に在し、御崩後九條の陵に葬る、故に世に斯くは稱するなり、明治三年七月、仲恭天皇と追諡、●流鏑馬、やぶさめ、騎射の儀式の一種にて、多くは神前に於て之を行う、馬上にて馳せながら鏑矢を番いて的を射るなり、的は三個あり、一人にて各三個を射るものなるが、騎手には定數なく、その裝束は、水干衣、綾閣笠などを著けたるものなり、●畿兵、畿內の兵士、●脅從、脅迫されて已むを得ず從ふ、●籠牢、くるめ込む、籠は圍む意、●啓、申し上げる、●被堅執銳、堅甲を被り銳刀を執る、●草萊、草はら、萊は茂れる雜草をいふ、世の亂れたるを喩ふるなり、●讒諛、讒言したり諂うたりする者、秀康、胤義などをいふ、●詿誤、あざむき誤らしむる、●傾危、かたむけ危くする、●戮力、力をあはせたる、●全舊圖、もとの計畫卽ち功業を無難にする、●異辭、かはつたことをいふ、

（通解）五月、後鳥羽上皇は、順德帝をして、位を太子に讓らしめ、かくして、相談に都合のよい樣になされた。その太子が立たせられたのが、それが九條廢帝である。上皇は、そこで、城南寺にて流鏑馬をするといふに事よせて、畿內の兵七千七百人を召し寄せられ、公經をば拘留し、大江親廣、伊賀光季を召させられた。親廣は、脅迫されて從つたが、光季は出て來ないので、胤義秀康をして、之を討たしめらるゝと、光季及びその子の光綱は、奮ひ鬪つて死んだ。その日、上皇は、五畿七道に詔して、義時を征伐することになされ。將士を召し、御下問になつて、「東

國人で、義時に味方致すものは、如何程あらうか」と仰せらるゝと、胤義は對へて、「千ばかりの人數にしか過ぎませぬで御座りませう」といつたが、莊定家といふ者が進み出て、「左樣では御座りませぬ。彼が、人心をば引き附けて居りまするのは、これまで多年の間のことで、北條氏のために命を捨てんと願つて居りまする者は、數へることの出來ぬ程御座りまする。私共も、もし東國に居りましたならば、また、くるめ込まれて仕舞ふ外は御座りませぬ」と申したので、上皇は、頗る御不滿に思召され。いよ〳〵、ます〳〵、兵士を集め。走ることの上手な狎松といふ者を遣はし、詔を持參して、關東諸國の豪傑どもを說き廻らしめ。特に、胤義をして、書面を認め重き褒美を與へるといつて、義村に利を啗はさしめられた。すると、義村は、それを義時に見せたが、義時は、「それは、如何樣とも、ただ、貴公の氣の向いた方にされよ」といつたので、義村は、北條氏に對し、二心のないことを誓つた。義時は咽つて、「拙者は、かね〳〵、箇樣なことの有るをの承知致し居つたのは、久しい間のことぢや」、といひ、よつて、大に鎌倉中を搜して、狎松を見附け出し、詔を取り上げて之を焼き、その一部始終を政子に申し上げた。政子は、そこで、大に諸將を廳の下に集め、安達影盛をして、命令を傳へしめ、「妾は、今日、皆の衆に暇乞を致す積りぢや。先將軍が、堅甲を被り、鋭刀を携へ、草原の樣な亂れた世の中を開いて、この幕府の大業を御建てなされたことは、皆の衆の知らるゝ通りであるが。今、讒言したり諂うたりする輩が、君を欺き誤らしめて、この關東の功業をば、傾け危く致さんと存じて居る。皆の衆も、まこと、先將軍の御恩を忘れられなんだならば、心をあはせ力をあはせて、讒言致すものどもを、誅伐して取り除き、もとの功業をば、無難にする樣に致されたい。もし、詔に從ひ西へ上らうと思はるゝならば、只今こゝで、それを定める樣に致されよ」といつたが、諸將は、何れも、心にしみて奮ひたち、力を盡さんことを願ひ、かはつた申立をするものとてはなかつた。

（文典）

前回に述べたる場合の外、なほ、前置詞が下に置かるゝ時がある。それは、疑問代名詞を伴ふた る場合なので、左に出す如きはその例である、

孔文子何以謂二之文一也。（論語、公冶長篇）

如或レ知レ爾則何以哉。（論語、先進篇）

百姓足。君孰與不レ足。百姓不レ足。君孰與足。（論語、顔淵篇）

晨門曰。奚自。子路曰。自二孔氏一。（論語、憲問篇）

何由知二吾可一也。（孟子、梁惠王上）

吾王庶幾無二疾病一與。何以能鼓樂也。（孟子、梁惠王下）

士大夫之去位而巷處者誰與嬉遊。（韓愈、送温處士赴河陽軍序）

國無其人誰與興理。（柳宋元、書箕子廟碑陰）

公何以不被甲。重盛睨曰。汝等何以被甲。（卷一頁八七）

小松第何由徵兵。（卷一頁九四）

右の如く、何れも、前置詞が、疑問代名詞の下に置かれてある。而して、これが通常の用法なのである。併し、前置詞の中にても、「於」「于」「乎」などは、下に移されぬ、

小子後世。於何考德而問業焉。（韓愈、送温處士赴河陽軍序）

などがその例である。又「與」の字に疑問代名詞の伴うたるときには、常法の如く、前置詞が上に置かるゝこともある。

於是。會義時宅議事。義村景盛等皆曰。宜阨足柄箱根。以待官軍。廣元曰。不可。守險曠日。人心內變。是自敗之道也。宜直進兵攻京師。聽成敗於天耳。政子從之。以泰時爲將。泰時時爲武藏守。待武藏兵至而發。居五日。或議。其懸軍遠進。是危道也。廣元曰。待武藏兵非計。所以生此異論也。遷延如此。雖武藏兵。不保其無變。今夜武州宜單身揚鞭。東兵猶雲從龍已。三善康信方臥病。政子召而諮之。康信對如廣元議。

（訓釋）阨、喰ひ留める、●曠日、日を無駄に送る、●聽成敗於天、成功と失敗を天運にまかす、●懸軍、かけ離れて遠く出かけたる軍勢、懸は、懸隔懸絶など熟して、かけ離れたること、●危道、あぶない仕方、道は方法をいふ、上の道の字も同義、●不保、請け合はれぬ、●武州、泰時をいふ、●揚鞭、鞭をあけて出發する、●雲從龍、もと易經にある語で、同氣相求むるをいふ、今は自然に附き從ふ者の多きを意味するなり、●諮、問ふ、相談する。

（通解）こゝに於て、義時の宅に集つて、事を相談した。義村景盛等は、何れも、「足柄箱根を喰ひ止めて、官軍の來るのを待つが宜しく御座る」といつたが、廣元は、「それは宜しからぬ。險阻な處を守つて日を無駄に送つて居ると、人心が內部から變じて參るもので、それは、自から敗を取る致方と申すもの。それよりは、直ぐに兵を進めて京都を攻め、事の成ると敗るゝとを、天運に任かす外は御座らぬ」といつたので、政子は之に從つて、泰時を以て大將とした。泰時は、その時分武藏守であつたので、武藏の兵の到著するのを待つて出かける積りで、五日程たつと、中には、かけ離れた軍勢が、遠く進むのは、あぶない仕方ぢやなどゝ評定するものが有り出したから、廣元は、「武藏の兵を待つて居るのは、よい分別では御座らぬ。それ故箇樣な異論も出る譯で御座る。だら〴〵延して、此く致し居るときは、武藏の兵とても、それが異變がないとは請け合はれ申さねば、今夜武州殿には、たゞ一人で、鞭を揚げて御出發なさるゝが宜しう御座る。さす

れば、關東の兵は、雲の龍に從ふが如く、自から附いて參る譯で御座る」といつた。三善康信は丁度病氣で伏せつて居たが、政子が、呼び懸けて之を相談すると、康信の對も、廣元の說の通りであつた。

於是。令泰時卽夜發程。黎明。泰時帥十八騎而西。相模守時房。前武藏守足利義氏。駿河守三浦義村等從之。行三日得二十萬騎。自東海道進。式部丞朝時自北陸道進。武田信光。小笠原長清等。自東山道進。凡從役者。父行留子。子行留父。行者凡十九萬。義時乃放還猶松。使歸上言曰。臣無罪被討。不敢逃避。聞陛下好戰。謹獻臣長男泰時。二男朝時以下十餘萬人。使之爲戰。陛下觀焉。猶不厭於心。則猶有二十萬人在臣將自將以繼之。猶松走歸白之。內外失色。上皇曰。可也。東人必有乘虛誅義時者。

（訓釋）發程、出發する、程は道程、みちのり、●役、兵役、●父行留子、父行留父、內實は、人質を取り置き、背かざらしむる儀なり、●不厭、十分でない、●失色、顏色をかへる、さつ青になる、●乘虛、すき間に附けこんで、

（通解）そこで、泰時をして、すぐ其晩出發せしむることにし、夜あけ前、泰時は、十八騎を率ゐて西し、相模守時房、前の武藏守足利義氏、駿河守三浦義村などが、これに從つた。行くこと三日程で、はや十萬騎を得、東海道より進んだ。式部丞朝時は、北陸道より進み。武田信光、小笠原長清等は、東山道より進んだ。すべて此度の軍に從う者は、父が西へ行けば子を鎌倉に留め、子が行けば父を留めることにしたが、行つた者は凡そ十九萬人であつた。義時は、そこで猶松を放ち還し、京都へ歸つて言上せしむるには、「臣は、罪もなきに御征伐を蒙りまするが、別段逃げかくれは致しませぬ。承りますれは、陛下には、戰が御好で入らせられますとの御事。謹んで、臣の長男泰時、二男朝時、以下十餘萬人を獻じ、彼等に戰を致させまするが、陛下には、それを御覽遊ばされたう御座ります。なほ御心に十分と思召さぬ樣で御座りますれば、まだ二十萬人は居りますれば、臣が、自から大將となつて、その跡に引き續いて參る覺悟で御座りまする」と、猶松が、走せ歸つて、これを申し上ぐると、御所の內も外も、顏色をかへて驚いた。しかし上皇は、「それで宜い、東國人に、必定、その隙に附け込んで、義時を殺すものがあるに相違ない」と仰せられた。

六月朔。部署諸官軍。宮崎定範。仁科盛遠等。拒越中。藤原秀康。三浦胤義等。部諸將爲九隊。拒尾張美濃兵。凡一萬七千餘人。信光長清以四萬騎。亂大井渡擊官軍。將大內惟信走之。胤義欲赴援。秀康曰。吾腹背受敵。不若退守

宇治勢多。敕旨如此。乃鞭馬先走。胤義以下皆從之。官軍將山田重忠。源滿政苗裔也。奮而留戰。泰時亂流而前。重忠連射斃東兵。泰時麾軍萃之。重忠敗走。官軍將鏡久綱。自書名于旗。與毛利季光戰而敗。曰。恨與懦夫共事。乃自殺。泰時進與信光合。義村建策。分爲五隊。其子泰村請曰。嚮與右京君約。從武州生死。因辭義村。從泰時。泰時鼓行而西。京師震駭。乘輿幸叡山。山徒遜辭。力不足以扞東軍。乃還。分見兵二萬五千。守宇治勢多及淀。時房攻勢多。山田重忠。帥山徒二千。截橋力戰。時房不利而卻。

（訓釋）●部署、手分けする、部分をきめ役割を定むること、●拒尾張美濃　九隊を以て、大井戸渡、鵜沼渡、板橋、池ノ瀬、渡久瓦、洲股、摩免、蒋島、市川前の九箇處に拒ぎしなりといふ、●苗裔、末孫、●萃、あつまる、●懦夫、臆病者、秀康を指す、●右京君　右京權大夫義時、●鼓行、鳴物をならして進みゆくこと、●遜辭、謙遜してことはる、●扞、ふせぐ、●見兵、現在あり合せの兵、

（通解）六月一日、諸の官軍を手分けして、宮崎定範、仁科盛遠等は、越中にて拒ぎ、藤原秀康三浦胤義等は、諸將を部分けして、九隊となし、尾張と美濃とを拒ぐことにした。兵數は、すべて一萬七千餘人であつた。關東軍の中、東山道を進んだ信光長清は、四萬騎を以て、大井の渡を橫切り、官軍の將、大內惟信を擊つて之を走らしめたので。胤義は、惟信の方に赴いて之を援けんとしたが、秀康は、「吾軍は、前後に敵を受くる譯で御座れば、これは、退いて、宇治と勢多とを守る方が宜しう御座る、敕旨もまた左樣で御座る」といひ、そこで、馬に鞭つて、先づ逃げ出したので、胤義以下の者も、皆これに從つて走つた。官軍の將の山田重忠は、源滿政の末孫であるが、勇を奮つて留り戰ひ、東海道を進んで來た泰時が、流を橫切つて進むと、重忠は、つゞけ樣に射て東兵を斃した。しかし、泰時が、軍を指麾して、その方に集まつたので、重忠は、ついに敗れて走つた。官軍の將、鏡久綱は、自から名を旗に記して、毛利季光と戰つたが、敗けたので、「殘念なことには、あんな臆病者と一處に事をした」といひ、そこで、自殺して仕舞つた。泰時は、進んで信光の軍と一處になつた。義村が策を建て、それを分つて五隊とした。その子泰村は、義村に請ふて、「さきつ頃、右京大夫殿と約束致し、武州殿に御附申して、死ぬとも、生きるとも、とも〴〵にすることに致し置きましたれば」といひ、そこで、義村の許を去り、泰時に從つた。泰時は、鳴物をならして行きつゝ、西へと進んだ。京都では、震ひ駭いて、天子は、叡山に御幸遊ばされたが、山の僧徒は、謙遜して御辭退申し、「とても、私共の力では、東軍を拒ぐことは叶いませぬ」と斷はつたから、そこで、御引き返しになり、現在有り合せの兵二萬五千を分ち、宇治、勢多、及び淀を守らしめられた。時房は、勢多を攻めたが、山田重忠が、叡山の僧徒二千人を率ゐ、橋を切り落し、骨折つて戰つたので、時房は、勝利を得ずして退いた。

泰時攻二宇治一。前中納言源有雅。參議藤原範茂等。率二南都一僧萬人一。壓レ河而軍。時霖雨水漲。泰時欲レ待レ旦而進。泰村夜挺前。夾レ水射戰。義氏赴援。泰時遂以二全軍一從レ之。橋板已撤。兵綠レ架進。官軍矢石雨下。東兵多死。泰時令二芝田兼義一試レ水。春日貞幸。佐佐木信綱等繼レ之。貞幸馬傷而溺。從者援還。泰時親爲炙レ之。乃蘇。將士爭渡。溺者八百。信綱先達二中島一。其子重綱年十五。攀二父馬尾一泅而渡。信綱使二之還一請レ兵。泰時諸而遣レ之。召二其子時氏一曰。我衆將レ敗。汝進死レ之。時氏以二六騎一渡。泰村繼レ之。泰時乃親渡。貞幸扣レ馬諫。不レ聽。貞幸紿レ之曰。釋レ甲而渡。不レ則沈溺。泰時下レ馬釋レ甲。貞幸乃奪レ馬去。不レ得レ渡。其兵渡者五百騎。與二衆義信綱一皆達。進冒二官軍一。殺傷相當。義氏撤二民屋一。縛レ筏以濟レ軍。泰時遂至二前岸一。武藏相模ノ將士。奮進大戰。有雅以下潰走。右衞門佐藤原朝俊帥二八田知尙一。佐佐木氏綱等留戰死レ之。時氏縱レ火而進。義村季光攻二大納言藤原忠信于レ淀。破レ之。重忠胤義走歸奏レ事。上皇閉レ門不レ納。重忠擊レ門而罵曰。懦主誤レ我。遂走二嵯峨一自殺。胤義遁走。泰時進至二樋口河原一。遇二院宣使ノ至一。下レ馬使二人讀レ之。宣曰。近日之事。非レ出二朕意一。皆臣僚所レ爲。唯汝論二其罪一。莫レ使二兵士援二聲下一。泰時乃與二時房一。館レ于二六波羅一。

（訓讀）歷河、岸に迫つて川を押し塞がん計りに、●霖雨ながめ、●挺前、多勢の者より拔き出でて進む、●撤、取り去る、●綠架、橋桁をつたふ、●炙、火であたゝめること、●蘇、よみがへる、●殺傷相當、殺されたり傷いたりした者が敵味方とも五分々々、●縛筏、くゝりつけて筏を作ること、●懦主、臆病なる君主、後鳥羽上皇を指す、●輦下、天子の御膝元、卽ち京都、●輦ば天子の御車をいふ、人ども、僚は官に仕ふる者をいふ、●臣僚、臣下の役

（通解）泰時は宇治を攻めた。前の中納言源有雅、參議藤原範茂等が、奈良の僧兵一萬人を率ゐ、宇治河を押し塞がん計りにして陣取つて居た。この時分、なが雨で水が漲つてあるので、泰時は、あくる朝を待つて進まうと思つて居たが、泰村は、衆を扱ん出て進み、水を夾んで矢戰を始め、足利義氏が、そこへ行つて援けたから、泰時も、遂に全軍を率ゐて、之に從うことにした。橋板が已に取り去られあるので、兵士が橋桁をつたはつて進むと、官軍から來る矢や石は雨の如く下つて、東兵が澤山に死んだ。そこで、泰時は、芝田兼義をして、水の樣子を瀨ぶみさせた。春日貞幸、佐々木信綱等が、それに續いて出かけたが、貞幸は、馬が傷いた爲めに溺れたので、從者が助けて還つたから、泰時が、自身に、貞幸の爲に之をあたゝめてやると、息を吹きかへした。將士は、われもくと渡つたが、溺れた者が八百人程もあつた。信綱は、眞つ先に中島に著いたが、その子の重綱は、年が十五で、父の馬の尾につかまり、泅いで渡つたから、信綱は、重綱をして、更に引き返して兵士を送ることを請はしめた。泰時は、承知の旨返答して之を還しやり、その子の時氏を召して、「我が軍勢は敗けさうであるから、其方進んで、打死いたす覺悟で戰へ」

といふと、時氏は、六人の騎士を率ゐて渡り、泰村がその後に續いた。泰時は、そこで、自から渡らうとすると、貞幸が、馬を扣へて諫めたが、聽き入れぬので、貞幸は欺いて「鎧を脫いで御渡りなされませ、さもないときには、沈み溺れて仕舞ひまする」といふと、泰時が、馬から下りて、鎧を脫いだから、貞幸は、その間に、馬を奪つて何處かへ行つて仕舞ひ、泰時は、渡ることが出來なんだ。しかし、その部下の兵の渡つた者は、五百騎ほどあつて、兼義、信綱と共に、何れも前岸に到達し、進んで官軍を胃したが、殺されたり傷いたりしたのは、敵味方同じ程であつた。義氏が、民家を毀つて、それで筏をあみ、以て軍勢を渡すことにしたので、泰時も、遂に、前岸に行きついたから、武藏相模の將士は、奮ひ進んで大に戰ひ、有雅以下の者は、陣形をくづして逃げたが、右衞門佐の藤原朝俊は、八田知尙、佐々木氏綱等を率ゐ、留り戰つて打死し、時氏は、火を民家に放けて進んだ。一方、義村季光は、大納言藤原忠信を、淀に攻めて之を破つた。重忠と胤義は、走り歸つて、事の次第を奏上せんとしたが、上皇は、門を締めて納れられなんだので、重忠は、門をたゝいて惡口し「臆病な君主で、我々を嬲樣な目に遇はせた」といひ、とうとう、嵯峨まで走つて自殺し、胤義は逃け去つた。泰時が、進んで樋口河原まで行くと、上皇の院旨を持つた使者が來たのに遇つたから、馬から下り、人をして之を讀ましめると、この院宣は「近日の事は、朕が心から出たのではなく、みな臣下の役人共の致したことであれば、如何樣とも、其方、その罪を吟味致すがよいが、兵士をして膝元を騷がしめぬ樣にせよ、といふのであつた。泰時は、そこで、時房と共に、京都に入つて、六波羅に止宿した。

（文典）

巻一（頁一八一―二〇一）前置詞講述の下、及び、前二回に於て述べたる所に從ひ、讀者は、試に左記の文章を復譯し、白圈を施したる文字を、適當なる漢字に換へ、適當なる位置に据へらるべし。

(一)後、義綱ハ、陸奥守ヲモッテ、擊ッテ亂人平師妙ヲ出羽ニ平ゲ、功ヲモッテ、從四位上ニ拜ス、其黨頗ル廣シ、此ニイタッテ、朝議、義忠ノ死ヲモッテ、義綱ノ子義明ニ出ルト爲シ、兵ヲ遣ハシ之ヲ殺ス。（巻二頁二六三）

(二)初、平氏ニ小烏拔圓ノ二刀アリ、例トシテ嫡長ニ傳フ、忠盛ニイタッテ、小烏ヲ清盛ニ傳ヘ、拔圓ヲ賴盛ニ傳フ、二家是ヨリ相惡シ、賴盛是ニオイテ京師ニ在リ、是歲五月、賴朝ハ書ヲモッテ之ヲ召ス。（巻一頁一七九）

(三)或ヒト長方ニ問フテ曰ク、子ナニヲモッテ能ク相國ニ忤フト、答ヘテ曰ク、悔心ナカラシメン、何ゾ人ニ問ハン、我レ因ッテ之ヲ導ク耳ト。（巻一頁一二一）

（四）良馬ナリ、其敵ニ獲ラレンヨリハ、寧ロ之ヲ射殺セヨ。（巻一頁一六八）　五百騎ヨリ脱シ、五十騎ニ獲ラル、何ゾ嚮ニハ勇ニシテ後ニハ怯ナルヤ。（巻二頁三一二）

朝時之出二北陸道一也。従軍四萬。官軍張レ弩。阨二寒原ノ塞一。朝時夜收二數十牛一。束二薪其角一。火レ之。驅赴二官軍一。官軍弩發。東兵乃踰レ塞。至二市振一。官軍據レ嶮設レ柵。東軍騎兵、渡レ海。而歩兵破レ柵。戰ニ礪竝山一。殺ニ盛遠一。走二定範一。進會二泰時一于二京師一。

（訓釋）●弩、いし弓、石を發射する武器、弓の如き形にて、伏せ置いて石をはぢき飛ばす機械なり、その制數々あるが如きも、今は廢絶して傳はらず、●收、徵集すること、●束、縛りつける、

（通解）朝時の北陸道に出かけるには、軍に從ふ者は四萬人であつたが、官軍は、石弓を張つて寒原の塞を喰ひ止めて居た。朝時は、夜、數十匹の牛を徵發し、薪を其角に縛り、之に火をつけ、驅り立てゝ官軍の方にやると、官軍では、敵勢が來たと思つたものと見え、備へて置いた石弓を悉く發射した。東軍は、そこで、塞を乘りこえて進み、市振に至つた。官軍は險阻な處に立て籠り柵を設けて置いたので、東軍では、騎兵は海を渡り、そして、歩兵は柵を破つて進み、礪竝山に戰ひ、盛遠を殺し、定範を走らせ、ついに進んで泰時に京都に會合した。

於レ是。東軍塡二塞街衢一。四出捕斬。胤義以二部下一據二東寺一。遣二佐原景吉一攻レ之。胤義叱曰。汝非二吾族人一乎。與レ戰走レ之。盡亡二其騎一。獨與二其長子一逃レ去。欲レ投二其妻家一。匿二木島叢祠中一。遇二所レ識僧一。勸二其自裁一。長子先死。胤義謂レ僧曰。以二我父子首一。親レ於二我妻一。然後致二之駿州一。爲レ我告二駿州一曰。阿兄自剪二手足一。當レ還レ於レ意。僧如二其言一。義村送二之泰時一。泰時聞レ之。佐佐木經高贊二上皇謀一。亡匿。鷲尾。欲レ宥レ之。經高自殺。其子高重兄子廣綱等皆死。廣綱稚子當レ宥。叔父信綱請而斬レ之。泰時與二時房一議。凡論レ罪從レ輕。不二復究捕一。遂奏二求首謀者一。上皇以二忠信有雅光親及中納言藤原宗行。參議藤原信能一答。乃分二屬之諸將一。時氏召下所二同渡一六騎一。置レ酒勞レ之。捷報二鎌倉一。上下相慶。

（訓釋）●塡塞、うづめふさがる、●叢祠、森の中の神社、●自裁、自殺、●駿州、駿河守義村、●剪手足、手足ともなるべき弟や姪を殺す、●還於意、心に滿足する、●贊、たすく、贊成する、●稚子、幼い子、●究捕、飽までも吟味して捕縛する、●屬、處分の決まるまで預け置くこと、●置酒、酒盛すること、

（通解）かくて、東軍は、京都の町中に一ぱいになり、四方へ出かけて行つて、或は生け捕り或は斬り殺した。胤義は、部下を率ゐて東寺に立て籠つたので、佐原景吉を遣はし、之を攻めしむると、胤義は叱りつけて、「其方は、吾が一族の者ではないか」といひ、ともに戰つて之を逐ひ散

らしたが、殘らずその部下の騎士を亡くして仕舞つたので、獨り其長男と共に逃げ去り、その妻の家に駈け込まうと思つて、木島の森のある神社の中に匿れて居ると、かねて知り合ひの坊主に出逢ひ、その坊主が、胤義に自殺せんことを勸告し、長男が先づ死んだので、胤義は坊主に向ひ「身共等親子の首を以て、身共の妻に見せ、それから、之を駿河守に渡して、身共の爲に駿河守に言傳し、兄上には、自分から手足を切り落して、さぞ心の中に御滿足で御座らう、といつて貰ひたい」といひ、自殺した。そこで、坊主は、その言つた通りに計らひ、義村は、その首を泰時に送つた。泰時は、佐佐木經高が、上皇の謀を贊成したが、逃げて驚尾に匿れて居ると聞き、之を赦さうと思つて居ると、經高は自殺し、その子の高重、兄の子の廣綱等も、皆死んで仕舞つた。廣綱の幼子は、赦してやることになつて居たが、叔父の信綱が願ひ出て、之を斬つた。泰時は、時房と評議して、すべて、罪を定めるには、或るべく輕い方に從ひ、この上飽迄も吟味して捕へる樣なことはせぬことにし、遂に奏聞して、此度の事件の張本人を伺つた。上皇は、忠信、有雅、光親、及び中納言藤原宗行、參議藤原信義がそれであると御答になつたので、そこで、此等の人々を分つて、之を諸將に預けることにした。時氏は、宇治川を一處に渡つた六騎を呼び寄せ、酒盛をして之を慰勞した。この度の勝戰の知らせが鎌倉に達すると、上も下も、共々、いはひ喜んだ。

初義時已遣軍。日夜疑懼。會雷震其廐。義時大怖。以告廣元。廣元曰。君臣之命。皆天所司。今事之曲直。斷在天心。公何必怖也。故將軍之捷。陸奥雷震其陣。此安知非吉兆哉。於是捷聞果至。廣元引文治故事。論公卿之斬泰時難毅之於京師。七月。令諸將押送之東國。皆斬于途。獨忠信以其妹嘗適實朝。宥死流越後。後泰時得光親諫疏。大悔殺之云。

（訓釋）震、雷の落ちること、●廐、廏所、炊事場、文治年間に平氏に與せし者を罪したる先例、●羅、ばかる、羅義に思ふこと、●適、とつぐ、嫁入する、●諫疏、諫めた上書、●窮、憂さる、●斷、判斷、●吉兆、目出たきしるし、●文治故事、●押送、牢輿にて送る、押は自由を檢束する。

（通解）初め、義時は、すでに軍勢を西方に遣はしたが、その結果如何んと、日に夜に疑ひ懼れて居つた。すると、雷がその臺所に落ちたのに出くわしたので、義時は大に怖れ、それをば廣元に語つて「身共の運命も盡きたのであらうか」といふと、廣元は、「君臣の運命は、みな天の支配致すところで、今、事の正しからぬか正しいか、その判斷は、天の御心に在ることで御座れば、貴殿には、何も左樣に怖れねばならぬことも御座りますまい、先將軍の陸奥で御勝利になつた時に、雷がその陣中に落ちた例も御座れば、此度も、これが、いかで目出度い徵でないことが分り

ませうや」といつたが、是に於て、勝利の知らせが果して到著した。廣元は、文治の時の先例を引いて、公卿を斬罪にすることを論定したが、泰時は、之を京都で斬るのを憚り、七月に、諸將をして、牢輿に容れて、之を東國に送らしめ、みな途中で斬つて仕舞つた。獨り忠信だけは、その妹が、前に實朝に嫁入した縁があるので、死罪を赦し、越後に流した。後に、泰時は、光親が上皇を御諫め申した上書を見出したので、大に之を殺したのを後悔したといふことである。

於レ是。義時廢レ帝。立二高倉帝ノ孫守貞親王之子一。是爲二後堀河帝一。遂逼二上皇一削髮。徙二之隱岐一。徙レ順德上皇于二佐渡一。兩親王于中但馬備前上。土御門上皇不レ與レ謀。且諫レ之。以レ故不レ問。乃敕二義時一曰。朕安忍二獨留一。十月。徙二之土佐一。後徙レ于二阿波一。是月。獲二秀康父子于南都一。諸、所二籍沒一三千餘邑。義時悉分二與戰功將士一。一無レ所レ取焉。而北條氏勢威滋熾。

（訓釋）●雨親王、雅仁賴仁。●籍沒、財産を沒收すること、籍は記錄にて、財産を記錄したるものを、官に沒入する義、後世の闕所と相似たり。

（通解）是に於て、義時は、帝を廢して、高倉帝の御孫の守貞親王の御子を立てた。それが後堀河天皇である。遂に後鳥羽上皇に迫り、御剃髮をなさしめ、之を隱岐國に徙し、順德上皇は佐渡國に、雅仁賴仁兩親王をば但馬と備前とに徙した。土御門上皇は、此度の計畫には御關係がなく、且つ、之を御諫になつたといふので、それゆへ、その儘にして置いたが、上皇は、義時に敕して「朕ばかりが、何として、獨り京都に留まつて居るに忍びやうぞ」と仰せられたので、十月、之を土佐に徙し、後に阿波に徙した。この月、秀康親子を南都に捕へた。すべて沒收した領地が三千餘箇處あつたが、義時は、殘らず戰功のある將士に分ち與へ、自分には、少しも之を取ることはせなかつた。それで、北條氏の勢力威光は、ます〳〵盛んである。

泰時既破レ官軍一。與二時房一留鎭二京畿一。四年。分居二六波羅ノ南北一。號二兩六波羅一。泰時在二京師一。聞二梶尾ノ僧高辨ノ名一。往訪レ之。高辨語二泰時一曰。治レ國猶レ治レ病也。不レ究二其因一而藥焉。徒益レ病耳。治亂之因在二人之欲一。公苟絕レ欲。以率レ之。治可レ幾矣。泰時大悅。

（釋訓）●高辨、世に梶尾の明惠上人といふ。●其因、病の原因。●欲、名譽利益を始め、わが好むものに對して、之を得んと希望する情。●率、他の者を取りまはす。●治可幾矣、天下を太平にすることもどうにか待ち設けることが出來る。

（通解）泰時は、既に官軍を破つて仕舞つてから、時房と共に、留まつて京都畿內を鎭撫した。四年に、時房と分れて、六波羅の南と北とに居り、兩六波羅と號した。泰時は京都に居て、梶尾

の僧高辨の評判を聞き、往つて之を訪問したが、高辨は、泰時に語つて、「國を治むるのは、丁度病氣をなほす樣なもので、その本を吟味せずに藥をやれば、たゞもう病勢を益す計りぢや。國の治ると亂るゝとの本は、人の慾心に在るのぢや、貴殿が、まこと慾心を絕つて、天下を引き廻はされたならば、太平も、どうにか、待ち設けることが出來ませうかい」といつたので、泰時は、大に悅んだ。

（文典）

前置詞の中、「以」の字の如きは、種々の意味に用ゐられ、その名詞代名詞等の上に位するがため、直に之を前置詞とすることは出來ぬ場合が甚だ多いので、「用キテ」とか、「率キテ」とかいへる如きときには、之を動詞として取扱うべきで、單に前置詞とすることは不穩當であるのである。又、「與」の字の接續詞たる場合と同じく、「ト」といふ意味に用ゐられしときの如きは、無論、接續詞として扱ふべきである。それで、たゞ邦語にて、「ヨッテ」とか、「デ」とか、「ヲバ」とか「ニテ」とかいへる如き意義を有する場合の外は、餘程注意をせぬと、輕々しく之を前置詞として片附けて仕舞ふ樣なことがあつては、間違を來すのである。本書には「以」の字の用ゐられて居ることが澤山で、

遣二檢非違使源兼綱等一。以二官兵一圍二高倉宮一。（卷一頁一〇八）

深江是則等。以二死士一冐レ險入レ柵。（卷二頁二三七）

など、「率キテ」といふべき場合が殊に多いから、注意せねばならぬのである。その他にも、

別置二士所一。以二和田義盛一充二別當一焉。（卷二頁三六六）

以二源光基ノ策一。分爲二七隊一。張二赤旗一迎レ之。（卷二頁三七五）

などに於ける「以」は、「用キテ」といふ意味として解する方適當で、前置詞よりも、寧ろ一の動詞の作用を爲して居るのである。

元仁元年。大旱。世以爲二亂逆ノ所一レ致也。北條氏祈禳甚力。六月。義時病卒。泰時時房皆東歸。政子欲レ以二泰時一襲二執權一。以二元對一。宜二速定レ議以鎭二人心一。泰時有二六弟一。多後母藤原氏ノ出。泰時割二與之一父邑一。自取レ太少。曰。吾爲二執權一復何求焉。而藤原氏與二其弟光宗一謀下以二其所レ生子四郎政村一爲二執權一以二其女婿參議藤原實雅一爲上將軍一。政村之冠三浦義村爲レ賓。約爲二父子一。於レ是。光宗與二弟光重一驟レ適二三浦氏一。府下洶洶。口耳相屬。人或警二泰時一。勸二其兵備一。泰時曰。置レ之。乃故禁二人出入一。獨許二數人一給仕一而已。遣二時氏及從

弟時盛於六波羅。二人曰。鎌倉可虞。泰時曰。不如京師可虞也。遂遣之。有婢密告泰時曰。光宗兄弟矢於大夫人之前曰。莫之或渝。是必有異圖也。泰時曰。兄弟莫渝。爲可嘉耳。已而騷擾不已。政子從一侍女。夜造義村。義村惶恐出迎。政子曰。近日物議騷然。聞政村光宗日聚首於子家。所謀何事。得非圖武州。義村曰。不知也。政子作色曰。何得曰不知也。且子挾政村以圖反乎。抑計和平也。義村乃誓曰。四郎無他。獨光宗微有異圖。臣當禁止之。明日。義村往謁泰時曰。僕記故大夫眷遇。公興四郎。於僕何擇焉。所願安平是已。日者。光宗欲云云。僕盡心諷導。終得服從。泰時顏色自若曰。僕於政村。固無釁隙。安有所偏私也。居十餘日。府下又大擾。政子終抱賴經。入泰時第。召義村及諸宿將。令廣元論決。送實雅歸京師。流光宗于信濃。遷藤原氏于北條。廷議流實雅于越前。事卽定。不問黨與。

（訓釋）元仁、後堀河帝の時の年號●亂逆、北條氏の王軍に抗し遂に三帝二親王を遷せしことをいふ●祈禳、神佛に祈り禍をはらふ●傅、もり役、師傅●服、忌服、父の喪中に在るをいふ●疑之、決行して可なるや否を疑ふなり●後母藤原氏、伊賀光季の女●賓、元服の時に加冠者として赴きたるもの、烏帽子親●洶洶、怖れ騷ぐ貌、恟々、匈々、などとも書く●口耳相屬、耳に口よせて私語すること、屬は著くなり●虞、用心する●矢、ちかふ●大夫人、大奥樣、卽ち藤原氏をいふ●渝、かはる、變心する●異圖、尋常とちがつた巧、謀叛●造、いたる●物議、人々の評判●和平、睦まじく穩なること●徵、少々●故大夫、もとの右京權大夫義時●眷遇、眷顧好遇、なさけをかけて手厚くもてなすこと●云云、しかしかく、巧の次第を陳べ立てること●諷導、その惡きを諫め善き方へ導く●自若、もとの如く變らぬ貌●釁隙、仲の惡いこと●偏私、かたよつて依怙をする●宿將、老將と同し、故事を辨へたる舊き功勞のある大將をいふ●論決、取捌き方を論じて決定せしむること。

（通解）元仁元年、大早魃であつたが、世間では、それを以て、北條氏が帝室に對する亂逆から起つたことだといつたので、北條氏では、神佛に祈り、禍をはらふことに、大へん骨折つた。六月に、義時が病氣で死んで、泰時時房は、何れも東へ歸つた。政子は、泰時を以て、執權職を繼がせ、將軍賴經の師傅たらしめんと思つたが、泰時が親の忌中に在ることゆへ、如何であらうかと疑ひ、廣元に相談すると、廣元は、早速評議を決めて、人心を鎭定する方がよろしいと對へたので、その通りにした。泰時には、八人の弟があつて、多くは繼母の藤原氏の腹であつたが、泰時は、之に父の領地を分ち與へ、自分が取ることは甚だ少く、「此方は、執權となつたれば、この外に、また何を望まうぞ」といつて居た。然るに、藤原氏は、その弟の光宗と共に、自分が生んだ子の四郎政村を以て執權とし、自分の娘の婿の參議藤原實雅を以て將軍とせんと巧んだ。政村の元服した時、三浦義村が、烏帽子親となり、親子の約束をしたことがあつたが、是に於て、光宗は、弟の光重と、幾度か三浦氏の所へ往き、何等か事あり氣なので、鎌倉の人心が怖れ騷い

で、口から耳へと囁く様になつた。人々の中には、泰時に注意して、その兵備を勧めた者もあつたが、泰時は「棄て〻置け」といひ、そこで、わざと、人の出入を禁じ、たゞ數人だけ來つて雜務に服することを許して置いた。又、子の時氏、及び從弟の時盛を、六波羅に遣はさうとすると、二人は、「鎌倉の方を用心致さねば相成りますまい」といつたが、泰時は「京都の方が猶更ら用心せねばならぬ」といひ、遂に之を遣はした。ある腰元が、內々泰時に告げて、「光宗樣御兄弟が、大奥樣の前で御誓言なされて、此儀心變り致す樣のことは御座らぬなど〻仰せられましたれば、これは、必定、なにか異つた御巧のあるので御座りませう」といつて居た。かくて、騷々しいことは一向止まぬので、政子は、一人の腰元を從へ、夜、義村の宅へ行くと、義村は、恐れ入つて出で迎へたが、政子が「近ごろ、世間の評判が騷々しく、承れば、政村と光宗とが、日々、御前の屋敷で、首を聚めて相談して居るとの事、その相談は、どんな事か、武藏守を亡ぼさうといふのであるまいがな」といふと、義村は「一向存じませぬ」といつたので、政子は、顏色を變へて「いかで知らぬと申すことが出來ませうぞ、一體、御前は、政村を守り立て〻謀叛を巧む積りか、それとも、兄弟仲睦じく事穩に致したい所存か」といつた。義村は、そこで、誓言して「四郎殿には、他意も御座りませぬが、たゞ光宗は、少々異な考を持つて居りますれば、私が、それを差し止める樣に致しませう」といひ。あくる日、義村は、出かけて行つて泰時に目通し「下拙は、先の大夫殿の御引立と手厚き御取扱とを蒙つたことを覺えて居れば、貴殿と四郎殿と、下拙に於て何の分け隔てが御座らうぞ。望む所は、たゞ安穩にまゐること計りで御座る。この頃、光宗が、斯く〳〵致したき旨申したれば、下拙は、心を盡して、その惡きを諫め、善き方に導き、とう〳〵、下拙の申すことに、附き從はしめることが出來た樣な次第で御座る」といつたが、泰時は、顏色は、もとの通りで少しも變らず。「拙者、政村に對して、固より仲の惡いこともなければ、何しに、偏頗依怙の取計ひなど致すことが御座らうぞ」といつた。それから十日餘りたつと、府下が、また、大に騷がしかつたので、政子は、終に、賴經を抱いて、泰時の屋敷に入り、義村及び多くの老將どもを召し、廣元をして、取捌き方を論じて之を決定せしめ、實雅を送つて京都に歸し、光宗を信濃に流し、藤原氏を北條に遷すことにしたが、朝廷の評定で實雅をば越前に流すことになり、それで、事がすぐ落著して仕舞つた。その他の一味の者どもは、不問に附して置いた。

嘉祿元年六月。廣元卒。七月。政子薨。泰時置二評定引付一、兩職一。諮二詢政事一。又置二家令一。以二平盛綱一爲レ之。申二禁地頭侵攘一。不レ得下與二京官一抗上。置二京師警卒一。

鎌倉ノ將士。帶ニ衙府ノ官ヲ一而不レ衙。而後レ期者。皆納ニ直縣ノ貢ヲ一。貞永元年。泰時與ニ三善康連ニ一議。立ニ式目五十條ヲ一。以資ニ聽斷ヲ一。與ニ評定衆十二人ニ一誓曰。吾曹爲ニ天下ノ司直ニ一。所レ挾ニ偏私ヲ一者。國神殛レ之。又令ニ諸吏斷レ獄。輕罪止ニ其身ニ一。毋レ有ニ羅織ノ盜竊者ヲ一。倍而贖レ之。武田信光與ニ海野幸氏ニ一爭レ界。幸氏直。泰時予レ之。或曰。信光嘲レ公。泰時曰。嚮和田氏請レ宥ニ胤長ヲ一。而先人流レ之。和田氏不レ能レ爭也。願ニ公私如何ヲ一耳。畏レ怨而不レ決。何取於執權乎。信光聞レ之自懼。效レ書誓無レ他。泰時以示ニ諸將ニ一。終爲ニ恆例ト一。

（訓釋）評定引付、評定衆ハ、執權ト共ニ、政府ニ列シ、政事ヲ參議シ、吏務ヲ執行ス、其ノ内、長老ヲ以テ評定奉行トシ、評定衆ノ進止ヲ指揮シ、座次ヲ點檢スル等ノ事ヲ掌ラシム、引付衆ハ、評定衆ヲ補助シ、訴訟ヲ聽斷シ、庶務ヲ施行シ、又政所ノ簿書ヲ注記スル事ヲ掌ル、其ノ引付トイフハ、モト、後ノ證據ニ引クベキ事ヲ書キ附ケ置クトイフ簿書ノ名ヨリ、コレヲ注記スル者ノ職名トナリシナリ●詢、トヒハカル、相談ニカケルコト●申禁、重ネテ禁ズル●家令、專ラ執權ノ家政ヲ司ルモノデ、内管領トモ稱シタリ●侵擴、おかし奪フ●京官、朝廷ヨリ命ゼラレタル役人●抗、對抗スル、張リ合フ●籌卒、京都警固ノタメ、四十八箇所ニ、武士ノ宿衞所ヲ設ケ、之ヲ籌屋ト稱シ、京畿ノ武士ヲシテ、名一箇所ヲ擔當シ、一族家人等ヲ率ヰテ、警固ノ任ヲ掌ラシム、之ヲ籌屋守護人、又ハ籌屋武士トイフ、夜、篝火ヲ焚イテ、惡徒ノ橫行ヲ鎭ムル故ニ、かくいふなり●不衞、京都ニ入ツテ護衞セヌ●直、罰金ノ縣官、國司廳ノ役人●式目、法式條目、制度個條ノ意、貞永ノ式目ハ、本名ヲ御成敗式目トイフ、その貞永年間ニ成リシヨリ、貞永式目トモ稱スルナリ●賚、たすく●斷、訴訟ヲ裁斷スルコト●司直、公直ヲ主ル者、重ニ裁判ヲ掌ル官人ニイフ、もと詩經ノ鄭風燕衎ニ在ル語ナリ●殛、誅スル●羅織、罪ナキ者マデモ網羅シテ罪ヲ織リ成ストいふこと●嘲、心中ニ怨ミヲ持つこと●先人、義時ヲいふ●恒例、いつまでものきまり、常例。

（通解）嘉祿元年六月、廣元が死んで、七月に、政子が死んだ。泰時は、評定引付の兩職を設け、政事を相談することにし。又、家令を置き、平盛綱、尾藤景綱を以てそれにした。更に重ねて地頭どもの侵し奪ふことを禁止し、朝廷より任せられたる役人と對抗することを得ざらしめ、京都警固の籌屋守護人を置き、鎌倉の將士で、六衞府の官を持つて居ながら、京都へ行つて護衞を勤めず、或は期限に後れた者などには、罰金を國司廳の役人に納めしむることにした。貞永元年に、泰時は、三善康連と評議して、式目五十條を立て、以て訴訟を裁斷する時の賴りにし、評定衆十二人と共に誓つて「吾等は、天下の公直を主るべき役人であれば、偏頗依怙の心を持つて居るものは、我國の神々、之を誅罰せさせ給へ」といひ。又、命令して、諸役人が、罪を裁判するときには、輕罪はその者一人の身に止め、罪なき者までも網羅して、種々罪をこしらへる樣なことの無い樣にし、盜んだ者には、倍にして辨償せしむる樣にした。武田信光が、海野幸氏と土地の境界を爭ひ、訴へ出たが、幸氏の方が正しかつたので、泰時は、幸氏の方に與へた。すると、或人が、「信光は、貴殿に對し、怨をもつて居りまする」といつたが、泰時は、「さきに、和田氏が、胤長の罪を宥さんことを願い出た。さるを、父上が之を流罪に致されたが、和田氏も、

それを爭ふことが出來なんだ。箇樣に、訴訟に對しては、その裁判が、公であるか私であるかと うか、と考へて見るべき計りで、人の怨を怖れて決せぬ樣なことならば、何の執權職に取り得が あらうぞ」といつた。信光は、このことを傳へ聞いて、自から懼れ、書面を差し出して、他心な き旨を誓つた。泰時は、この事を以て諸將に示し、終に、いつまでもの常例とした。

（文典）　助動詞に就いて

助動詞も、細かに吟味し來れば、其數少なからず、又、その用法も種々あれば、今一々それを說明せんことは、その煩に堪えざれども、平常多く使用せらるゝ文字に就き、少しくその異同を辯ずることにしやう。

可定を表はす助動詞として卷二（頁二四一）に擧示したるもの、中、

「得」「能」

の二字は、助動詞として用ゐられたるときには、頗る相似たる樣なれど、元來「得」の字は、事情の許す場合に用ゐらるゝので、「能」の字は、ことに堪ゆる場合に用ゐらるゝので、此等の文字本來の意義が左樣であれば、助動詞となりたるときにも、その意自から異なるものがあるのである、例へば、

不レ得レ行　　不レ能レ行

といへるが如き語に就いて云へば、「不得行」は、「行カントスルモ、事情ノ許サヾルモノガアツテ行ケヌ」といふ場合に用うべきで、「不能行」は、「行カントスルモ、吾ガ力ガ堪ヘズシテ行ケヌ」といふ場合に用うべき語なのである。

其母涕泣。說以二禍福一。不レ得レ已從レ之。（卷二頁二四六）

空過二三稔一。不レ能二徵納一官物一。（卷二頁二四六）

の例を見れば、それがよく分る、前者は、「事情許サヾルモノガアル」といふ意味より、「不得」の二字が用ゐられ、後者は、「官物ヲ徵納セントスルモ、到底ソレヲ爲スダケノ能力ガナイ」といふ意味より、「不能」の二字が用ゐられてある。

右の如く、大體に於て區別があるので、拜語にて「カク仕樣ト思フテモ出來ヌ」といふ場合に、事情の許さゝるものがあるのと、爲すに堪へぬのと、二樣の別がある如く、「不得」と「不能」とには差別があるのである。尤も、これは通例の意義を申すのである、雙方が殆んど同樣に用ゐられ居る場合がないではない。

嘉禎二年。泰時進二從四位下一。仁治三年六月卒。年六十。泰時爲レ人敦二親族一。常推二叔父時房一而下レ之。嘗在二評定所一。聞二弟朝時ノ第有レ寇。輒起赴援。平盛綱曰。是

小事耳。公任重職何自輕也。泰時曰。兄弟有難。何曰小事。以吾視之。與建保承久二役奚擇。苟喪吾親。重職何爲。朝時書藏於家。曰。世世子孫。毋背武州裔也。泰時不以權勢自異。常與諸將更直幕府。逮老不懈。當直之夕。不敢蓐也。每詣賴朝墳。拜于堂下。或曰。盍上。曰。將軍在時。吾不得登。豈死將軍乎。其進四位也。謂人曰。無功進爵。恐不保終。吾將祈之神。將祈之神也。有僧說之曰。建一佛寺。可以治安。曰。糜財蠹民。何治安之有。遂逐其僧。泰時銳意求治。其參政府。先衆而入。躬執勤儉。以率將士。將士貸於富家者。自爲償息。尤貧者幷償子本。遇有饑歲。發倉賑之。或設場救濟流民。及其卒。天下惜之。子時氏先卒。時氏子經時。嗣爲執權。泰時常愛儒人。謂經時曰。爲政在文。不可專用武斷。經時長吏事。世稱有祖父風。遂襲其官。

（訓釋）嘉禎、四條帝の時の年號、これより先、貞永元年十月禪を受け、同十二月卽位し給ひたるなり●仁治、同上●敦、情誼の厚きこと●推、尊ぶ●有寇、亂暴者が蹈込んだること●建保、和田氏を擊ちし時●承久、京都に攻め上りし時●奚擇、なにも異ることはない●自異、自から他人と異つてえらい風をする●更直、かはり番に宿直する●蓐、敷物をしく●糜、無駄に費す●蠹、害ふこと、蠹は木の中に喰ひ入る虫にて、その木を害する如くに害毒を及ぼすをいふ●銳意、たゆまず心を配ること●貸、借る●息、利息●子本、利子と元金●收、收容する場所●流民、流浪して居る人民●儒人、儒者●武斷、武力を以て取り捌く●吏事、役人として取扱ふべき仕事、卽ち政事。

（通解）嘉禎二年、泰時は、從四位下に進み、仁治三年六月死んだ。年は六十であつた。泰時の人となりは、親族に手厚く、つね〴〵、叔父の時房を尊んで、自分は、その下に就いて居た。ある時、評定所に居て、弟の朝時の屋敷に、亂暴者が來たと聞くと、すぐ起つて出掛けて往き、之を援けたので、平盛嗣が、「あれはほんの瑣細な事で御座る、貴殿には、重職を引き受けて居ながら、なぜ御自身に輕々しくなされまするか」といふと、泰時は、「兄弟に容易ならぬことがあるのに、何とて瑣細な事と申さうぞ。此方から見ると、建保承久の兩度の騷動と、何も異ることはないのぢや。かりそめにも、わが身内の者を亡ふたら、重職が何にならうか」といつたので、朝時は、之を聞いて感心し、そのことを書き附け、わが家に仕舞い置いて、「代々の子々孫々、武藏守殿の子孫に背いては相成らぬぞ」といつた。泰時は、權勢があるといつて、自分から異つた素振もせず、いつも、諸將と更代して幕府に宿直し、年老ゆるまで怠ることはなく、當直の晩にも、敷物をしいたことゝてはなかつた。又、賴朝の墓へ拜詣すると、いつも堂の下で禮拜したので、或人か、「堂へ御上りなせれませぬか」といふと、「將軍御在世の時には、拙者の身分は、堂の上へ登ることは出來なんだ。いかで將軍を御亡くなりなされたものと心得て、登ることが出來やうかい」といつた。その四位に進んだ時に、人に語つて、「手柄もないのに位を進められ、恐らくは、無難に命を終ることも出來まいと思ふゆへ、此方は之を神に祈願致さうと存ずる」といつ

たが、坊主があつて、泰時に說き附け、「一つの寺を建立すれば、災難も治まり、安穩になることが出來ますする」といふと、泰時は「無駄に財寶を費し、人民を傷ふて、何の治まつて安穩なことがあらうか」といひ、とう〳〵、その坊主を放逐して仕舞つた。泰時は、撓みなく意を用ゐて太平を求め、その政府に出勤するにも、多勢の者に先立つて入廳し、身自から勤儉を守つて將士どもを率ぬ、將士の富家より借金したる者には、自分がその者の爲に利息を拂つてやり、極貧き者には、元利共に辨濟してやつた。又、飢饉の年に出遇ふと、倉を開いて之を施こし、或は、收容所を設けて、流浪して居る人民を救濟した。それ故、その死んだときには、天下中が之を惜んだ。

泰時の子の時氏は、父に先立つて死に、時氏の子の經時が、跡を嗣いで執權となつた。泰時は、常に儒者を愛し、經時に向つても、「政事を致すのは、文に在るので、たゞ武力を以て取り捌いては宜しからぬ」といひ聞かせ。經時も、政務に堪能で、世間では、祖父泰時の風があると申したが、遂に其官を繼ぐことになつた。

寬元二年。將軍賴經讓ㇾ職、於ニ其子賴嗣一。甫六歲。四年。經時有ㇾ疾。亦傳ニ執權於弟時賴一而卒。故朝時子光時。有ㇾ寵於下一。時賴遣ニ吏辛一。扼ニ衢路一。而以ㇾ兵自衞。賴經使者來。不ㇾ許ㇾ見。光時削ㇾ髮謝ㇾ罪。流之伊豆一。送ニ賴經一。還ニ京師一。其近士三浦光村與ニ爲ニ護兵一。至ニ京師一。辭還鳴咽曰。臣必有ニ以報ㇾ君也。既ニ歸ニ鎌倉一。潛徵ニ兵其邑一。勸ニ其兄前若狹守泰村一反ニ泰村不ㇾ果。泰村威權仍盛。族黨最廣。時賴外祖安達景盛。削ㇾ髮在ニ高野一。寶治元年四月。景盛來ニ府下一。數往ニ時賴家一。已而謂ニ其子義景一。孫泰盛ニ曰。汝輩不ㇾ目ニ三浦氏一。近狀乎。而頼ニ首之一也。

（訓釋）●寬元、ゴサガテイ　とき　ねんがう　●衢路、えうろ　おな　●要路と同じ　●鳴咽、むせび泣くこと　●報君、君に御恩返しをするといふ意　●不果、決行せぬ　●寬治、ゴフカクサテイ　とき　ねんがう　●頼首、くびたれて　從ふて居る、頼は俯なり。

（通解）寬元二年、將軍賴經が、職を其子の賴嗣に讓つた。賴嗣の年は、甫めて六歲である。經時も、病氣で、執權を弟の時賴に傳へ、そして死んだ。亡くなつた朝時の子の光時は、賴經に寵愛されて居たが、時こそ宜けれと、賴經に勸めて、時賴を斃さんと圖り、自から之に代らうと企てた。かくて、兵士が鎌倉に集つたが、時賴は、役人や兵卒を遣はして、要路を喰い止めしめ、そして、兵を以て自から護衞し、賴經の使者が來ても、面會することをも許さなかつたので、光時も、如何とも手出しすることが出來ず、髮を剃つて罪を詫びたから、時賴は、之を伊豆に流し、賴經をば送つて京都へ還した。賴經の近侍の士三浦光村は、賴經の爲に護衞兵となつて京都に行き、やがて暇乞して還るとき、咽び泣いて「臣は、屹度、我君に御恩返しを致す時が御座りませ

う」といつたが、既に鎌倉に歸ると、ひそかに兵を其領地から徴集し、その兄なる前の若狹守泰村に謀叛を勸めた。しかし、泰村は思圖ついて居て決行せなんだ。泰村といふのは、義村の子であつて、この時分、義村は已に死んだが、泰村の威勢權力は、相變らず盛んで、一族徒黨が最も廣かつたのである。時賴の母方の祖父安達景盛は、髮を剃つて高野に居たが、寶治元年四月、景盛は、鎌倉に來り、度々、時賴の屋敷にも往つた。その內、その子の義景、孫の泰盛に對し、「其方どもは、三浦氏の近頃の樣子を見ないのかい。そして、首を垂れて之に從つて居るのかい」といつた。

（文典）

前回に擧げたる「得」「能」の二字と、相似たる意味に用ゐらるゝことのあるのは「可」の字で、前の二字の場合の如く、茲に、

不レ可レ行

といへる句ありとすれば、一寸考へたる所では、「不得レ行」、又は、「不レ能レ行」といふのと、殆んど同樣であるが如く思はるれど、元來「可」の字は、可否などいふが如く、その性質或は道理上、「ヨロシ、又は、差支ナシ」といふ樣なる場合に用ゐる文字で、助動詞たるときにも、その意義は存して居るのであれば、「不可行」の句は、道理上或は性質上、「行クコトハ出來ヌ、又ハ行ツテナラヌ」といふ時に用ゐらるべきものなのである。

清盛曰。帝在レ於二後一。不レ可レ背。也。（卷二頁二九八）

の例を見ても、その意味を知ることが出來る。

「可」の字には、右の如く「ヨロシ」とか、「差支ナシ」とか、いへる意義を有するよりして、たゞ、可定的助動詞たるの外、使令の意味にも用ゐらるゝことがある。卽ち「可レ行」とか「不レ可レ行」といへる句に於ても、一種の訓戒を施す場合に用ゐらるゝことがある。他の動詞と連結せらるゝときも、無論、皆同樣である。

又、「可レ畏」とか「可レ惡」とか、「可レ親」とか「可レ愛」とかいへる如き、事物の價値、狀勢などを形容する場合に用ゐられ、或は事物の數量に關して、數形容詞、又は名詞の上に位し、概算を示す場合に用ゐらるゝことがある。

攻二其ノ不一レ備。可二一戰一下一也。（卷二頁二二六）

嘗テ詣二敦實親王一。從兵可二五六騎一。（卷一頁二一）

などがその例である。

右は、大體上の區別を示したもので、場合によりては、「得」の字と「可」の字とが、同一の意味に

於ける助動詞として用ゐられて居ることがないでもない。併し、多くの場合には、右の如き區別のあるものとして、漢文を讀む節には注意せらるゝことが宜しいのである。

五月。有レ榜レ于二鶴岡一祠前一曰。泰村將レ被レ誅。時頼因レ事寄二宿三浦氏一。氏族悉集獻レ酒。迭出更レ入。時頼頗怪レ之。其夜聞二障内一有二鎧冑聲一。決起曰。果然。麾二一従者一徒歩而歸。泰村驚惋不レ措。翌夜。時頼使二人詗一三浦諸第一。皆蓄二兵仗一。時頼益有レ戒心一。將士聞レ之爭至。明日。泰村第有二匿名書一曰。子將レ被レ誅。盍レ戒。泰村曰。是毒レ我者。取而毀レ之。使二人謝一時頼一曰。聞二道路之言一。如下關二泰村一者上。家僕傳聞。爭來相衛。即見レ之。尤怪一。當二速去一之。如事關二他人一。有レ須二乗力一。當二率焉以奉援一。時頼愚諭遣歸。大江季光妻。泰村妹也。來勸二其兄決一レ意反一。亦不レ果。會時頼誓書至。令二速罷一レ兵。泰村大喜。從レ之。使者出。其妻賀進レ食。泰村一嘆未レ能レ下。聞二門外大騒一。安達氏兵來攻。泰村愕眙。急防レ之。

（訓釋）榜、立札●固事寄宿、泰村の妻は時頼の妹で、この時死亡せし爲め、時頼三浦氏の家に赴きて之を弔ひ、遂に一泊することになりしなり●迭出更入、起ち代つて出入する●障内、障子の内●決起、決然として起つ、意を決して發つ立ち上る貌●鶩鏡、おどろきなげく貌●詗、窺ふ●匿名書、無名の書面●毒我、我を害ひいためる●尤怪、異常なことだと怪むこと、尤は異なり●須、要する●一嘆、一口、嘆ばもと喰くといふ意味の字なるが、こゝでは、上の如き意義に用ゐたるものなり●愕眙、驚いて目を視つめる貌、通常、愕眙或は偶眙と書く。

（通解）五月、鶴岡神社の前に立札があつて、その文句は、「泰村は誅伐せられるであらう」といふのであつた。時頼は、事故があつた爲め、三浦氏の屋敷に往つて泊ることになると、三浦の一族が悉く集り、酒を出したが、立ち代り入れ代つては出入するので、時頼は、頗る之を怪んで居ると、その夜、障子の内に、鎧や兜の音がするのを聞いたので、時頼は、突と起ち上り、「さては案に違はず、左樣であつた」といひつゝ一従者を手招きして、歩いて吾が屋敷へ歸つて仕舞つたから、かくと知つたる泰村は、驚き歎いて、措かなかつた。しかるに、その翌晩、時頼が、人を三浦一族の各屋敷を覘はしめると、何れも兵器を蓄へて居るので、時頼は、益々用心をすることになり、將士どもゝ、之を聞き傳へて、我も〳〵と出かけて來た。その明る日、泰村の屋敷に、無名の書面が來て「貴公には誅伐せられ樣として居るが、なぜ用心を致されぬのか」といふのであつたが、泰村は、「これは此方を害ふ積りで致しをるのぢや」といひ、取り上げて之を破つて仕舞ひ、人をして、時頼に詫を言はしめ「世間の評判を承りまするに、泰村に關係致して居る樣で御座りまするので、家來共がそれを聞き傳へ、爭ひ來つて、互に警衛致し居る次第で御座りまするが、もし、異つた怪しいことの樣に思召すならば、早速之を退散致させまする。もし

また、事が他の人に關係致して、その爲め大勢の力が入用でも御座りますれば、幸のことゆへ、之を引き連れて御加勢に參るで御座りませう」といつてやつたが、時賴は、使者を慰め諭して還してやつた。大江季光の妻は、泰村の妹であるが、出て來て、兄に心を決めて謀叛せんことを勸めたれど、泰村は、此度もまた決行しなかつた。すると、丁度、時賴から、隔意なき旨の誓書が來て、遽に兵士を罷め去らせよとのことであつたから、泰村は大に喜び、之に從つた。その使者が出て行くと、泰村の妻が、その無事を賀せんとて、食を進めたが、泰村が一口喰つて、まだ喉へ通らぬ內に、門の外が大へん騷がしいのを聞けば、こはいかに、安達氏の兵が來り攻めたのであつたから、泰村は、びつくりして目を視つめ、急に之を防ぐことにした。

時賴於レ是遣二弟時定一將レ兵援攻二三浦氏一。合二金澤實時守一幕府一。實時泰時之子也。大江季光將二往屬一時賴一。其妻愠曰。良人非レ士也。季光乃屬二泰村一。時賴令二人火一三浦氏之北鄰一。泰村大敗。走入二賴朝影堂一。光村以二八十騎一據二永福寺一。以呼二泰村一。泰村不二敢往一。光村乃至二堂中一。諸軍圍レ之。於レ是三浦氏宗族列坐影前一。光村慷慨曰。向二殿下一密旨一。則我族將レ專二軍政一。若州猶豫。以取二此辱一。引レ刀自務。其面問曰。猶可レ識乎。遂自殺。殿下謂二道家一也。泰村泣曰。我四世積二功於幕府一。又以二北條氏一外戚。輔二佐內外一。乃不レ能レ免レ於レ禍。邪。雖レ然。焉知レ非二先君多殺之報一哉。何遽北條氏之。懟。與二其族二百七十餘人一。皆死。諸三浦氏妻孥皆釋レ之。後泰村女野本尼者。謀レ作レ亂。被レ殺。先レ是。時賴從祖父重時。鎭二六波羅一。北方一。時賴欲レ召レ之。泰村止レ之。建長元年。召至。竝執權。時賴爲二相模守一。四年。道家暴卒。賴嗣又圖二時賴一。遣二長久連等一。誘二諸將士一。佐佐木氏綱縛送二之於二時賴一。時賴乃廢二賴嗣一。送還二京師一。迎二後嵯峨帝皇子宗尊親王一。爲二鎌倉主一。成二政子志一也。

（訓釋）●人。妻より夫を稱していふ語●慷慨、憤り歎くこと●殿下密旨、殿下は、下に在る如く、賴經の父藤原道家にて、內々、光村に、北條氏を滅ぼさんことを命ぜしなり●若州、前の若狹守泰村●猶豫、ぐづ〳〵して決せざるをいふ●懟、怨む●從祖父、祖父の兄弟なり、おほむね●縝、駐屯して鎭撫すること●北方、泰時、時房の京都に攻め入りし以後、鎌倉にては、六波羅の南北に政廳を置き、北條の一族を以て首領たらしめたるが、世人は稱して六波羅殿、或は南殿北殿などいひたり、今は其北殿の方のことなり●猶可レ識乎、既に卷一に見えたり●勞、はぐ、勞に作るべし●識、見分ける●四世、義明、義澄、義村、泰村、の四代●先君、義村をいふ●積功、祖父の兄弟なり、おほむね●從祖父、祖父の兄弟なり、おほむね●縝、駐屯して鎭撫すること●北方、泰時、時房の京都に攻め入りし以後、鎌倉にては、六波羅の南北に政廳を置き、北條の一族を以て首領たらしめたるが、世人は稱して六波羅殿、或は南殿北殿などいひたり、今は其北殿の方のことなり●豎卒、にはかに死ぬ、これには、何れ事情あるべきも、表面には知れざるゆへ、唯、かくいへるなり●政子志、かれて、皇子を迎へんとは、政子の素志なりしなり、その意上に見ゆ。

（通解）時賴は、是に於て、弟の時定を遣はし、兵を率ゐ、安達氏を援けて三浦氏を攻めしめ、金澤實時をして、幕府を守らしめた。實時は、泰時の弟の實泰の子である。大江季光は、出かけ

て行つて、時頼に附かうとしたが、その妻が腹を立てゝ「あなたは武士ではない」といつたので、季光は、そこで、泰村の方へ附いた。時頼が、人をして、三浦氏の北鄰に火をつけさすと、泰村は、大は敗れ、走つて頼朝の影堂に入り込んだ。光村は、八十騎を引き連れ、永福寺に立て籠り、かくて、泰村を呼んだが、泰村は、往かうとせなんだ。そこで、光村は、出かけて来て影堂の中に著くと、安達北條の諸軍は之を圍んだ。是に於て、三浦氏の一族は、頼朝の影像の前に居並んだが、光村は、憤り歎いて、「さきに、殿下の御内命に従うたならば、我が一族は、軍政を自由にすることが出来たであらうに、兄上若狭守殿が、ぐづ〳〵致し居られたため、嘸様な不面目を招いた」といひ、刀を引きぬいて、自から顔の皮を剝ぎ、他の者に問うて、「これでも、まだ、見分が附かうか」といつて、遂に自殺した。殿下とは、道家のことをいつたのである。泰村は泣いて、「我が家は、四代の間、手柄を幕府に積み重ね、又、北條氏の外戚として、内外につけて輔佐いたし乍ら、かく災難を免かるゝことが出来ぬのか。去れど、これも、先代父上が、あまり多く人を殺された報でないとも申されねば、此期に及んで、何も、にはかに、北條氏ばかりを怨むことがあらうぞ」といひ、その一族二百七十餘人と共に、悉く死んでしまつた。すべての三浦氏の妻子どもは、皆これを放免したが、後に、泰村の娘の野本尼といふ者が、謀叛する巧をしたので、殺された。これより先、時頼の大叔父の重時は、六波羅の北殿に鎮衛して居り、時頼が呼び寄せやうとしたのを、泰村か之を止めたことがあるが、建長元年に、召し寄せて鎌倉に到著し、時頼と並んで執權となつた。時頼は、相模守となつた。四年に、道家が、にはかに死んだ。頼嗣が、又、時頼を亡ぼさんと企て、長久連などを遣はし、諸將士を誘引したが、佐佐木氏綱が、久連を縛つて、之を時頼に送つた。時頼は、そこで、頼嗣の將軍職を廢して京都に送り還し、後嵯峨帝の皇子の宗尊親王を迎へて、鎌倉の主とした。これは、政子の豫ての志望を成就した譯である。

（文典）

「宜」「須」「當」「應」

是等の助動詞も、相似たる意義を持つて居るが、しかし、みな同一であるとは申されぬのである。元來副詞にしても、助動詞にしても、その文字が、形容詞たり動詞たる場合などに於ける、その本來の意義如何といふことに注意するのが肝要で、右等の文字も、他の品詞として用ゐらるゝ場合を考ふれば、助動詞となりしときの意味をも、了解することが出來易いのである。卽ち、「宜」は、「斯クアル方がヨロシイ」とか「斯クアル方が適當デアル」とかいふ意味を有し、「須」は、「要」などと熟する如く、「左樣ニ致ス必要ガアル」といふ場合に用うべく、「當」は「當然」の當で、

その意義厳しく、「是非左様アルベキ筈」とか、「必然左様デナケレバナラヌ」とかいふ時に置かるべき文字であり、「應」は、「當」と相似たる文字なるが、「大體が左様ア ル筈」といふ程の意味で、概括して事の「然カアルベキ」ことを推量する時に使はるゝのである。今、これ等の例を、一々本書より抜き出すことは、到底出來難いが、他書をも雜え引いて、左に示すことにしやう、

公宜レ答曰。天子在レ焉。汝免レ胄レ弛レ弓。自來乞降。吾則許レ之。（巻一頁一六三）

宜レ進而進。宜レ退而退。良將也。（巻三頁四三九）

若二聖王一不レ須二封禪一。凡主不レ應二封禪一。（梁書武帝紀）

爲朝哂曰。固當レ然爾。（巻二頁二七六）

彼弱齢。未レ當レ至レ此。（巻二頁二七六）

右の外、「イレル」「ユルス」などいへる意味の「容」の字、又、「當」と相似て「左様スル筈」といふ場合に用ゐらるゝ「合」の字などが、何れも、「何々スベシ」「何々スベカラズ」といふときの助動詞として用ゐらるゝことがあるのである。

前掲の中、「當」の字は、未來を表はす場合、即ち將然の助動詞として用ゐらるゝことがある、又まれに「應」の字も將然の場合に用ゐらるゝことがある。

時賴循二守レ泰時一式目。内外稱レ治。而其自奉多二人一所レ不レ堪。大佛宣時。時房。孫也。嘗詣二時賴一。時已深夜。時賴手二一壺酒一曰。欲二與レ子共レ之。願安所レ得レ肴。照二紙燭一索二于レ庖。覩二櫃有一殘醬一。取而佐レ酒。其儉薄如レ此。其用レ人不レ拘二門地一。嘗擢二青砥藤綱一。藤綱微者也。少好レ學。師二僧行印一。遭二年旱一。時賴聚レ僧施レ之。又親祈レ于二三島一。祠。其束載之牛溲レ于レ水。藤綱在レ傍。叱曰。汝亦倣二北條公一薦二事邪一。乘問二其說一。曰。方旱。牛而有レ知。盍レ溲レ于レ田。今之施レ僧。不レ甄二貧廉一。廉者寧餓不レ來。徒飽二貪者一耳。是何異二牛之溲一レ于レ水也。時賴聞レ之。召見共語。大說レ之。竟擢爲二引付衆一。有レ公文者一。與二北條氏一封人一爭レ畔而訟。衆皆畏二時賴一。曲二公文一。獨藤綱直レ之。公文德レ之。欲レ有レ所レ報。夜荷レ錢。投二其後圃一而去。藤綱大怒曰。相模公司二天下之直一。直二公文一。乃直二相模公一。公宜レ見レ報。是何舛也。郵二還其錢一。嘗夜行。遺二十錢於水中一。乃買レ炬照レ水攈レ之。炬直五十錢。或曰。得不レ償レ失。藤綱曰。五十錢吾失レ人得。十錢誰得レ之者。我取二六十錢一。以益レ於レ世。不二亦大得一乎。藤綱自儉而喜レ施。日食二一脯一。布衣袴褶。刀室二不レ漆。時賴欲レ加二之祿一。曰。神見レ夢於レ我。曰。汝願レ治者。增二藤綱祿一。藤綱固辭。時賴曰。何辭。曰。神曰レ增二藤綱祿一。增レ之則神曰レ斬二藤綱一。首レ斬レ之乎。時賴又從容問二其所レ欲。藤綱乃陳二鎌倉及諸州吏奸狀一。曰。管子稱。階前千里。門外萬里。是也。

乃罰二其尤妍者一。世以レ此稱二時賴得レ人云。康元元年。時賴有レ疾。削レ髮。先レ是。時賴學二禪於宋僧道隆一。爲レ造二建長寺一。又造二最明寺一。於レ是老レ於二最明寺一。長子時宗猶幼。以二重時一ノ子長時一執レ權。弘長三年。時賴卒。臨レ卒作レ偈曰。業鏡高懸。三十七年。一槌破碎。大道坦然。蓋享年三十七也。

（訓讀）循守、したがひまもる　自奉、わが身の用度をあてがうこと　奉は給與の義　所不堪、辛抱の出來ぬこと　紙燭、紙縒に油或ば蠟を浸し、火をつけて明をとるもの　庋、物を載せ置く棚。今は膳棚をいふ　碟、皿　殘膏、殘つた味噌　佐酒、酒の肴にする　儉潤、儉約にして手潤い　門地、家柄　柬慤之牛、調度をのせて居た牛　溲、小便する　薦事、祭典或は法會などをいふ、薦は供物にて、神物等に供物を捧ぐるの祭事或け佛事といふ意義の甄、甄別、わかつ　貪庸、慾深き者と寡慾なものと　封人、領地管理の役人　畔、田畑の界　苞、つゝみ物にする　後園、裏の畑　相機公、時賴を指す　姓道に違ふ　郵遞、宿つぎにて送り遣す　撈、水中にある物を取るにいふ　直、あたひ　一脘、一枚の乾もの、膾に乾したる肉をいふ　布衣、木綿や麻の着物　褐裘、馬乘り袴　刀室、刀の鎺　管子、管仲の著書と稱す。併し、管仲以後の事も書中にあれば、一人一時の作には非ず、管仲は、字は夷吾、齊の桓公を輔けて諸侯に覇たらしめし有名なる人なり　階前千里門外萬里、奸臣あつて上下を壅蔽すれば、近き階前や門外の事も、遠き千里萬里の外に在るに異ならずとの意味なり、但し管子の法法篇の文は、この通りではなく、堂上遠二於百里一。堂下遠二於千里一。門廷遠於萬里一云云とあり、その意味に於ては、異なる所なし　弘長、嶽山帝の時の年號　偈、梵語の偈陀の略にて、頌と譯す、詩句のことなり、その印度の偈陀に倣ひ、一定の句法によりて作りたるものなるものを、佛家にて偈と稱するなり、因に、下の偈に於て、懸、年、然は、共に平聲先の韻なり、かくの如く韻をふむを通例とするが、また然らざるものもあるなり　業鏡高懸、業とは、佛教にて、身と口と意との所作をいふ語にて、地獄の閻魔の廳に在りといへる淨玻璃の鏡ば、その善惡の所作を悉く映すといへるより、その鏡のことを業鏡といふ。併し、佛教よりいへば、現在の果報は、みな過去の善惡の宿業力より顯はれたるものなれば、その點よりいへば、現在の身が、過去の善惡の所作を映せる業鏡ともいふべし。今は、この後の意味なるべし。卽ち、時賴一生の所作を、過去の善惡を映せる淨玻璃鏡と見たるものなり。高懸の二字は、鏡の字より來りしなり　三十七年、時賴の世に在りし年數をいへるなり　一槌破碎、一槌の下に打ちくだく、卽ち息の緒ゆること　大道坦然、大道は、佛教にいふ涅槃寂滅の證をいひたるなり、善もなく、惡もなく、不生不滅の眞證に歸するときは、坦々として平なる大道に出づるか如しといふ意味なり　享年、年を受くる、卽ち壽命。

（通解）時賴は、泰時の定めた式目を、そのまゝ守つて政事をしたが、幕府の內も外も、太平の御世だと稱した。そして、時賴が、自分に己の用度をあてがつて居ることは、人の辛抱の出來ぬ程のことが多かつた。大佛宣時は、時房の孫であるが、ある時、時賴の處へ往くと、その時は、はや、夜ふけであつたが、時賴は、一本の德利の酒を持ち出し、「御前と之を一處に飮まう。さて、何處に肴があるか知らん」といひ、紙燭を點けて膳棚を搜し、皿に殘つた味噌のあるのを見附け、それを取り出して酒の肴にした。その儉約で手薄いことは、この通りであつた。又、その人を用ゆるには、家柄などに拘はらなんだ。嘗て靑砥藤綱を拔擢したが、藤綱は、元來、賤しい身分の者で、幼少の時から、學問を好み、僧の行印といふを師匠として居た、ある年、旱魃に出逢つて、時賴が、僧徒を集めて之に布施し、又自から三島の社に雨を祈つたが、その調度を載せて居た牛が、水の中へ小便をすると、藤綱が傍に居て、叱り附け、「貴樣もまた、北條殿の御供養の眞

似をするのか」といつたので、多勢の者が、その譯を問ふと、「丁度早魃ぢやで、牛にしてそれを知つて居たなら、なせ、田の中へ小便せぬのか、此度の坊主どもへの布施も、その慾の深い者と慾のない者とをより分けてないから、慾のない者は、たとひ飢えても來ず、たゞ、慾の深い奴を飽かしむる許りぢや。これが、牛の水の中へ小便するのと、どうして異うかい」といつたが、時賴は、このことを聞き、呼び寄せて面會し、いろ〳〵と話し合つて見て、大に之を悅び、とうとう拔擢して引付衆としたのである。公文といふ者があつて、北條氏の領地管理人と、田畑の界を爭つて訴へた、多くの者は、みな時賴を憚つて公文の方を惡いといつたが、獨り藤綱は、之を正當として勝訴にしたので、公文は、之を有り難く感じ、その恩返しをせうと思ひ、夜、錢を包物にして、その裏畑に投げ込んで去つた。すると、藤綱は大に怒つて「相模守殿が、天下の正道を掌つて居らるゝ、されば、公文を正當と致したのは、相模守殿の裁判を正當と致した譯で、相模守殿が恩返しを受けらるべき筈ぢや。これは、何といふ道理に外れたことを致したものか」といひ、その錢を、宿つぎにして送り返した。又、ある夜、出かけて、十文の錢を水の中に落した。そこで、松明を買ひ水を照して、之を拾ひ取らしめた、その松明の代が、五十文であつた。そこで、或る人が、「手に入れた錢は、拂つた丈を償はないが」といふと、藤綱は、「五十文は、此方は拂ふだが人が手に入れた。十文は、その儘にして置けば、誰が之を手に入れるか。此方は、都合六十文を取つて、世を利益した譯ぢや。また大儲を致したのではないか」といつた。藤綱は、自分に儉約して人に施すことを喜び、毎日、たゞ一枚の乾魚を食ひ、木綿衣物を著て、馬乘袴を穿き、刀の鞘も、白木なりで、漆を塗らなんだ。時賴が、之に知行を增してやらうと思ひ、「神が、夢を此方に見せて、汝、太平を望むならば、藤綱の知行を增してやれ」と告げられたといつたが、藤綱は、固く辭退したので、時賴が、「なせ、その樣に辭退するか」といふと、藤綱は、「神が、藤綱に知行を增せといへば、之を御增しになるとすれば、神が、藤綱の首を斬れといへば、之を御斬りになりますので御座りまするか」といつた。時賴が、また、ゆつたりとくつろいで、藤綱の望む所を問ふと、藤綱は、そこで、鎌倉及び諸國の役人の邪曲なる有樣を述べ、「管子の中に、上下を塞ぐ邪な家來があると、階前でも千里、門外でも萬里と申してあるのは、こゝの事で御座りまする」といつた。そこで、その格段に非道なものを罰することにしたが、世間では、之を以て、時賴は善き人物を得たと申したといふことである。康元元年、時賴は、病氣に罹り髮を剃つた。これよりさき、時賴は、禪學を宋の僧道隆に學び、その爲め、建長寺を建て、又最明寺を築いたが、是に於て、最明寺に隱居した。長子の時宗は、まだ幼少であるので、重時の子の長時を以て執權とした。弘長三年、時賴は死んだ、愈々死ぬといふ時に、偈を作つて、「過去の宿業の鋺たるこの身、高く懸つて世に在りしこと三十七年、今、一槌の下にこれを打ち毀し了つて、我が命盡

くれば、寂滅涅槃の大道は、善もなく惡もなく、苦もなく、樂もなく、坦々として平である」といつた。これは、大體、その年を取つたことが三十七であつたから、かくいつたのである。

（文典）

拒否を示す助動詞の中、「不」と「弗」とを比較すれば、「弗」の方拒否の意味が嚴しい。又「非」の字は、「不」と殆んど同樣の場合に助動詞として用ゐらるゝが、併し、名詞代名詞に冠し、動詞として用ゐらるゝ方が多いので、助動詞としては、「不」の字が最も普通である。「未」の字も無論拒否の助動詞として用ゐらるゝが、しかし、これは、「不」や「弗」の如く、全然否定する意味ではなく、たゞ、現在にその事實の無きこと、又は、その事實がまだ十分でないこと、などを表はす時に役立つのである。別に例を出して說明せずとも、讀者は了解せらるゝことゝ信ずるから、例は略することにする。

右等の外、「莫」「匪」「罔」その他、卷の二の拒否的助動詞を示す下に於て擧げたる諸字、竝に「靡」「叵」などの字が、何れも「ナシ」とか「アラズ」とかいへる意味に於て用ゐらるゝのであるが、本書に於て一々その例を見出すことは出來難く、又、特に例を引いて講述する程のこともなければ、たゞ、此等の文字が、皆、拒否的助動詞として、使用さるゝことのあることだけを述べて、讀者の記憶を新にするまでに止めて置くことにする。

時宗年十三。叙二従五位下一。任二左馬權頭一。外舅安達泰盛參二與軍政一。文永三年。將軍宗尊稱レ疾不レ出。僧良基入禱レ之。而不レ徹レ藥。府下頗有二物議一。兵士四至。良基出奔。幕府、近臣稍稍出。留侍者五人而已。宗尊竟二還京師一。立二其子惟康一。代レ之。七年。長時卒。時宗執權。時宗、庶兄時輔。與二長時一、弟義宗。俱鎭二六波羅一。時輔居常怏怏。愧レ降レ於レ弟。九年二月。時宗令下義宗撃二時輔一。殺レ之。聞二其有一異志一也。時宗爲レ人強毅不レ撓。幼善レ射。弘長中。大射レ於二極樂寺一。第一將軍欲レ觀二小笠懸一。顧命二諸十一。無二敢應一者。時賴曰。太郎能レ之。太郎、時宗、幼字也。召而上レ場。時年十一。跨レ馬出。一發而中。萬衆齋呼。時賴曰。此兒必任二負荷一。

（訓釋）●舅、母方の叔父。●不徹●藥、命じて藥を取り寄せしむることもせない。●怏怏、不快の貌。●降於弟、弟の下につく。●異志、謀叛心。●強毅、意氣たくましくして決斷のよきこと。●不撓、ひるまぬ。●小笠懸、騎射の一つで、もと笠を掛けて的としたるなり、小笠懸の外、遠笠懸などいへるもあり、的の遠近による後には、板に革を張つて的としたるなり、射手の數は定りなく、裝束は、直衣を著、行縢をはく、はじめ公武共に廣く行はれたれども、後には專ら武家に行はるゝ。●上場、射場に出る。●任負荷、父祖の遺業たる重き職務をも負ひ荷ふことが出來る。

（通解）時宗は、年が十三で、從五位下に叙し、左馬權頭に任ぜられ、母方の叔父の安達泰盛が、

軍政に參與した。文永三年、將軍宗尊が、病氣と稱して政廳にも出ず、僧の良基が、入つて平癒の祈禱をしたが、しかし、別に藥を取り寄せることもなかつたので、鎌倉の府下では、餘程世間の評判が立つて、兵士が四方から出かけて來た。そこで、良基は出奔し、幕府の近侍共も、ぼつぼつと出で去つて、留まつて將軍の側に居る者は、五人のみになつて仕舞ひ、宗尊は、とう〳〵京都に還つたので、その子の惟康を立てゝ之に代らしめた。七年に、長時が死んで、時宗が執權となつた。時宗の腹違ひの兄時輔は、長時の弟の義宗と共に、六波羅に鎭衞して居つたが、時輔は、平生不愉快な樣子で、弟の下に居るのを愧ぢて居た。九年の二月、時宗は、義宗をして、時輔を擊ち、之を殺さしめた。その叛謀心を持つて居ると聞いたからである。時宗は、人と爲りが、意氣逞ましく決斷があつて、幼少の頃から、弓を射ることが上手であつた。弘長年中に、極樂寺の屋敷で、騎射の大會があつて、將軍が、小笠懸の射術が見たいと思ひ、振り向ひて諸士に命ぜらるゝと、誰も左右なく之に應ずる者がなかつたが、時賴は、「太郎なら出來ませう」といつた。太郎とは、時宗の幼名である。そこで、召し出して、射場にやると、時に年は十一であつたが、馬に跨つて出で、一發で中てたので、澤山の見物が、齊しく囃し立てた。それで時賴は、「この倅は必ず重ひ職務をも負ひ荷ふことが出來るであらう」といつた。

當是時。宋氏爲胡元所滅。諸鄰國皆服於元。獨我邦不通使聘。元主忽必烈。令韓人致書於我曰。不服則尋兵。朝廷欲答之。下鎌倉議。時宗以其書辭無禮。執爲不可。元主復遣使者趙良弼來。時宗令太宰府逐之。凡元使至。前後六反。皆拒不納。十一年十月。元兵可一萬來攻對馬。地頭宗助國死之。轉至壹岐。守護代平景隆死之。事報六波羅。令鎭西諸將赴拒。少貳景資力戰。射殪虜將劉復享。虜兵亂奔。而元主必欲遂初志。後宇多天皇建治元年。元使者杜世忠。何文著等九輩。至長門。留不去。欲必得我報。時宗致之鎌倉。斬于龍口。以上總介北條實政。爲鎭西探題。遣東兵衞京師。西兵衞者。悉從實政。益築大宰府水城。省冗費充兵備。弘安二年。元使周福等。復至宰府。復斬之。

（訓釋）宋氏、宋は國號にて姓氏にはあらざれども、今はたゞ宋朝といへる位の意味にてかくいひたるなり、姓は趙氏、始祖を趙匡胤といひ、五代周より禪を受け、それより、十八世三百二十年間、支那を支配せしが、後終に元の爲に亡ぼされたりしなり●胡元、元は支那の北方蒙古より崛起したる胡族なる故にかくいふ、ゑびすの元といふ意味●使聘、使者を遣はし、音問を通ずること●忽必烈、元の世祖●韓人、高麗人●尋兵、引き繼いで兵を送るといふこと、尋は繼ぐなり●執、主張する、堅く持して枉げぬ意●欲遂初志、日本を取らんとする初からの志を仕遂んと思ふ●探題、重要なる土地に之を置き、訴訟の裁判、貢租等の事を掌り、兼ねて外國に對する交渉警固等に當る職務なり、九州探題を置きたるは、この時を始とす●水城、堤防を築いて水を貯へ敵を拒ぐの用に供したるものなり●冗費、無駄な費用。

（通解）　この時に當り、支那の宋朝は、ゑびすの元のために滅ぼされ、すべての鄰國は、みな元に服從したが、ひとり我邦のみは、使者を遣はし音問を通ずることをせなんだので、元の世祖の忽必烈は、高麗人をして、書面を我邦に屆けさせ、「服從せぬときには、追つて軍勢を差し向ける」といつて來た。朝廷では、之に返答せんと思召し、鎌倉へ下して評議せしめられたが、時宗は、その手紙の文句が、無禮であるといふので、飽迄も、返事を出すのを宜しくないと主張した。元主は、再び使者趙良弼を遣はし、我邦に來らしめたが、時宗は、太宰府をして、之をも逐ひ還へさせた。かくて、凡そ元の使が來たのが、前後六返であつたが、何れも拒んで納れなんだ。すると、文永十一年の十月に、元兵が、一萬ばかり來て、對馬を攻め、地頭の宗助國が、之に討死し、元兵が轉じて壹岐に至つて、守護代の平景隆が之に討死した。その事が、六波羅に報せられたので、鎭西の諸將をして、往つて拒がしめると、少貳景賢が、力を盡して戰ひ、射てゑひすどもの大將劉復亨を仆し、虜兵は亂れて逃げて仕舞つた。されど、元主は、是非とも初からの意を仕遂げんと思ひ、後宇多天皇の建治元年には、元の使者杜世忠何文著など九人の輩が、長門に到著し、逗留して立ち去らず、是非に我邦の返事を得たいと望んだが、時宗は、之を鎌倉に送らしめ、龍口で斬つて仕舞ひ。上總介北條實政を以て、鎭西の探題とし、關東兵を遣はして京都を護衞し、西國兵の京都を衞つて居たものは、殘らず實政に從はしめ、大宰府の水城を增築し、無駄な費用を省いて兵備に充てた。弘安二年に、元の使の周福等が、また大宰府に來たが、また之を斬つて仕舞つた。

元主聞レ我再誅二使者一。則憤恚。大發二舟師一。合二漢胡韓人兵凡十餘萬人一。以二范文虎一將レ之入寇。四年七月。抵二水城一。舶艫相銜。實政將草野七郎。潛以二兵艦二艘一。邀擊于二志賀島一。斬首虜二十餘級一。虜列二大艦一。鐵鎖聯レ之。彀レ弩其上一。我兵不レ得レ近。河野通有奮前。矢中二其左肘一。通有益前。仆レ檣。架二虜艦一登レ之。擒二虜將王冠者一。安達次郎。大友藏人踵進。虜終不レ能レ上レ岸。收二據鷹島一。時宗遣二宇津宮貞綱一。將レ兵援二實政一。求レ到。閏月。大風雷。虜艦敗壞。少貳景資等因奮擊。塵二虜兵一。伏屍蔽レ海。海可二步而行一。虜兵十萬脫歸者纔三人。元不二復窺一我邊一。時宗之力也。

（訓釋）　●●、漢胡韓、支那本來の種族は漢族、元は蒙古の胡族、それに高麗は韓族なれば、この三種族より成れる軍勢を遣はしたる故にかくいふなり　●舶艫相銜、船艫多くして、船首と船尾が接續したる貌をいふ　●鐵鎖聯之、鐵のくさりで船と船とを繋ぎ合はすこと　●彀、狙を定めて弓を張るなり　●肘ひぢ　●檣、帆柱　●架、かける　●踵、引き續いて　●收據、兵を引き纏めて立て籠る　●伏屍蔽海、横はつた屍骸が海に一ぱいになる　●步而行、死骸の上を步いて行く。

（通解）　元主は、我邦が、再度まで使者を殺して仕舞つたことを聞いたので、腹を立て、大に舟軍を發し、支那蒙古朝鮮の兵凡そ十萬餘人を合せ、范文虎を以て之に將とし、我邦に入つて攻め

しめ、弘安四年の七月、大宰府の水城に至り、船の舳と艫とが續いて居る位であつた。實政の部下の將草野七郎は、ひそかに兵艦二艘を引き連れ、之を志賀島に迎へ擊ち、ゑびす共の首を斬つたことが、二十餘級であつた。敵は、大艦を列べ、鐵の鎖で之を繋ぎ、石弓をば其上に張つて置くので、我兵は、近寄ることが出來なんだが、河野通有が奮つて進み、矢がその左の肘に中つたが、通有は、ます〳〵進んで、我が舟の帆柱を仆して敵の船に掛け渡し、それに登り附いて行つて、賊將の王冠といふ者を生捕にした。安達次郎大友藏人が、引き續いて進んだので、ゑびす共も、終に岸に上ることが出來ず、軍勢を取り纏めて鷹島に立て籠つた。時宗は、宇津宮貞綱を遣し、兵に將として實政を援けしめたが、それがまだ到著せぬ前、閏月に、大風大雷で、敵の軍艦が、破れ毀れたから、少貳景資等は、それを機會に、奮つて攻擊し、ゑびすの兵を皆殺しにし、横はつて居る屍骸が、海一ぱいになり、海が歩いて行くことが出來る位で、敵兵十萬あつたのが、にげて歸つた者は、わづか三人だけであつたのは、ひとへに時宗の力である。

（文典）

使令を表はす助動詞の中、普通に用ゐらるゝ「使」「令」「遣」「敎」の四字の異同に關しても、また、前に述べし如く、是等の文字本來の意義に願るべきで、「使」は使役、「令」は命令など、熟し、「遣」は人を他所に赴かしむること、「敎」は人に訓示することを表はす文字なれば、その助動詞となりたる場合にも、その意義は失はずに存して居るのである。

(イ)使二使者來貽一レ書。（卷一頁一一七）　使二使請一レ和。（卷二頁二二六）

(ロ)令下經清以二私符一徵中官物上。（卷二頁二三四）　有レ詔。令二義朝斬一爲義一。（卷二頁二八四）

(ハ)遣二兼光與一レ闘。（卷一頁一四〇）　不レ若レ遣二其意外者一襲レ之。（卷三頁四六四）

(ニ)知盛執レ爲二不可一敎二宗盛作一答表一。（卷一頁一一七）　兼遠敎二義仲出一依二根井行親一。（卷二頁三七一）

右の如く、(イ)は何れも使役、(ロ)は命令、(ハ)は差遣、(ニ)は敎訓、の意味を表はして居る、しかし、「使」と「令」とは、殆んど同じ樣なる場合に使用さるゝことも尠くはない。又、差遣は使役するものなれば、「遣」の場合に「使」の用ゐらるゝことのあるは無論である。なほ、「使」の字は用途廣く、別に使役するといふ程の意味なくとも、「何々ナラシム」とか「何々セシム」とかいふ時には、多く此字が用ゐらるゝので、その例は左の如くである。

臣之家人。（中略）不レ使二臣知一。（卷一頁三三）　使二他人如一レ此。吾當二睡其面一。（卷一頁一六九）

七年。時宗卒。子貞時甫十四。繼執權。襲父官爵。安達泰盛以外祖益專。太宰府之撓。其子弟與有力焉。威望日盛。與内管領平頼綱爭權。内管領即家令也。泰盛子宗景性狂易。謂其曾祖實頼朝子也。遂改姓源氏。頼綱因譖之曰。彼更姓。冀爲將軍也。十一月。貞時發兵夷滅安達氏一人以爲三浦氏之報也。頼綱執政。後頼綱亦圖反。其長子宗綱告之。貞時誅頼綱。流宗綱。正應二年九月。府下騒擾。貞時廢惟康。倒載之與。送還京師。東人曰。將軍被流京師也。乃請後深草帝三子久明爲將軍。永仁元年。置長門探題。四年。僧良基。譎故源範頼。裔吉見義世。謀亂。捕誅之。正安三年。貞時削髪而老。使時頼孫師時。政村子時村竝代執權。師時從弟宗方爭權。矯命先殺時村。遂欲殺師時。師時怒。命宣時子宗宣誅之。延慶元年。廢久明。立其長子守邦。代之。應長元年。貞時師時。相繼而卒。貞時留意於政治。慕時頼之風。初時政義時以來。數遣使分曹行郡國。問吏民寃枉。至於時頼貞時發間使。被緇衣四出。多所摘發。吏不得欺也。而間使又稍稍成奸。時頼貞時終親出按之。云。

（訓釋）父官爵、左馬權頭の官、從五位下の位●威望、權威聲望、勢力●もあり評判も高きこと●狂易、氣違じみて輕はづみなること●譖、なきことを誣いて讒言すること●三浦氏之報、上にありし如く、安達氏が三浦泰村等を時頼に讒し之を亡ぼしたるその報といふこと●正應、伏見帝の時の年號●倒載、さかさまに乘せる●誘、いどむ、說きつけて誘ふこと●正安、後伏見帝の時の年號●矯命、命をたむ、命令なりと詐ること●延慶、花園帝の時の年號●景、景墓、したふ●分曹、組を分ける、曹は、群なり、輩なり、幾人かの組をいふ●行、て居る者●間使、密使と同じ、後世の目あかしの如し●緇衣、黒きころも、僧服●摘發、隱れたる惡事をつまみ出しあばき出す●不得欺、上をたばかることが出來ぬ●按、吟味する。

（通解）七年に時宗が死んで、子の貞時は、年甫めて十四であつたが、之に繼いで執權となり、父の官爵を襲いだ。安達泰盛は、母方の祖父であるので、益々我儘をした。かの大宰府の勝利には、その子弟が、これに關係して、手柄があつたといふので、威勢と評判が日に盛んであつて、内管領の平頼綱と權力を爭つた。内管領といふのは、卽ち家令のことである。その泰盛の子の宗景は、性質が、氣違いじみて、輕はづみする男であつたが、その曾祖父が、内實は頼朝の子であるといふので、遂には、姓を源氏とかへた。頼綱は、そこで、之を讒言して、「彼か姓を更へましたのは、將軍となりたいと望んで居る爲めで御座りまする」といつたので、十一月に、貞時は、兵を出して安達氏を悉く滅ぼして仕舞つた。人々は、安達氏の亡ぼされたのは、さきに三浦氏を滅ぼした報だといつた。かくて、頼綱が、獨り政事を執つて居つたが、後、頼綱も、また、謀叛を企て、その長子の宗綱が、之を貞時に告げたので、頼綱をば誅殺し、宗綱をも流罪にした。正應二年の九月、鎌倉が騒がしかつたが、貞時は、惟康を廢し、之を遂ふに輿に乘せて、京

都に送り還した。關東の人は、將軍が京都に流されたといつた。そこで、後深草帝の第三の皇子久明親王を請ふて將軍とした。永仁元年に、長門の探題といふものを置いた。同四年に、僧の良基か、もとの範頼の末孫吉見義世を說きつけて、一騷動を起さうと巧んだので、捕へて之を殺した。正安三年、貞時は、髮を剃つて隱居し、時頼の孫の師時、政村の子の時村をして、相竝んで、自分に代り執權たらしめた。すると、師時の從弟の宗方が、これと權勢を爭ひ、上の命令だと詐つて、先づ時村を殺し、遂には師時をも殺さうと思つた。そこで、貞時が怒り、宣時の子の宗宣に命じて之を誅殺せしめた。延慶元年、將軍久明を廢し、その長子の守邦を立てゝ之に代らしめた。應長元年に、貞時師時が、相繼いで死んだ。貞時は、政治に注意し、時頼の風を慕つて居た。はじめ、時政義時よりこのかた、幾度か、使を遣はし、組を分けて、諸國諸郡を巡回せしめ、役人や人民の、無實の罪を受け虐げられて居る者を尋ね求めしめたが。時頼貞時の代になつてからは、密使を發し、僧侶の如く、黑い衣を著けて四方に出かけしめ、隱れたる惡事をあばき出したことが多かつたので、役人どもゝ、上をたばかることが出來なんだ。しかし、その密使が、又、そろ〳〵、邪しまな事をする樣になつたので、時頼貞時は、終には、自分に出かけて行つて、諸國を吟味して歩いたといふことである。

貞時既卒。長子高時甫九歲。宗宣及時村孫熙時。竝執權。無幾皆卒。長時姪基時。及實時。孫金澤貞顯代之。高時舅安達時顯。泰盛之弟也。內管領長崎圓喜。頼綱之甥也。以貞時遺命。共輔高時。五年。遂立高時執權。文保元年。高時爲相模守。高時性頑率。委政於時顯圓喜。二人協心。修泰時舊規。既而圓喜老。子高資代之。高資性多欲。黜陟與奪。一以賄成。元亨二年。陸奧人安藤堯勢。與族季長爭邑而訟。皆賂高資。高資兩納之不決。二人怒。據邑反。承久以來。士之叛北條氏者。始於此。北條氏遣兵討之。不克。高時不以爲意。日夕飮宴。一日見狗鬪于庭喜之。遂令吏民貢獒。獒數千。分附諸將養視。輿載往來。遇獒不下者有誅。獒群鬪哮噉。如爭尸者狀。高時又喜田樂。樂師亦數千。纏頭費。每以萬數。一夕高時獨醉舞。有十餘倡。來歌以助之。姬人鬪之。倡皆天狗。歌曰。不見天王寺妖靈星乎。歌終而去。獸跡滿坐。高時醒無所見。已而有疾。高資勸其削髮讓職於貞顯。高時弟泰家。慍其不讓已。亦削髮。高時病起。欲誅貞顯。貞顯自髡謝之。諸將爭倣之。圓顱滿朝。高時頗不平高資。密令長崎高頼誅之。高資覺捕高頼流之。內外憤怒。攝津渡部氏。大和越智氏。皆起兵。高時命吏擊之。又不克。

（訓釋）頑率、頑愚輕率、かたくなにてそつかしいこと●委、まかす●修、廢れぬ樣に整へて行くこと●舊規、古い制度●多欲、慾の深いこと●黽勉興奮、官位や知行など、下げるも上げるも興へるも取り上ぐるも●賄賂、まひなひ●元亨、後醍醐帝の時の年號●賂、賄賂を贈ること●日夕、晝も夜も、することに●輿載、こしに乘せる●不下、乘物を降りて禮せぬこと●嗥嗷、吠え合ひ咬み合ふ●爭尸、肉を爭ふこと●田樂、歌舞の一種にて、今日の笠番狂言に類したるもの、もとは、民間にて、農家田植の時、之を慰め或は之を奬勵せんため踊りしものが、後、種を變遷して、一種の能樂となりしなり、甲冑を著くるあり、簡笠を被るあり、尻切を穿くあり、或は高足、或は一足、腰鼓、振鼓など、異樣の服裝をして、さまざまの藝を演ぜしもの、如し●樂師、もとは、公卿武人等も自から舞踊を演ぜしが、後に田樂法師とて、專門にその業を練磨する者出來しなり●纓頭、はな、樂師に與ふる引出物なり●倡、歌舞する者●天狗、妖魔の一種、體は人の如くにして鼻頗る高く、翼あつて飛行自在に、常に深山に住むといふ●天王寺妖霾星、天王寺の邊に見ゆる、奇怪にして不思議なる星、天下に變亂ある時は、その前兆として妖星があらはるゝといふが、支那より傳はれる說にて、近年までは多くの人に信ぜられたるものなり●獸跡、けもの、足跡●病起、病より起つ、病氣が全快すること●髡、髮を剃ること●圓顱、坊主頭。

（通解）貞時が既に死んで、長男の高時は、やつと九歲であつたから、宗宣及ひ時村の孫の熙時が、共に執權となつたが、幾程もたゝぬ中に、何れも死んだ。長時の姪の基時、及び實時の孫の金澤貞顯が、之に代つた。高時の母方の叔父安達時顯は、泰盛の弟で、內管領の長崎圓喜は、賴綱の甥であるが、貞時の遺言した命令により、共に高時を輔佐し、正和五年に、遂に高時を立てゝ執權とした。文保元年に、高時は相模守となつたが、政事をば、時顯圓喜にまかせて置いたので、二人は、心を合せ、泰時の古い制度を

ぬ樣に整へていつた。しかるに、やがて圓喜が隱居して、子の高資が、之に代つたが、高資は、性質が慾深く、人の官位を賣つたり進めたり、知行を與へたり取り上げたりするにも、たゞ賄賂で以てやるといふ風で、元亨二年に、陸奧の人安藤毫勢が、一族の季長と、領地を爭つて訴へたとき、就れも、高資に賄賂を贈つたが、高資は、兩方とも之を受けとつて、その裁判をせなかつたので、二人が怒り、領地に立て籠つて謀叛した。承久このかた、武士の北條氏に背いたのは、これが始めてゝある。それで、北條氏は兵を遣はし之を征伐したが、克たなかつた。しかし、高時は、それをば一向氣にもかけず、晝となく夜となく、たゞ酒宴ばかりして居た。ある日、犬が庭前で咬み合つたのを見て、それを愉快に思ひ、遂に、役人や人民に猛犬を獻上せしめ、その猛犬が、數千匹も集まつたのを、諸將に分ち預けて、之を養ひ世話せしめ、輿に乘せては往來して、もし、その犬に遇つて、乘物から降りて禮せざるものは、誅殺せらるゝといふ位で、それ等の猛犬が、群がつて喧嘩し、吠へ合つたり咬み合つたりするのは、屍の肉を爭ふ有樣の如くであつた。高時は、又、田樂がすきで、樂師もまた數千人居り、其等に與へる引出物の費用が、いつも何萬錢といつて數えねばならぬ程であつた。ある夜、高時が、獨り醉ふて舞つて居ると、十餘人の歌舞する者があつて、そこへ來て歌ひつゝ之を助けた。腰元が、そつと之を窺いて見ると、その者は皆天狗で、「あの天王寺の怪しい不思議な星を見ぬのか」と歌つて曰つた。歌が仕舞つて立ち去

ると、獸の足跡が、その席一ぱいにあつたが、高時が醉がさめて見ると、何も見たことはなかつたのであつた。その內、高時が病氣になつたので、高資が、髮を剃つて、職を貞顯に讓らんことを勸め、左樣に致すと、高時の弟の泰家は、高時が自分に讓らなかつたのを不滿に思ひ、また、髮を剃つた。やがて、高時は、病氣が愈つたので、貞顯を殺さうと思ふと、貞顯は、自分から髮を剃つて之を詫び、かくて、諸將どもが、我も〳〵と之に眞似たので、坊主頭が政廳に滿つる位であつた。高時は、大層、高資に對して不平で、長崎高賴をして、之を殺さしめやうとすると、高資が之を感附き、高賴を捕へて、之を流罪にしたので、幕府の內も外も、高資の餘りの我儘を憤り怨んだ。攝津の渡部氏、大和の越智氏などが、何れも兵を起した。高時は、役人に命じて之を擊たしめたが、これまた克たなんだ。

（文典）

將然を表はす助動詞中、「且」の字は、「將」に比すれば、近き未來を示す場合に用ゐらるゝのである。又、「將」「且」ともに一種の希望を述べ、又は、將來を豫想し推斷するが如き場合に用ゐらることがあるが、それ等の場合には、之を可定的助動詞として取扱うべきは、申すまでもない。さて、是等の將來を表はす助動詞と對比すべき、現在及ひ過去を示すべき文字は、「方」「既」「已」「曾」「嘗」などであるが、これは、卷二（貞二五八）に於ても述べし如く、訓讀の習慣に從ひ、これ等を單に副詞に編入し、助動詞には入れざりしも、その作用は、「將」「且」二字の未來を表はすに於けると同一であれば、こゝで、少しく此等の文字に就いて述へ置くことにする。

その中、「既」「已」の二字は、隨分議論のある文字で、古書に於ては、その用法に自から異るところあつて、「已」は單に過去を表はし、「既」は事の濟んだことを示すに用ゐられてある樣であるが、しかし、後世の漢文には、この二字を、全く同一の意味に用ゐて、その間に區別を存して居らぬ樣である。本書の如きに於ては、何等使用上の相異を見出すことは出來ぬ。されば、共に過去を示す文字として、それ以上の研究は、他日に讓ることゝすべきが、兎も角も、議論のある文字で、古書を讀む場合には、注意して研究すべきであるといふことだけを申して置く。又、漢文に於ても、「既已」の二字を疊用して大過去を表はす場合あり、或は、

呂后問曰。陛下百歲後。蕭相國既死。誰令代之。（漢書高祖本紀）

の如き、過去未來の用法もあつて、未來の或る時期に到達したる時、或る事柄の既に完了したる場合を示すに、此の如く「既」の字を用ゐる例もあれば、これまた、留意し置くべきであることを述べて置く。

「曾」「嘗」の二字は、過去を表はす場合に、略同じ意義を持つて居るが、しかし、「曾」は「嘗」に比

すれば、急切なる方である。

正中二年。高時流中納言藤原資朝于佐渡。以其圖北條氏也。初北條氏。定承久之亂。立後堀川帝。帝傳位於太子。是爲四條帝。帝崩。朝議欲立順德皇子。泰時思土御門帝不與亂謀也。遣安達義景。立其皇子。義景途還曰。有如順德皇子立。則奚爲。曰。廢之。遂入京師。立後嵯峨帝。帝二子後深草龜山。相繼昇位。後嵯峨特愛龜山。遺詔時賴曰。龜山之後。永承皇統。乃以長講堂領爲後深草湯沐邑。後深草上皇。欲倚時宗力。以得政柄。時宗不敢從。已而龜山傳位於太子。是爲後宇多帝。上皇憤恨。欲削髮。時宗乃以上皇皇子爲後宇多儲貳。是爲伏見帝。伏見帝立三年。有賊淺原爲賴。夜入宮中。謀逆。不成自殺。六波羅檢之。事連龜山上皇。上皇賜書於貞時。誓無他。帝密敕貞時曰。龜山之在位。憤承久事。陰有所圖。而不敢發。立其後。非卿利也。貞時乃立帝皇子。是爲後伏見帝。後宇多上皇遣使責貞時。貞時乃廢帝。立後宇多皇子。是爲後二條帝。因定議。後深草龜山二統。每十年更立。先是。時賴分藤原氏爲五流。更任攝籙。貞時之議天位。蓋倣之也。及帝崩。立後伏見之弟。是爲花

園帝。朝議欲立後二條皇子邦良。承其後。龜山上皇特屬意於後宇多次子。遣使諭貞時立之。是爲後醍醐帝。邦良爲其太子。帝憤北條氏以陪臣世主廢立也。陰謀滅之。視高時失政。竊喜之。令資朝及右少辨俊基等。誘致美濃源氏土岐賴兼。多治見國長等。事覺。或告之於六波羅北方北條範貞。會攝津民作亂。範貞因召四十八所篝卒。得三千人。以襲賴兼國長。殺之。是時。正中元年九月也。明年五月。高時遣兵。收致資朝俊基。案問之。不服。遂謀廢立。帝因賜誓書。高時奉還其書。釋俊基。遂流資朝也。

（訓釋）承久之亂、後鳥羽順德の二上皇、鎌倉を滅さんと企て給ひ、泰時等が、之に對して、京都に攻め上りし騷亂なり、上を見るへし●順德皇子、御名は忠成●長講堂領、長講堂は、古は、六條西洞院に在りしが、屢々火災に罹り、轉々して、今は下寺町五條下る所に移れり、寺領は、後白河法皇の御寄附ありしを始めとして、その後、寄進する者多く、諸國に亘りて其箇所は非常に多かりしなり●湯沐邑、その土地よりの貢賦を以て、湯沐の料とするための所領といふ意味にて、領地のこと、湯は浴すること、沐は首より上を洗ふこと●政柄、政治の權力●儲貳、跡つぎ、太子とすること、儲も貳も、副の義にて、國君の副といふ意なり●承久事、三陛下を遷し奉りしこと●五派、卷一末の論文の下を見よ●攝籙、攝政の異名なり、或は、博陸、大麓、など、その外にも多し、籙は、錄或は麓と同じく、總領する義なり●誘致、さそひ出す●收致、執らへて連れ來る●案問、吟味する。

（通解）正中二年に、高時が、中納言藤原資朝を佐渡に流した。その北條氏を滅さんと企てた爲

てある。はじめ北條氏は、かの承久の騒動を鎮定して、後堀河帝を立て。帝が位を太子に御傳へになつた、それが四條帝で。四條帝の御崩御の時、朝廷の評議では、順徳帝の皇子忠成王を立てんと思つたが、泰時は、土御門帝が、承久の亂の計畫に關係遊ばされなんだことを思ひ、安達義景を遣はし、その皇子を立てしめることにした。義景は、その言ひ付けを受けて出かけたが、途中から引き返し、「順徳天皇の皇子が、はや御立になつた樣なことが御座りますれば、如何致しませう」といふと、泰時は「之を廢して仕舞へ」といつたので、義景は、遂に京都に入つて、後嵯峨帝を立てた。帝の二皇子の後深草帝と龜山帝は、相繼いで位に昇らせられたが。後嵯峨上皇は、格別、龜山帝を御寵愛なされて、時賴に御遺詔をなされ、「龜山の子孫が、末長く皇統を繼ぐ樣に」と仰せられ、そこで、その代りに、長講堂の領地を以て、後深草帝の御所領となさしめられた。後深草上皇には、時宗の力によつて、政權を得やうと思召したが、時宗は、それに御從ひ申すまでにはならなんだ。かくて、龜山天皇が、位を太子に傳へさせられた、それが後宇多天皇である。後深草上皇は、御立腹で御怨みになり、御髮を剃らうかと思召した。時宗は、そこで、上皇の皇子を以て、後宇多帝の太子とした、それが伏見天皇であるが。伏見帝が御立ちになつてから三年目に、賊の淺原爲賴と申す者があつて、夜、御所の中に入り、弑逆を企てたれど、仕遂すして自殺した、六波羅で之を吟味して見ると、その事が、龜山上皇に關係があつたことが知れたが、上皇は、書を貞時に賜はつて、他意なき旨を御誓になつた。しかるに、伏見帝は、內々、貞時に勅して「龜山上皇の帝位に在した時には、承久の時に三上皇を遷した事を御憤になり、ひそかに、北條氏に對して、御企になつたこともあるが、しかし、押して事を起させらる、までにはならなんだのぢや、されば、その子孫を立てるのは、其許の爲にはなるまい」と仰せられたので、貞時は、そこで、伏見帝の皇子宇多上皇は、使を遣はし、後嵯峨帝の遺詔に背く廉を以て、貞時を責めさせられたから、貞時は、そこで、帝を廢して、後宇多上皇の皇子を立てた、それが後二條帝である。それで、評議を定めて、後深草龜山兩帝の御血統が、十年毎に、かはる〳〵立たせらるゝことにしたが、貞時の天皇の御位を時賴が、藤原氏を分つて五派とし、更代に攝政に任せらるゝことにした。これより先、上の如く議定したのも、大體、之に眞似たのである。後二條帝の崩御遊ばされたに及んで、後伏見帝の皇弟を立てた、それが花園天皇である。朝廷の評議では、後二條帝の皇子邦良親王を立てて、その後を繼がしめやうといふのであつたが、龜山上皇は、別段に、御望を御宇多上皇の第二の皇子に掛けて入らせられたので、使を遣はし、貞時に諭して、之を立てさせられた、これが後醍醐天皇であつて、邦良親王をば、その太子とすることになつた。天皇は、北條氏が、又家來の身を以て、代々、天子の廢立を主つて居るのを御腹立になり、內々、之を滅さんと企てさせら

れ、高時が、政事に失敗するのを視ては、心ひそかに之を御喜になり、資朝及び右少弁俊基等を して、美濃の源氏の、土岐頼兼、多治見國長などを誘ひ出さしめられたが、その事が露顕して、 或人が、之を六波羅の北殿の北條範貞に知らせた。その時、丁度、攝津の人民が騒動を起したから、範貞は、それに事よせて、四十八箇所の篝武士を召し寄せ、三千人を得たので、それを率ゐて、頼兼國長を不意打し、之を殺した。この時は、正中元年の九月であつた。あくる年五月、高時は、兵を遣はし、資基俊基を執へて連れ來らしめ、之を吟味したが、屈服せなんだ。そこで、遂に廢立を企てたが、帝は、それが爲に、他意なき旨の誓書を賜はると、高時は、その御誓書を奉還し、俊基をば釋し、遂に資朝をば流罪にすることになつたのである。

嘉暦元年。邦良薨。帝初欲レ廢二邦良一立二皇長子尊良一。高時不レ可。至レ是。又欲レ立二三子護良一。遣レ使申二後嵯峨遺命一。高時執二貞時議一。立二後伏見帝子量仁一爲二東宮一。帝怒。與二護良一謀。誘二諸寺僧徒一。因以二護良一爲二山門座主一。召二僧圓觀等一。呪詛北條氏一。元弘元年。事覺。捕二圓觀等一。鞫而得レ實。再執二俊基一。後伏見法皇亦使二人來一具告二帝陰謀一。高時乃大聚二諸將吏一。問レ計。衆莫レ敢言。高資曰。主上親王。流レ之。公卿黨者。斬レ之。如レ此而已。勿二再貽一レ悔也。二階堂貞藤諫曰。北條氏世、尊二王室一。惠二下民一。所レ以執二國命一幾乎百六十年也。今已執二公卿一。又欲レ遷二帝王一。如二天道一何。苟使二我而無一レ愛。朝廷何能レ爲。高資睥睨貞藤曰。迂腐之論。何陳レ於二今日一。公猶不レ知二承久故事一乎。高時從レ之。

（訓釋）申●、重れて言ひ送ること、後宇多上皇の眞時に御申 送りになりしことある故にかくいふ●東宮、皇太子、支那の制、君は四宮に在つて、太子は常に東宮に居りしよりかく稱ずること、なりしなり●山門座主、比叡山の寺務を總管する僧職、卷一（頁七四）にも見えたり●呪詛、のろふ、これも卷一（頁四〇）に見えたるが、不動軍荼利金剛夜叉などの五神の怒れる像を本尊として、怨敵の降伏を祈る修法を行ふものにて、これを調伏の法といひ、眞言天台の密教に於て之を修したるものなり●再貽悔、また後悔を後日にのこす●國命、國政、本卷の首の論文中にも見えたり●幾、近し、殆んどそれ位といふこと●如天道何、天道は公正にして、善に福し惡に禍すれば、それを如何ともすることは出來ぬとの意●譬、喩け込まれる瞳間●睥睨、にらみ附ける●迂腐、迂濶陳腐、廻り遠く古くさい●承久故事、三上皇を遷し奉つた先例。

（通解）嘉暦元年、邦良親王が薨去になつた。後醍醐帝は、はじめ、邦良親王を廢し、皇長子たる尊良親王を立てんと思召したのを、高時が承知せなかつたのであるが、この度、又、第三皇子の護良親王を立てんと思召し、使を遣はし、後嵯峨帝の御遺命の次第を御申送りになつたが、高時は、貞時の兩統更立の說を堅く主張して、後伏見帝の皇子量仁親王を立てゝ、皇太子としたので、天皇は御怒りになり、護良親王と御相談の上、諸寺の僧徒を誘ふことゝし、その爲め、護良

親王を以て、叡山の座主に任じ、僧の圓觀等を召して、北條氏をのろはしめられた。すると、元弘元年に、その事が發覺したので、北條氏では、圓觀等を捕へ、吟味して、その實狀を知り得たので、再び俊基を拘留した。後伏見法皇も、また、人をして、鎌倉に來つて、詳しく帝の御陰謀の次第を告げしめられた。高時は、そこで、大に大將や役人どもを集め、如何にせんかと其計を問ふた。一同何とも言ひ得なんだが、高資が、「主上と親王とは之を流し、公卿どもで、一味致した者は、之を斬ることにする。斯く致す計りで御座りまする。またも後悔を遺してばなりませぬ」といふと、二階堂貞藤は諫めて、「わが北條氏では、代々、皇室を尊び、下々を惠んだので、それゆへ、國政を執ることが、百六十年程にも及んだ次第で御座りまする。それに、今、すでに公卿を拘留し、その上、また、天子をも遷さうと致しては、天道を如何致しませうぞ。まこと我方にさへ隙間が御座りませねば、朝廷ぢやとて、何とも致して見やうも御座りますまい」といつたが、高資は、貞藤をにらみ附けて、「そんな廻り遠い古る臭い説を、何とて、今日の如き場合に陳べ立てるべきで御座らうぞ、貴殿には、承久の先例を御存じ召さらぬか」といつたので、高時は、之に從つた。

八月。遣二貞藤等一以二三千騎一入二京師一。基時，子仲時。政村，曾孫時益。方鎮二南北一。得二貞藤一與計レ事。事泄。帝逃之二南都一。仲時時益遣レ兵索二宮中一。不レ獲レ帝。則奉二兩上皇一太子一于二六波羅一，北方。僧豪譽來。告二帝在一叡山一。則遣二近江一，守護一將レ兵攻レ之。不レ利。已而南部，僧來。告二帝在一笠置山一。二帥乃使二近江，兵備一叡山一。而遣二檢斷糟谷宗秋。隅田道倫等一圍二笠置一。城固不レ拔。高時遣二大佛貞直。金澤貞冬一將二數萬騎一助攻。未レ至。陶山義高。小見山氏眞。率二五十餘人一。夜乘二風雨一。縋レ城而入。縱レ火呼譟。外兵應レ之。城即陷。帝逃走。追獲，拘之。六波羅，南方。高時遣二貞藤及安達高景一。立二量仁一卽レ位。是爲二光嚴帝一。令下貞直引レ兵攻上レ之。六波羅，南方，官軍，將楠正成走レ之。

（訓釋）南北、六波羅の南殿北殿●兩上皇、後伏見と花園との二上皇●近江守護、佐々木時信といふ●二帥、爾六波羅の探題をいふ、南は時益、北は仲時なりしなり●檢斷、謀叛、夜襲、强盜盜、放火、その他の事件を裁判する職にて、檢斷頭人といひ、六波羅に置かれしものなり●縋、繩梯子をかけること●光嚴帝、北朝の始めの天皇なり。

（通解）八月、貞藤等を遣はし、三十騎を率ゐて京都に入らしめた。その時には、基時の子の仲時と、政村の曾孫の時益とが、丁度、六波羅南北の守鎭であつたが、貞藤を得たので、ともく〳〵に事を計畫して居ると、その事が漏れたので、天皇は、逃れて南都に御幸遊ばされ、仲時時益が、兵を遣はし、御所の中を搜したれど、帝を見附けなんだから、兩上皇と太子とを六波羅に御徙し申した。僧の豪譽といふ者が來て、天子は叡山に在すと告げたので、近江の守護を遣はし、兵

を率ゐて之を攻めしめたが、勝利がなかつた。その内、南都の僧が來て、天子は笠置山に在すと知らせた。そこで、近江の兵をして、叡山に對する防備に當らしめ、して、檢斷の糟谷宗秋隅田通倫などを遣はし、笠置を圍ましめた。城が堅固で、容易に攻め落されなかつたので、高時は、大佛貞直金澤貞冬を遣はし、數萬騎に將として、之を助けしむることにしたが、まだその來ない前に、陶山義高、小見山氏眞が、五十餘人を引き連れて、夜、風雨にまぎれ、城に繩梯子を掛けて入り込み、火を放ち、喊の聲をあげてさわぎ立て、城外の兵が之に應じて攻めたので、城はすぐ落ちて仕舞つて。天皇は、逃げ走り給ふたが、追かけて行つて執へ得、之を六波羅の南方に押し籠め。高時は、貞藤及び安達高景を遣はし、量仁親王を立てゝ位に卽かしめた。これが、北朝の始めの光嚴帝である。高時は、貞直をして、兵を引率して、官軍の將楠正成を攻めしめ、之を走らした。

（文典）

助動詞と副詞との位置に關しては、卷一の副詞及び卷二の助動詞の下の講述、竝にその用例を見らるれば、分ることではあるが、之を要するに、左記の三類となるのである。

（一）副詞が助動詞の上に在ること、例へば、

以レ故未レ赴レ任。（卷二頁二四五）

（二）副詞が助動詞の下に在ること、例へば、

臣非二敢爲一レ亂。（卷一頁一三〇）

（三）副詞が助動詞と助動詞との間に在ること、例へば、

未四嘗不レ歎三王家之自失二其權一。（卷一頁一五）

是等の各の場合に於て、助動詞が他の品詞に及ぼす變化は、既に屢々述べたる如く、直接には、その下に位して、最も之に接近せる動詞、形容詞、又は副詞が、これを被るのである、又、助動詞が副詞より受くる變化は、その副詞の下に置かれたる助動詞の上に在るので、副詞の上に位する助動詞には、その直接の影響はないのである。このことは、甚だ絮說する樣ではあるが、漢文に於て、最も誤つて顚倒し易いのは、この點に注意の足らぬより起ることが多いから、煩を厭はず繰り返して述べるのである。

右に擧示する所に準據し、讀者は、試に左記の文を復譯されたい。

（イ）義經笑ツテ曰ク、否否、二位ノ旨ヲ以テ我ヲ圖ルニ非ルヲ得ン乎、吾イマ汝ヲ囚ヘント欲ス顧フニ、恐ラクハ人ハ吾ヲ謂ツテ怯ト爲サン也、且、汝ハ兄氏ノ使者ナリ、吾マヅ發スベカラズ、ト、（卷三頁四六八）

(ロ)ソノ無事ナルニ當ツテ也、朝廷ノ名爵ヲ私門ニ籠メ、而シテ人ノ職ヲ失フヲ恤ヘズ、ソノ急ナルニ及ンデ也、乃チ遽ニ朱紫ヲ揭ゲテ天下ニ呼號シ、天下ノ英雄ヲシテ、以テ朝廷ヲ窺フ有ラシム、後世、源平爭ヒ起リ、功ヲ以テ其上ニ邀ムル者、焉ゾソノ此ニ基ヅカサルヲ知ランヤ、(巻一頁二〇二)

右○を附する文字は、何れも漢字を要するもの。

二年。請テ光嚴帝ノ詔ヲ徒ニ帝ヲ于ニ隱岐ニ。千葉貞胤。小山秀朝。佐佐木高氏。將兵護送。已而楠正成復起レ兵。皇子護良。赤松則村繼起。據ニ千窟。赤坂。吉野。白旗ノ諸城一。高時遣ニ義子ノ阿曾時治ニ與ニ貞藤。高直。高資一以ニ五萬騎ヲ赴攻ス。三年二月。時治攻ニ赤坂一。人見恩阿。本間資貞先登。資貞子甫十八。隨レ父死。城終陷。閏月。貞藤亦陷ニ吉野一。與ニ時治一俱ニ援ニ高直一。圍ニ千窟一。不レ能レ下。三月。六波羅二帥徵ニ山陽ノ兵一。兵降レ於ニ則村一。爲ニ守ニ三石一。則村進據ニ摩耶山一。二帥又徵ニ四國兵一。伊豫豪族亦應ニ官軍一。二帥遣ニ近江ノ兵一。攻ニ則村一。大敗。於レ是數、警ニ隱岐守護ニ備ニ帝逃逸一。而帝果逃歸ニ伯耆一。二帥再遣ニ萬人ヲ攻ニ則村一。又敗。則村與ニ藤原宗鎭縱レ火來攻。遣ニ宗秋通倫一。以ニ兵二萬一拒ニ之。桂川一。則村子則祐。亂レ流來擊。我兵又大敗。時已夜。新帝兩上皇入ニ六波羅一。二帥大出レ兵於ニ七條磧一。陶山高通。河野通盛。巷戰。走ニ則村一。則村退走。阨ニ八幡山崎一。運路梗塞。二帥遣レ兵擊レ之。陷伏敗レ還。而山徒亦以ニ護良ノ令一來攻。二帥遣ニ贛騎一擊レ走。僧兵一因咯以レ利。又使ニ近江ノ守護佐佐木時信備ヘ之。高通通盛又敗ニ則村一于ニ京南一。而官軍ノ將源忠顯大兵來攻。二帥悉レ甲乘レ陣。時信以ニ五千人一擊ニ走忠顯一。而結城親光遽降ニ官軍一。士卒多逃。二帥告ニ急於ニ鎌倉一。使者相踵ク。

(訓釋)千窟赤阪吉野白旗、正成は千窟と赤阪、護良親王は、吉野、則村は白旗に據りしなり●隱岐守護、佐々木清高といふ●巷戰、市街戰をすること●運路梗塞、兵粮を運搬する道路が塞がり通ぜぬ、八幡、山崎、は水陸の通路なれば、之を阨せらるれば、とまる譯なり●贛騎、射騎隊のこと、贛は、奮を張るといふ意味の字なれど、かく二字熟するときは騎隊の總稱にて、その兵の馬に乘り弓を牽くよりかくはいふなり●悉甲、兵士殘らずを出すこと●陣、築地、城の上の小なる牆のこと、女牆。

(通解)二年、光嚴帝の詔を請ふて、後醍醐帝を隱岐に徙し、千葉貞胤、小山秀朝、佐佐木高氏が、兵を率ゐて護送した。兎角する内に、楠正成か、再び兵を起し、皇子護良親王、赤松則村が、それに引き續いて起り、千窟、赤阪、吉野、白旗の諸城に立て籠つた。高時は、義子の阿曾時治を遣はし、貞藤、高直、高資と共に、五萬騎を引き連れて、赴き攻めしめた。三年の二月、時治が赤坂を攻めた。人見恩阿、本間資貞が、先陣をなし、資貞の子の、年が甫めて十八なのが、

父に隨つて討死したが、城は終に攻め落された。閏月に、貞藤も、また、吉野を陷れたので、時治とともに高直を援けて、千窟を圍んだが、攻め落すことが出來なんだ。三月、六波羅の二頭領仲時益は、山陽道の兵を徵發せんとしたが、その兵は、則村に降參して、その爲めに三石を守り、則村は、進んで摩耶山に立て籠つた。二頭領は、又、四國の兵を徵發すると、伊豫の豪族も、また、官軍に應じた。二頭領は、近江の兵を遣はし、則村を攻めたが、大負をした。そこで、度々、隱岐の守護職に注意し、後醍醐帝が、島を逃げ出し給ふ如きことのなき樣、用心をさせたが、しかし、帝は、案の如く、逃れて伯耆まで御歸りになつた。仲時時益は、再び一萬人を遣はし、則村を攻めたが、又も負けて、則村は、藤原宗鎭と共に、火を放つて攻めて來たから、宗秋通倫を遣はし、兵二萬を率ゐ、之を桂川に拒がしめた。然るに、則村の子の則祐が、流を横切り、來つて我兵を擊つたので、又大に敗れた。その時は、はや夜であつたにも拘らず、光嚴帝と兩上皇とは、御所から六波羅の屋敷に入らせられた。仲時時益の二帥は、大に軍勢を七條河原に出し、陶山高通、河野通盛が、市街戰をやつて、則村を走らせた。則村は、退き走つて、八幡山崎を喰い留めたので、京都へ兵粮を運ぶ路が、塞がり止まつて仕舞つたから、二帥は、兵を遣はし、之を擊たしめたが、伏せ勢のあるところへ落ち込んで、負けて還つて來た。それから、叡山の僧徒も、また、護良親王の命令によつて來り攻めた。二帥は、射騎隊をやり、擊つて僧兵を走らしめ、そこで、喙はすに利を以てして誘ひ置き、又、近江の守護の佐々木時信をして、之に對する用心を爲さしめた。高通通盛は、又、則村を京都の南に敗つた。しかし、官軍の將源忠顯が、大軍を以て來り攻めたので、仲時時益は、有るだけの兵士を以て、城のひめ垣に上らしめ、時信が、五千人を引き連れ、擊つて忠顯を走らせた。然るに、結城親光が、にはかに官軍に降り、六波羅方の士卒が、多く逃げ出したので、仲時時益の二帥は、危急なる旨を鎌倉に報告し、その使者が、前後相續いた位であつた。

四月。高時遣二名越高家。足利高氏等一西上。半守二京師一。半攻二行在一。高家朝時五世孫也。與二則村一戰二狐川一。被二鮮甲一挺前。中レ箭死。高氏傍觀不レ戰。下レ馬張レ飮。遂降二官軍一。合レ兵攻二京師一。京師之兵三萬。大半東胥。不レ習レ戰。二帥乃深レ溝固レ壘守レ之。擊二卻忠顯一。已而城兵大潰。餘二千餘人一。二帥馳二宗秋議一。夜奉二兩上皇一。新帝。太子一。空レ城東走。士兵環起而射レ太子以下四走。矢中二新主肘一。時益死レ之。天明。又遇二敵數百一。擊破而過。明日。至二番馬驛一。遇二士兵數千人一。奉二龜山皇子守良一。夾レ路而陣。上宗秋擊二破之一。其前鋒而兵疲矢盡。走入二佛寺一。與二仲時一謀。欲レ據二近江一。一城二時近江一守讓殿而後。待レ之。不レ至。仲時曰。是亦叛矣。乃謂二其兵一曰。獻二吾首一於二官軍一。是我

所以報二諸君之勞一也。乃自殺。宗秋以下四百餘人従死。新主。甫上皇。被レ收二京師一。

（訓釋）●行在、天子の御旅所●鮮甲、派手な鎧●張飲、酒宴を催ふすこと、張は設なり●吏胥、小役人●褒起、四方から起つて取り巻くこと●佛寺、蓮華寺と稱す●報諸君之勞、諸君の骨折に對して報酬をする、首を官軍に獻ずれば、それによつて、兵士どもの罪は赦され賞を受くべきにより、かくいふなり。

（通解）四月に、高時は、名越高家、足利高氏等を遣はし、西に向つて上らしめ、その半分は、京都を守り、半分は、行在所を攻めさすことにした。高家は、朝時の五代目の末孫であるが、則村と狐川に戰ひ、派手なる鎧を著こみ、身を抽んでて進み、矢に中つて死んだ。高氏は、傍で之を見て居ながら、戰もせず、馬から下り、酒盛を催ふして居たが、遂に官軍に降り、その兵を合せて、京都へ攻めて來た。京都の兵は、三萬あつたが、半分以上は小役人どもで、戰爭に慣れて居なかつた。二帥は、そこで、堀溝を深くほり、壘壁を堅固にして、之を守り、忠顯の攻め寄せて來たのを擊ち郤けだが、兎角する內に、城中の兵が、大に崩れて逃げ出し、僅に千餘人を殘す程になつたので、二帥は、宗秋の說を用ゐて、夜、兩上皇、新帝、及び太子を奉じ、城をからにして東に走つた。すると、土著の兵士どもが、四方から起つて之を取り卷き、弓を射かけたので、太子以下は、四方へばら〳〵になつて走り、矢は、光嚴帝の御肘に中り、二帥の一人北條時

益が、之に死んだ。夜の明け方、又、敵兵數百人に出あつたが、之を擊ち破つて通り越し、あくる日、東近江の番馬驛に至ると、土兵數千人が、龜山帝の皇子、守良親王を奉じ、路を夾んで陣取つて居るのに遇ひ、宗秋は、その先鋒を擊ち破つたが、しかし、兵は疲れ、矢は盡きて仕舞つたので、ある寺に入り、仲時と相談して、近江の或る城に立て籠らうとした。しかるに、その時分、近江の守護は、軍の殿をして後れたが、之を待つて居ても、一向來ないので、仲時は、「こ奴も、また、背きをつたのぢや」といひ、そこで、その兵士に告げて、「身共の首を官軍に獻じさつしやい。それが、せめても、身共が、諸君これまでの骨折に報ゆる譯なのぢや」といひ、そこで、自殺して仕舞つた。宗秋以下、四百餘人も、之に從つて死んだ。新主光嚴天皇、後伏見花園の兩上皇は、執へられて京都に入らせられた。

（文典）　接續詞に就いて

接續詞中の「又」「亦」の二字と、副詞として上に擧げし中の「復」の字とは、何れも「マタ」と訓することであるが、その意味は無論同一ではないのである。第一「復」の字は、字句文章を接續する爲に用ゐらるゝことはないので、その字義も、重復などゝ熟する如く、事の重ねて起りし場合を示す文字で、度數を表はす副詞として取扱ふべきものであるから、これは申すまでもなく別であ

るが。「又」「亦」の二字も、その意義は、各異なつて居るので、「又」の字は、同一の事柄が、前後して起りたる時、その繼起を示す場合に用ゐらるゝので、「亦」の字は、後に擧示する事柄が前に擧示せし事柄と同一なることを表はす時に用ゐらるゝのである。例へば、

余嘗テ西遊シ長門ニ過キ壇浦ニ観ル平氏覆滅之處ヲ矣。又抵ル肥後ニ（巻一頁二〇八）

獨有リ一將門焉。而出ヅ於平氏一豈非ス其宗之大恥一哉。然能討ス滅之一者。亦出ヅ於平氏一焉（巻頁二〇二）

の二文に就いて云へば、前者は、嘗て長門に遊びしが、また、肥後にも行きし、との意で、平氏と關係ある地に、前にも赴いたことがあると、同一樣のことが、繼いてあつたことを示すのを主眼としたもの故、これを連結するに「又」の字を以てしたので、後者は、之と違ひ、同一事柄の繼起を表はすのが本意でなく、彼も平氏より出たか、此も平氏より出たと、後に出たのが前と同一平氏なることを示すのを目的としたもの故、之を連結するに「亦」を以てしたのである。これは、一寸紛れ易い樣であるが、邦語にて手近き例を出して見れば、「先刻鷲ガ來テ囀ツタガ、今マタ目白ガ來テ、コレモマタ囀ツタ」といふ場合の如き、鷲と目白との來たことは、同樣のことが繼起せる趣を述べしもの故「又」の字たるべく、目白の囀りしことが鷲の囀りしことと、同樣なるをいふため「コレモマタ」といひしものなれば、この場合には「亦」の字であるべき筈なのである。

高時未ニ之知一也。獨聞テ高氏ノ叛一則恐。發ニ上野下野等六國ノ兵一。附ニ弟泰家一。西上。因徵ニ糧ヲ於ニ諸邑一。次ニ于新田義貞ノ邑一。義貞斬ニ其吏一。高時大怒。乃專ニ北ニ向ス其鋒一。遣ニ金澤貞將。櫻田貞國一。分レ道攻ニ義貞一。貞國與ニ義貞一戰レ于ニ入間川一。殺傷相當。退次ニ久米河一。明日又戰。不レ利。退次ニ分陪一。高時遣ニ泰家一援レ之。黎明。合ニ兵三千人齊射一。而全軍從レ之。大破ニ義貞軍一。既勝。驕不レ設レ備。會、三浦義勝叛屬ニ義貞一。合レ兵來襲。泰家駭走。橫溝某。安保某。還鬬死レ之。而小山千乘二族皆叛。貞將與戰敗走。諸軍敗歸ニ鎌倉一。則六波羅ノ敗聞至矣。內外失レ色。

（訓釋）北向其鋒、その軍勢を北の方に向け義貞を討つこと、新田氏は、上野の新田郡に住せし故、北へ向けることゝなる譯なり。驕、おごる。自から高ぶり敵を侮ること。

（通解）高時は、京都の模樣が、斯の如くであつたことは、まだ知らず。たゞ足利高氏が叛いたといふことだけを聞いたので恐れ、上野下野等の六箇國の兵を發し、弟の泰家に附けて西上せしむることにした。それで、兵粮を諸邑から徵發したが、順を逐うて、新田義貞の領地まで行くと、義貞は、その役人を斬つて仕舞つたから、高時は、大に怒り、そこで、專ら、その兵の鋒先を、

北の方新田に向けることにし、金澤貞將、櫻田貞國を遣はし、道を分つて義貞を攻めしめた。そこで、貞國は、義貞と入間川に戰つた。その殺されたり傷いたりした者の數は、雙方互角であつたが。退いて久米河に止宿し、あくる日、又戰ふと、今度は、勝利を得なんだので、退いて分陪に宿つて居た。そこで、高時は、泰家を遣はして之を援けしめ、夜のひきあけ頃、兵三千人をして、手を揃へて射出さしめ、そして、全軍が之に續いて攻めかけ、大に義貞の軍を敗つた。かく敵に勝つたので、心おごり敵を侮つて、戰備を設けずに居ると、三浦義勝が、叛いて義貞に附き、その兵を合せ、不意に來り攻めたのに出くわしたので、泰定は駭き走り、横溝某安保某が、引き返し鬪つたが之に死んだ。そして、小山千葉の二族は、何れも叛いて、貞將が、これと共に戰つたが敗れ走つた。かく、諸軍が、みな敗れて、鎌倉へ歸つたときに、六波羅の敗れたといふ便が來たので、幕府の內外が、驚き怖れて、顏色をかへた。

間一日。義貞三道來攻。高時乃遣基時。貞直。守時。守時長時孫。而足利高氏妻兄也。拒子囊坂。大敗。曰。吾被猜疑。不若速死。乃自殺。貞直拒極樂寺坂。敗退。家臣本間某。獲罪家居。是日出戰。斬敵將大館宗氏。獻首貞直。而自殺。貞直感激。冒敵陣死。基時與義貞相持于假粧坂。而義貞選兵自稻村崎入。縱火府中。高時以千餘人。逃于東勝寺先塋。貞將戰死。基時。國時。鹽飽聖遠父子。皆自殺。三道軍皆潰。安東聖秀自極樂寺軍還。則府第已灰矣。憤激曰。百年之跡。何無一死節屍乎。下馬將死。其從女爲義貞妻。贈書招降之。聖秀作色。謂使者曰。吾姪士家女。何爲此無恥之言。而義貞亦不呵止之也。以書握刀。割腹而死。

（訓釋）間一日、一日を隔てゝ●被猜疑、高氏の妻の兄といふので妬み疑はるゝなり●感激、心にしみて氣を勵まし奮ふなり●相持、互に睨み合つて居る●先塋、先祖代々の墓所●已灰、燒けて既に灰になつて居る●憤激、心にいきどほり猛ること●無一死節屍、一つも忠節を盡して死んだ屍骸がない●從女、めい●呵止、しかり止める。

（通解）一日を隔てゝ、義貞の軍は、三道から來て鎌倉を攻めた。高時は、そこで、防禦のため基時、貞直、守時を遣はした。守時は、長時の孫で、そして、足利高氏の妻の兄であるが、子囊坂の方を拒いで大に敗れたので、「此方は妬み疑はれて居るから、早く死んだ方がましぢや」といひ、そこで、自殺した。貞直は、極樂寺坂の方を拒ぎ、負けて退いたが、その家來の本間某は、前に罪を受けて家に居たのを、この日は、出でゝ戰ひ、敵將の大館宗氏を斬り、その首を貞直に獻じて自殺したので、貞直は、これに感じて氣を勵まし、敵陣に切り込んで討死した。基時は、義貞と、假粧坂に睨み合つて居て、まで戰はなんだが。その中に、義貞は、兵をより拔いて、稻

村崎から入り込み、火を鎌倉に放つたので、高時は、千餘人を引き連れ、東勝寺なる先祖の墓地へと逃げ、貞將は討死し、基時、國時、鹽飽親子などは、何れも自殺し、三道に備へてあつた軍は、何れもみな潰えた。安東聖秀が、極樂寺坂から還つて見ると、幕府の屋敷は、もはや燒けて灰になつて居たので、心憤り氣は猛つて、「百年以來のこの跡に、何とて、一つの忠節に死んだ屍骸もないのか」といひ、馬から下りて、今や死なんとすると、その姪は、義貞の妻であるが、手紙を贈つて、之を招き、降參させんとしたので、聖秀は、顏色をかへ、使者に向つて、「身共の姪も、侍の家の娘ぢやに、如何なれば、斯く恥を知らぬことを申すのか、して、義貞とても、また、それを叱り止めぬのであるか」といひ、その手紙を以て刀を握り、腹を切つて死んで仕舞つた。

義貞ノ軍進テ入二府中一。無シ復抗者一。獨長崎高資子高重力戰。敵四面萃レ之。高重左右ニ衝突。所レ向皆披。還見二高時一曰。事已ニ至レ此。公自爲レ圖。雖レ然。臣猶欲ニ一快戰一。公且待レ之。乃乘二其愛馬一。與二百餘騎一。撤レ幟裹レ刃。雜二入新田氏軍一。狙擊義貞一。垂レ及而覺。敵兵圍之。高重乃大呼奮擊。馬上掀二敵一將一。投二數步外一。敵軍辟易。高重走至二東勝寺一。則高時以下方訣飮。屬二觴高重一。高重三釂。傳二之攝津道準一。而自屠抉レ腸出レ之、道準笑曰。好下物也。因滿酌。盡レ手以傳二諏・訪直性一。而死。直性與二長崎圓喜一皆死。高時乃自殺。從死者凡六千八百餘人。

（訓釋）萃、あつまる●皆披、いづれも其勢に恐れて靡く、避けて退くこと●爲圖、計を爲せと同じ、覺悟めされといふこと●撤、取り去る●裏つゝむ●掀さし上げる●訣飮、最期の別れの酒盛をする●屬膓、杯をさす●三釂、三杯飮みほす●傳、杯をまはす●抉腸、腸をえぐり出す●好下物、よい酒の肴●滿酌、一ぱいつぐ。

（通解）かくて、義貞の軍勢は、進んで鎌倉に入り込んだ。誰も、またと敵對する者もなかつたが、ひとり、長崎高資の子の高重が、力を盡して戰ふと、敵は、四方から之を目がけて集まつて來た、高重は、右に左に突つかけると、その向ふ所は、みな靡き避けたが、高重は、引き返して、高時に面謁し、「事がもはや此の通りになりましたしかし、私が、まだ一度、思ふ存分に戰つて見たいと存じますれば、我君には、御自身に御覺悟遊ばされませ、下さりまする樣に」といひ、そこで、その愛して居る馬に乘り、百餘騎と共に、旗を取り去り、刀物を裏み、新田氏の軍勢中にまぎれ込んで、義貞を狙ひ擊たんとし、殆んど義貞の側まで行かんとする所であつたが、事が露顯したので、敵兵が之を圍んだ。高重は、そこで、大に呼ばはつて奮擊し、馬上に居ながら、敵の一將をさし上げて、數步もある外へ投げつけたので、敵軍ば尻込みして寄り附く者もなかつた。高重は、走つて東勝寺に行くと、高時以下が、丁度、別れの酒盛をして居て、盃を高重にさしたので、高重は、三杯を飮み乾し、之を攝津道準にまわして、自

から腹を切り、腹をえぐつて之を出した。道準は笑つて、「これは、よい酒の肴ぢや」といひ、そこで、盃一ぱいに酒をつぎ、半分を飲み盡して、それを諏訪直性にまわして自殺し。直性も、長崎圓喜と共に、みな死んだ。高時は、そこで、自殺した。之に從つて死んだ者が、凡そ六千八百餘人あつた。

（文典）　後置詞に就いて

後置詞の中、他を喚呼するとき、その名の下に附せらるゝものは、その名と連結したる儘、一の名詞として取扱ふべきものたるは、申すまでもないが、それに就いては、卷一に、名詞の格を區別せし中に、呼格といへるものを分けて置いたが、この後置詞の伴ひたる名詞、即ち卷二（頁三五〇）に例示したる「賜也」「由也」「參乎」「變乎」などの類は、いづれも、その呼格に在る所の名詞なのである。

以上、文辭の類別に關する餘談として述へ來りたるものが、意外に長くなつたが、餘談はこの邊にて之を止め、次の卷より文章構成法に關する講述を試みることにしやう。

高時有二子。曰萬壽。龜壽。萬壽之母之兄五大院宗繁。受高時遺託。爲匿萬壽。義貞購求高時遺胤。宗繁欲斬送萬壽。而憚物議。乃紿萬壽曰。敵且來捕。宜逃伊豆。萬壽從之。宗繁走告義貞。追獲斬之。義貞疾宗繁所爲。將誅之。宗繁亡匿。無舍者。道餓死。初泰家密諭諏訪盛高曰。萬壽既託宗繁矣。汝奉龜壽以爲後圖。雖家兄自招禍。而天豈遽忘我祖宗德哉。時高時逃葛西谷。而龜壽猶孩。從在母所。盛高往言於衆婢曰。速付次郎我。公欲訣之。聞太郎已死。次郎亦終難免耳。衆婢皆泣。盛高佯怒。取之而去。走信濃。匿於諏訪祠官賴重家。泰家既遣盛高。欲自脫走。爲重傷歸鄉者狀。臥畚中。以鰻衣自覆。南部景家。伊達匡衡舁之。令二卒擊新田氏號。騎而先導。走陸奥。餘兵三百餘人。度其行遠。火第自殺。新田氏至。以爲泰家已死也。鎌倉興六波羅。間十五日。皆夷滅。

（訓釋）遺託、遺言して委託すること●購求、懸賞して搜すこと●憚物議、世間の取沙汰に氣兼する●疾、惡む●無舍者、泊めてくれる者もなかつた●祖宗、祖先といふが如し、祖は始にて、功ある者即ち先祖をいふ、宗は本にて、先代中最も德ある者を尊びいふ語なり●葛西谷、東勝寺の在る所●孩、みどり兒生れてより間のなき幼兒をいふ●次郎、二男の意味●太郎、長男の意味、即ち萬壽のこと●祠官、神主●畚、もつこ、土を盛れて運ぶ具●鰻衣、血に染みたる著物●覆、かぶせる●繫新田氏號、新田家の印をつける●度其行遠、泰家の遠くへ行いた頃を見計ふ。

（通解）高時に二人の子があつて、萬壽龜壽といつたが、萬壽の母の兄の五大院宗繁が、高時の

遺言せる頼みを受けて、その爲に、萬壽をかくまつて置いた。しかるに、義貞が、懸賞をして、高時の子どもを求めると、宗繁は、萬壽を斬り殺して送らうかとも思つたが、世間の取沙汰に氣兼し、そこで、萬壽を欺いて、「敵が來て捕へやうと致して居るから、伊豆へ逃げなさい」といひ、萬壽が之に從つて出かけると、宗繁は、走つて義貞に知らせたので、追かけて往つてつかまへ、之を斬つたが、義貞は、宗繁の餘りなる仕打を惡み、之を誅殺せんとすると、宗繁は、感附いて亡げ匿れんとしたが、誰も泊めて呉れる者さへなかつたので、道中で餓えて、のたれ死をして仕舞つた。はじめ、泰家が、內々諏訪盛高に諭して、「萬壽は既に宗繁に預けたが、其方、龜壽を守り立てゝ、後日の分別を致して呉れ、兄上には、自分からこの禍を招かれたのであるが、しかし、天道は、いかで、俄かに我が祖先の德を忘れて、再興の叶はぬ樣なことがあらうぞ」といつたが、この時、高時は、葛西ケ谷の東勝寺に逃げて、龜壽は、まだ極幼兒であつたので、母の所に附いて往つて居つたから、盛高は、そこへ往つて、多せいの腰元どもに告げ、「早速御次男樣を身共に渡されい、我君か、御暇乞をなされたいとの御事ぢや。承れば、御長男樣は、早や御亡くなりになつたそうぢやで、御次男樣も、また、いづれは御免れなさることは六箇敷からうて」といふと、腰元どもは、皆、泣いたが、盛高は、わざと怒つた風をして、龜壽を取つて立ち去り、信濃に走つて、諏訪神社の神主、賴重の家に匿れた。泰家は、はや盛高を立たせてやつたから、自分にも脫走せんと思ひ、重い手傷を受けて鄕里へ歸る者の樣な風にし、もつこの中に橫はり、血に染みたる著物を以て自分にかぶせ、南部景家伊達匡衡が之をかき、二人の兵卒をして、新田家の印を附け、馬に乘つて先導せしめ、かくして、鎌倉をぬけ出で陸奧に走つた。あとに餘れる兵士三百餘人は、泰家が大分遠くまで行つた頃を見計らひ、屋敷に火をつけて自殺した。新田氏がそこへ來たが、泰家は已に死んで仕舞つたこと、思つて居た。かく、鎌倉と六波羅とは、十五日を隔てて、悉く平らげ滅ぼされて仕舞つた。

長門探題時直。時房第五子也。爲二土居氏一。得能氏所レ攻。航而東走。聞二高時死一。欲レ還二筑紫一。筑紫探題北條英時。亦爲二少貳貞經所一レ攻殺一。時直因二貞經一降。宥レ死歸レ邑。尋病死。淡河時治。時房孫也。初屯二越前一。阨二北陸道一。已而越中守護名越時有戰死。平泉僧兵來攻。時治與二妻子一皆自殺。時直時治之亡。與二鎌倉六波羅一皆同月。是月。大佛高直。二階堂貞藤。長崎高資等解二千窟一。園。退保二南都一。七月。謀レ犯二京師一。官軍來攻。高直等削レ髮而降。斬レ于二阿彌陀峯一。以二貞藤嘗諫一高時一。特宥レ死歸レ邑。尋謀レ反見レ誅。

（訓釋）貞藤嘗諫高時、今已に公權を執へ、又帝王を遷さんと欲す、天道を如何ん、といひしこと、上に出でたるか如し。

（通解）長門の探題の時直は、時房の第五子であるが、土居氏得能氏の爲に攻められ、舟に乘つて東に走ると、高時が死んだと聞いたので、筑紫を指して引き返へさうと思つたが、筑紫の探題の北條英時も、また少貳貞經の爲に攻め殺されたから、時直は、貞經にたよつて降參し、朝廷では、死罪を宥して領地に歸らしめられたが、間もなく病氣で死んだ。又、淡河時治は、時房の孫であるが、はじめ、越前に屯し、北陸道を喰ひ止めて居ると、その內、越中の守護の名越時有が戰死し、平泉寺の僧兵が、來つて時治を攻めたので、時治は、妻子と共に、みな自殺して仕舞つた。この時直と時治との亡びたのは、鎌倉六波羅と、何れも同じ月であつた。この月、大佛高直、二階堂貞藤、長崎高資等は、楠正成の立て籠れる千窟城の圍を解き、退いて奈良を守り、七月、京都を犯さんと巧んで居たが、官軍が來り攻めたので、高直等は髮を剃つて降參し、阿彌陀ヶ峰に斬られた。貞藤だけは、かつて、高時を諫めたことがあるといふので、特別に死を赦され、領地に歸らしめられたが、尋いで謀叛を企てたので、誅殺せられた。

明年。赤橋重時。僧憲法。及本間。澁谷。規矩。絲田氏等竝起。皆敗死。而泰家自ニ陸奥一潛ニ來ニ京師一。依ニ藤原公宗一。公宗公經之裔。與ニ北條氏一有レ舊。相俱窺ニ伺朝廷一。時朝廷失レ政。天下之士民皆思ニ北條氏一。時家於レ是蓄レ髮。更ニ名之時。與ニ時一。龜壽在ニ信濃一。亦更ニ名時行一。約レ期攻ニ京師一。事覺。公宗被レ誅。時與逃亡。不レ知レ所レ終。而時行與ニ諏訪頼重一。招ニ聚黨一。故。旬日得ニ五萬人一。東攻ニ足利直義於ニ鎌倉一。走レ之。尊氏自ニ京師一來討。時行遣ニ名越基時一。將ニ三萬人一。逆擊。臨レ發大風破レ屋。時基更ト日。兼行戰レ于ニ橋本一。後軍多ニ亡者一。且戰且退。阻ニ相摸河一而陣。水方ニ漲一。時基不レ備。足利氏夜濟。時基大敗。與ニ三百人一走歸。頼重使ニ時行脫走一。而與ニ四十餘人一剝レ面自殺。足利氏至。謂ニ時行既死一也。時行起レ兵。二旬而敗。世目レ之曰二十日前代一時行之起也。名越時兼亦起ニ北國一。及ニ時行敗一。爲ニ加賀ノ將士所ニ攻滅一。

（訓釋）●本間、八郎といふ●澁谷、名未詳●規矩、高政といふ●絲田、貞義といふ●有鶯、公經が義時と伸が善く、爲に、鎌倉征伐の手始に、先づ囚はれとなつた位で、兩家の間には、古い親あるなり●窺伺、隙を覗ひ伺ふ●士民、人民といふが如し、總稱なり●約期、時期を約束する●黨故、一味の者や舊の字を賜ふて名を改めしなり●卜日、日の吉凶をうらなふ。

（通解）あくる年、赤橋重時、僧の憲法、及び、本間、澁谷、規矩、絲田氏などが、竝び起つたが、みな敗れて死んだ。して、かの北條泰家は、つたが、公宗は、公經の末孫で、北條氏とは、舊い親のある間柄であるから、兩人ともに、朝廷の隙を覗ひ伺つて居た。この時分、朝廷では、政事の仕方を過つて居たので、天下中の人々が、みな北條氏の昔を思ふ樣になつて來た。泰家は、陸奥から、忍んで京都に來り、藤原公宗にたよが、そこで、髮をのばし、名を時興と改めた。

この時、龜壽は、信濃に居り、また、名を時行と改め。兩人が、時期を約束して、京都を攻めやうとしたが、その事が發覺して、公宗は誅せられ、時興は何れへか逃げ失せたが、その後如何になりしか、その終りは分らない。さて、時行の方は、諏訪賴重と共に、徒黨や緣故のある者を招き集めると、十日程の間に、五萬人を得たので、東の方、足利直義を鎌倉に攻めて、之を走らせたが、その兄、尊氏が征伐に來たので、時行は、名越時基を遣はし、三萬人を率ゐ、迎へ擊たしめた。しかるに、愈々出發するといふ時に、大風があつて、家屋を破損したので、不吉であるといふ所から、時基は、改めて目の吉凶を占づて出かけ、晝夜兼行して、橋本に於て戰つたが、後詰の軍に、逃げ出す者が多かつたから、戰ひつゝ退いて、相模河を阻てゝ陣取つた。折しも、水が丁度漲つて居たので、時基は、油斷して、用心をせずに居ると、足利氏は、夜中、河を渡つて攻め來り、時基は、大に敗れて走せ歸つた。賴重は、時行をして脫走せしめ、そして、四十餘人と共に、顏の皮を剝いで自殺した。それで、足利氏が鎌倉へ來た時には、時行は既に死んだものと思つた。時行は、兵を起してから、二十日間で敗れて仕舞つたので、世間では、之を名けて二十日前代といつた。時行の起つたに連れ、名越時兼も、また、北國に起つたが、時行の敗るゝに及び、加賀の將士の爲に、攻め滅ぼされて仕舞つた。

延元二年。時行遣レ使詣ニ吉野一、行在ニ上言一曰。臣父伏ニ天誅一。臣不敢怨。所レ怨者、足利尊氏。世受ニ恩於臣家一。而卒背レ之。今又困ニ天子一。臣願討ニ尊氏一。以贖ニ父罪一。詔許レ之。尋以ニ五千人一發ニ伊豆一。從ニ官軍將源顯家一。擊ニ走足利義詮於鎌倉一。退至ニ美濃一。與ニ上杉憲顯等一。戰レ于ニ青野原一。轉戰至ニ和泉一。及ニ顯家敗一。終赴ニ行宮一。任ニ左馬權頭一。三年。從ニ宗良親王一。至ニ遠江一。擊ニ破今川範氏兵于ニ匹馬驛一。從ニ親王一投ニ井伊高顯一。亦不レ知レ所レ終。

（訓讀）卒、ついに、終の字と意義略同じ●轉戰、あちこちと所々に戰ひ廻ること、

（通解）その後、延元二年に、時行は、使を遣はし、吉野の行在所に至らしめ、上言して、「臣の父高時は、天誅を蒙りましたが、臣は、それを怨に思ふことは致しませぬ。たゞ怨まするのは、足利尊氏が、代々、恩を臣の家から受けながら、終にはその恩に背き、今また、天子を困め奉ることで御座りまする。臣は、何卒、尊氏を征伐致し、それを以て父の罪を贖ひたう存じまする」といつたが、詔して之を許され、間もなく、五千人を率ゐて伊豆を發し、官軍の將源顯家に從つて、足利義詮を鎌倉に擊ち、之を走らせ、退いて美濃に至り、上杉憲顯などと青野原に戰ひ、それより、彼處此處と戰ひつゝ和泉に至つたが、顯家の敗るゝに及び、とう〳〵吉野の行在所に赴き、左馬權頭に任せられ、三年には、宗良親王に從つて遠江に至り、今川範氏の軍勢を匹馬驛

に撃ち破り、親王に従ひ井伊高顕の處へ身を寄せたが、これもまた、その終りは如何なりしが、分らないのである。

外史氏曰。北條氏之於源氏。則藤原氏之於王家也。皆不用寸兵尺鐵而簒其國。於是削弱兄弟。疏斥親族。以爲子孫除患害。而不悟其自翦伐。以資異姓。可不哀哉。源氏之成國也。固懸殊王家。而其謬計出王家所未爲。故其取禍。有更烈者。而北條氏之陰謀狡智。乃非藤原氏所及也。闔其骨肉。翦其手足。潜収黙竊其權。而如己未嘗措手。及其得權。亦有所翼戴。而不敢自居。辭其名。而取其實。舎其利。而操其柄。使天下不能議己。子孫守其遺謀。而加以周密。終使帝王之廢立。攝籙之進退。盡取決於己。而如己無所關。不得已爲之措置。是北條氏家法。所以能長持天下權衡焉。而至於盡心民事。前後武族所罕覩也。蓋自知其悖逆。人神所不容。惴惴焉計以此贖之。而秦時其最者矣。

（訓釋）寸兵尺鐵、寸尺は極わづかなること、兵鐵は刃物。簒、奪びとる。社席之上、社席はしとね、即ち寝具にて、蒲團の上といふが如し。又、妊席は、閨門即ちれやといふ意味にも用ゐらる、語なり。今は、北條氏が居ながら天下の政權を奪びしことをいふものなるが、又、政子の關係よりいへば、閨門の意をも含めるものとして解すべきなり。其宗、その一族。倚、たよる、頼みとし力とする。翦弱兄弟、兄弟の勢力を削り弱める。疏斥、疏遠にしたり排斥したりする。翦伐、切り除くこと、樹木の枝葉などを取り去るに喩へたるなり。懸殊、かけ離れて異つて居る。譎計、誤れる計畫、失策。狡智、わる賢い智慧。潜收默竊、人の氣のつかぬ間に、そつと手に入れ、だまつて居て盗む。措手、その事に手をつける。有所翼戴、上に置いて之をたすけあかめて居る者がある。輟経を始めとして、將軍を戴いて居りしことをいふ。辭其名、その名前を避けて受けず。其柄、その權柄。議己、自分のことを彼此と非難する。遺謀、のこし置いた計りごと。周密、周詳綿密、抜目なく行き届くこと。措置、取捌き、處置と同じ。持天下權衡、權は秤のおもり、衡はさお、天下治亂の樞機を握つて、よく維持せしをいふ。悖逆、天理にもとり人道にさかふ、天子の簒奪。惴惴焉、憂へ恐るゝ貌。

（通解）外史氏曰く、北條氏の源氏に於けるは、藤原氏の帝室に於けると同様で、何れも、一寸の刀物一尺の武器をも用ゐずに、その國をば、しとねの上に座つて居て奪つたものであるが、何といふ容易いことであつたらうか。大體、人情としては、その一族の親むべきことを知らぬものとてはないが。さて思案をして見ると、それは、妻の味方の方の頼になるのには及ばないといふところから、さては、兄弟を殺しなどして、その勢力を削り弱めたり、親族を疎外し排斥したりして、それで、子孫の爲に、患や害を除いて仕舞つたと思ふ様なことになるので。しかも、それが、自分からして、恃になる骨肉をは切り去つて、他姓たる妻の里方に都合の宜いことをして居

るのだといふことに氣附かないといふのは、歎かしく思はずに居られぬことではないか。源氏の政權を握つて、一國の如き形を成したのは、固より、帝室とは、掛け離れて事情を異にして居り、その誤れる計畫も、帝室が未だ爲されなかつた致方をしたので、その禍を受けたことも、弒逆に遭ふて滅亡するが如き、帝室に比すれば、一段と烈しきものがあつたが。しかし、北條氏の人知れぬ巧と惡る賢い智慧といつたら、藤原氏の及ぶ所ではなかつたので。源氏の骨肉同士を鬪はしめて、その手足を切り、その權力をば、人の氣のつかぬ間に、そつと手に入れ、だまつて盜んで、そして、自分は、もとから、手を出したことのない樣な風をして居り。その政權を得るに及んでも、また、上に輔け戴いて居る將軍といふ者があつて、自分には、その地位に居ることを敢せず、その名を避けてその實を取り、その利益を捨てゝその權柄を握り、天下をして、自分を非難することの出來ぬ樣にして置いた。してその子孫も、先祖の遺して置いた謀を守り、その上に、拔目なく行き屆いて居たので、仕舞には、天子の廢立も、攝政關白の進退も、殘らず、その決定を、自分によらしむる樣にし、そして、自分は、それには關係する所はなく、たゞ、已むことを得ず、して、その處置をする樣な如く見せかけた。これが、北條氏の家法で、長い間、天下の樞機を執つて持續することの出來た譯なのである。そして、心を民事に盡したことに至つては、あとさきの武族中に於て、稀に觀るところであつたが。これは、大體、自分からして、その天理に戻り人道に背いた所作が、人民も天道も、共に宥さぬところであることを知り、憂へ恐れて、如何にもして、これを以て、その償にしたいと企てたものなので。その中でも、泰時が、その一番すぐれた者であつたのである。

世之論者。於二泰時一無レ所レ間。然已。余謂。承久之事。泰時其罪之魁也。何哉。使二泰時之賢。果如レ所レ傳乎。則既定二禍難一擁二大兵一於二輦下一。諸大處分。莫レ不レ由レ己。其與二朝廷一輿二幕府一。往復之際。豈無レ所レ以善處之。已可二以理導一。又可二以勢禁一。是之不レ思。而陷二其父於大惡一。雖レ有二善政一。寧贖二其罪一邪。是知審史所レ稱。泰時勸二其父一。請レ鬪納レ降。不レ聽。臨レ發。問下遇二親征一則何爲上。曰。降レ之。否則決。前。皆史氏爲レ之文レ過耳。不レ足レ信也。至二其立一後嵯峨一。亦出二恩仇之私一。論者謂二之天命正理一。亦過褒矣。

（訓讀）世之論者は、泰時に於て間然すること已む。余謂へらく、承久の事は、泰時其の罪の魁なり。何ぞや。使し泰時の賢、果して傳ふる所の如くんば、既に禍難を定め、大兵を輦下に擁し、諸大處分、己に由らざるは莫し。其の朝廷と幕府に與するや、往復の際、豈に以て善く之を處る無かるべけんや。已むを得ざるに、又以て勢を禁ずる無かるべけんや。是れ之を思はずして、而して其の父を大惡に陷る。善政有りと雖も、寧ろ其の罪を贖はんや。是れ知る、審史の稱する所、泰時其の父に勸めて、請ひて鬪を納れて降らしむ。不レ聽。臨レ發。問下遇二親征一則何爲上。曰。降レ之。否則決。前。皆史氏爲レ之文レ過耳。不レ足レ信也。至二其立一後嵯峨一。亦出二恩仇之私一。論者謂二之天命正理一。亦過褒矣。

（訓釋）間然、間は缺陷、すきまを指して非難することを云ふ。往復之際、交渉の場合といふが如し。雙方の間に往復して掛け合ふなり●奮史、增鏡等を指す●決前、決心して進む●史氏、歷史家●文過、泰時の過を飾る●恩仇之私、土御門帝が、北條氏を討つの謀に與らざりし故を以て、その皇子の後嵯峨帝を立て、須德帝の皇子を立てざりしは、恩と仇とに對する私心に出でしものといふ意●過褒、ほめすぎ。

（通解）世間の論者は、泰時に對しては、何等の非難するところもないが。余は、泰時が、その罪人の頭領である。それはなせなれば、泰時の思ふ所では、承久の事に就いては、泰時が、

賢なることが、果して世間に傳ふる所の如くであつたならば。最早や禍難を平定して仕舞つて、大兵を御膝元にかゝへて居り、すべて大事件の處分は、自分の手から出ぬものとてはなかつたのであれば、その朝廷と幕府との間に於ける、萬般の掛け合ひの場合に、いかで旨く之を取り計ふ手段がないことがあらうぞ。元來が、君臣の間に於ける義理を以て、父を善に導くことも出來れば、又、此時には、大兵を擁したる勢力を以て、父の惡を禁することも出來たのである。これをしもこれ思はずして、其父を大惡に陷れたのであれば、たとへ、後に善政があつたところで、どうして其罪を償ふことが出來やうぞ。これであるから、舊い歷史に云つてあるところの、泰時が、その父に對し、朝廷に往つて降參せんことを勸めたれども、聞き入れられず、出發に臨んで、「上皇の御親征に遇ふた時には、如何致しませうか」と聞くと、義時が「降參するか、さもなくば決心して進め」といつた、といふ話なども、みな歷史家が、泰時の爲に、過を飾つたものに外ならぬので、信するに足らぬといふことが分るのである。その後嵯峨天皇を立てたといふことなども、また、恩と仇とに對する私情から出たことで、論者は、土御門上皇が、北條氏を討つの謀に與らず、その餘慶が皇子に顯れて、後嵯峨帝の卽位となつたのであれば、これこそ、天命である、正理である、といふけれども、これも、また、ほゞ過ぎである。

然北條氏七世。其可レ以二人理一論上者。獨有二泰時一。其他如二義時一輩。皆蛇鳶鬼蜮。又曷足レ責歟。或傳。義時誅二深見某者一。而近二其子一。卒爲レ所レ殺。噫。是其或然也。昔平清盛。源義仲。竝稱レ兵抗二上皇一。皆除レ讒人一而已。不レ敢遂二其幽囚之計一也。然猶不レ免二誅滅一。如二義時一者。眞無前逆賊。而得レ脫二叛名於世一。天其假二手其臣僕一懲レ之也。及二其子孫一。遇二新田氏之斧鉞一。抉二其巢穴一。殲二其醜類一。天網恢恢疏而不レ漏。豈不レ信哉。

（訓釋）●人理、人間の道理●蛇鳶鬼蜮、蛇は、くちばみ、鳶は、とび、鬼蜮二字熟していへば、鬼はおに、蜮はいさごむし、口に砂を含んで射て人を殺すといふ怪蟲。但し、蛇鳶二字熟してもいふ●曷足レ責歟、曷レ足レ責歟ともよむ、曷は、何●傳、キヨモリ入道ヨシナカハジヤウクワウ上皇ヨシナカトモヤスチカ後白河上皇●除讒人、清盛の成親などに於ける、義仲の知康に於ける、何れも讒言者を除きたるなり●無前、これまでに無い●脫、のがれる●斧鉞、おのまさかり。古へ重刑に處するに斧鉞を以てせしより、大罪ある者にして殺されたる場合にかくいふなり●抉、ゑぐる●巢穴、上に蛇鳶鬼蜮などいへば、その一族の棲家を喩へてかくいふなり。鎌倉のこと●殲、殺し盡す●醜類、汚らはしき同類、惡黨●天網恢恢疏而不漏、天の網は廣大にして、その目あらけれども、善惡ともに漏らすことなければ、何時かはこの網に罹り、惡を爲せしものは、必ず惡報を受くる時があるといふ意。老子に出でたる語なり、但し、老子では、不レ漏が不レ失となり居るなり。

（通解）去り乍ら、北條氏七代の中で、その人間の道理を以て論ずることの出來る者は、たい泰時が居る計りで。その他、義時などの輩は、皆、うはばみや鬼の樣な奴であるから、また何ぞ、かれこれと責むる程の價値があらうか。或は、義時は、深見某といふ者を殺して、その子を近ず

けて寵愛したが、とう〳〵、その者の爲に殺された、といふ言ひ傳へもあるが、あゝ、これは、左樣であつたかも知れない。昔、平清盛や、源義仲は、何れも、兵を擧げて上皇に手向つたが、みな讒言者を除かんとしたのみで、憚る所もなく、これを押し込め奉る樣な企を遂行したことはなかつた。それでも、なほ、其身が誅せらるゝか、その一族が亡ぼさるゝのを免れなんだのである。義時の如きは、眞に、これまでに無い逆賊でありながら、叛賊の名を世間から免かるゝことが出來て居るのであれば、天は、それ、手をその家來に借つて、之を斃したものであらう。その子孫に及んでは、新田氏の斧鉞の誅伐に遇ひ、その隱れ家をえぐりかへされ、その惡黨どもを殺し盡されて仕舞つた。天網は廣くして、その目は疎くとも、漏すことはないと申すが、なんと信ではあるまいか。

外史氏曰。時宗之禦元虜。保我天子之國。足以償父祖之罪矣。虜蓋以其所以恫喝趙宋者。來擬於我。我卻其使不納。未有曲直也。及彼以兵來脅。翦屠我邊疆。則曲在於彼。使再來。不可不執而戮之。折彼凶威。定我民志。奪其所挾。而決死待之。可謂深中機宜矣。否則我幾何而不爲趙宋也。其後。唯菊池氏之待明。庶幾接武。足利氏屈膝外嚮。不足言已。豊臣氏能不辱國體。勝足利氏萬萬。然至與明戰。張皇太甚。內自困敝。雖攻守異勢。不及北條氏遠矣。北條氏之策。守則土著。不煩徵發。軍領不擾經費。委任將帥。不自中掣之。其戰則憑陸誘寇。走舸逆戰。短兵急接。皆可以爲後世之法也。吾嘗觀鎭西士人所傳元寇圖卷。虜盛以砲礮臨我。而我兵揮刀奮前。虜不暇發焉。蓋是時我未有火器相敵。吾是以知兵之勝敗。在人不在器。我長技自有在焉。可恃也。

（訓釋）恫喝、おどす●趙宋、宋の姓は趙氏なること、上にいへるが如し、故にかくいふ●擬、あてがう●翦屠、きりほふる、●邊疆、壹岐對馬をいふ●凶威、凶暴なる威勢●所挾、强大なのを恃にして居る自負心をいふ●中機宜、機會の宜にあたる、よい場合にあてはまつた●菊池氏之待明、菊池武光の明使を卻けたるをいふ。待は待遇●庶幾、ちかい、殆んと似て居るといひ得ること●接武、企て及ぶこと。武は足跡にて、後者の足が前者の足跡の半をふむを接武といふ。乙の爲せし事が、甲の爲せし事にとゞく程の價値あるときにいふなり●足利氏屈膝外嚮、足利義滿が明の封冊を受けしことをいふ●張皇、大業にする、皇は大、おし擴げて大きくするをいふ●土著、その土地に住して他義より移り來れる者に非ざるをいふ。專ら九州の兵を用ゐしなり●軍須、軍用●掣、干渉すること、ひきとむる●憑、據る●元寇圖卷、蒙古襲來の繪卷物●砲礮、大砲、石火矢●火器、火藥を用ゐて發射する道具●長技、すぐれたる技術。

（通解）外史氏曰く、時宗が、元のえびす共を禦いで、わが天子の御國を保つたことは、それを以て、父祖の罪を償ふに十分である。ゑびす共は、大體、その趙宋をおどし附けた所の仕方を以て、來つて我邦にあてがつたから、我は、その使を卻けて納れなんだ、この時には、何れにも、い

まだ曲直はなかつたが。彼が兵を以て來り脅し、わが邊疆たる、壹岐對馬の人民を切り屠る梓に
なつてからは、曲は彼に在るのであれば、彼の使者が再び來たときには、ひつ捕へて之を殺さね
ばならぬのである。かくして、彼の凶暴なる威勢を挫き、我が人民の志を定め、彼の自負心を
奪ひ、そして、死ぬる覺悟で之を待つて居たといふのは、深く機會の宜に叶つたと申すべきこと
で、左もなくば、我は、どれ程の間にか、趙宋とならなんだとも限らなかつたのである。その後、
唯、菊池氏の明に對しての待遇らい方が、この足跡をふんで、これに及ぶ程の價値があるに近いが。
足利氏が、膝を屈し、國外に向いて、その封冊を受けたなどは、言ふに足らぬ仕打である。豐臣
氏は、よくわが國體を辱しめず、足利氏に勝ることは萬々ではあるが、しかし、明と戰ふに至つ
ては、事を大業にしたことが餘り甚し過ぎて、國内が自然と困難疲弊する樣になつた。往つて攻
めるのと、居て守るのと、その勢をば異にしては居るが、北條氏に比べると、及ばざることは遠
いのである。北條氏の策は、守つて居るのは、士著の兵士で、徵發する面倒もなく、軍用も經常
費を搔き亂さず、一切將帥に委任して中からして之に干涉する樣なこともせず、して、その戰は
陸に據つて賊を誘き寄せ、早舟を走らせて迎へ擊ち、刀劍を以て急に接戰したのであつたが、こ
れ等は、何れも、後世までもの手本とすべきやり方である。拙者は、かつて鎭西の士人が傳へて
居る所の、元寇の繪卷物を觀たが、えびす共が、舟に載せるのに、大砲や石火矢を以てして、我

に臨んで居る、然るに、我兵は、刀を揮つて奮ひ進んだので、えびす共は、それを發する暇がな
かつた。蓋し、この時、我には、未だ火器の彼と相匹敵するものがなかつたのである。拙者は、こ
れを以て、兵の勝敗は、人に在つて道具には、よらぬといふことを知つた。我が國獨得のすぐれた
技術が、自から存在するあれば、特みとすべきことではある。

日本外史講義　卷四終

大正元年十一月　十　日印刷
大正元年十一月十三日發行

定價一圓五十錢
郵稅十二錢

著作權所有

著作者　月見柳莊
東京巢鴨町二丁目三十五番地

發行者　原子廣宣
東京市本所區番場町四番地

印刷者　守岡功
東京市本所區番場町四番地

印刷所　凸版印刷株式會社本所分工場

發行所　東京巢鴨町二丁目三五
振替東京三一二二番
無我山房

342
253
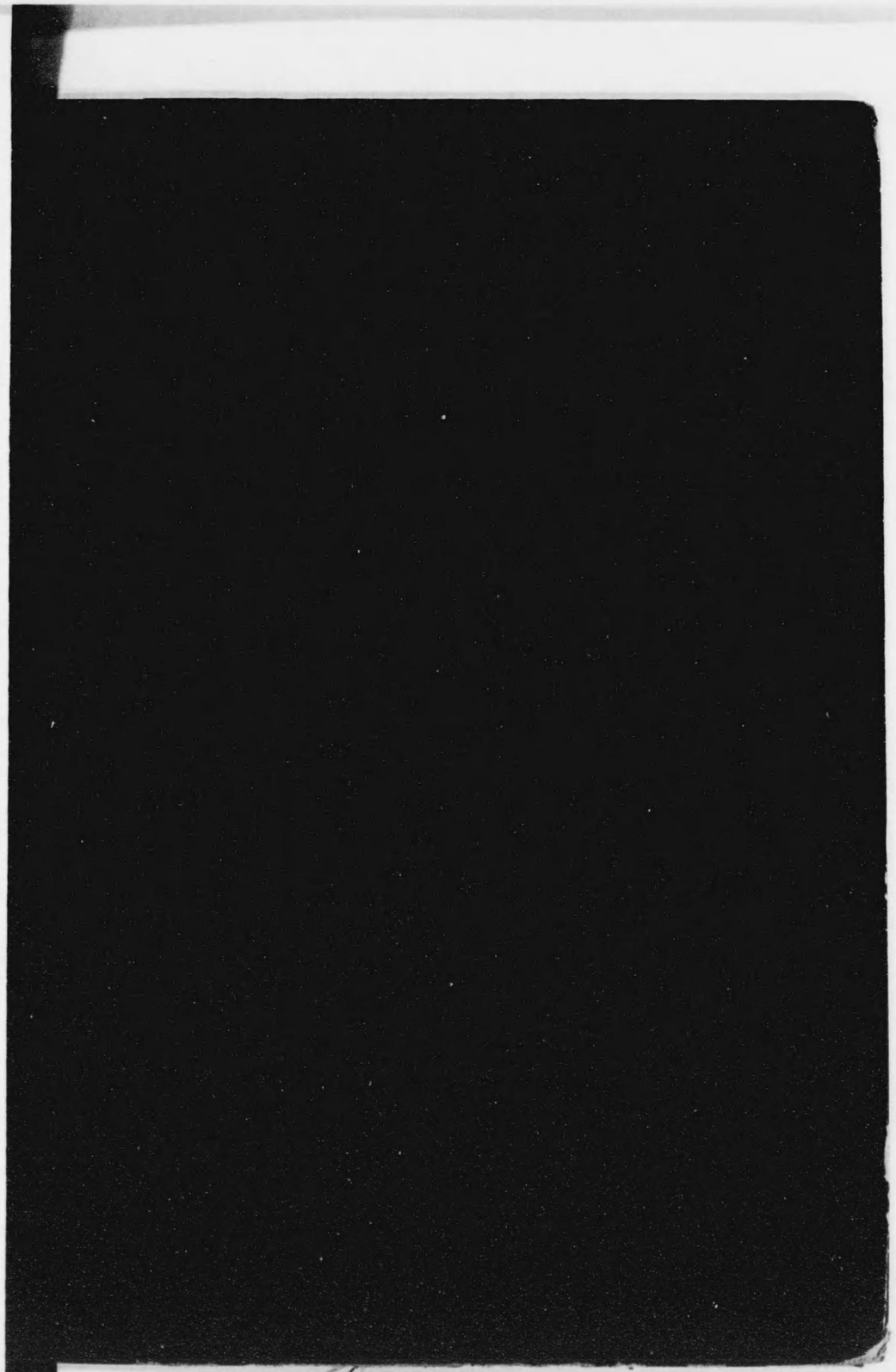
終